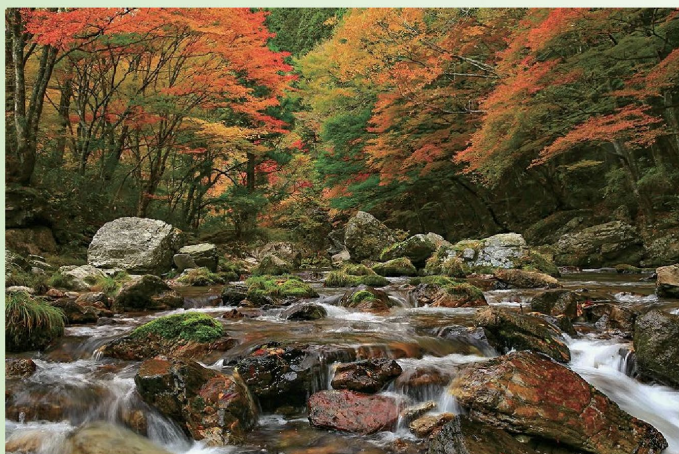


# 内子町 都市計画マスタープラン 立地適正化計画



令和8年4月  
内子町



# 目次

## 第1章 はじめに

1-1	計画の位置付け .....	1
1-2	対象区域 .....	2
1-3	計画期間・目標年次 .....	2

## 第2章 上位・関連計画

2-1	上位・関連計画における方針の整理 .....	3
-----	------------------------	---

## 第3章 町の現状と課題

3-1	人口 .....	9
3-2	土地利用 .....	11
3-3	公共交通 .....	13
3-4	都市施設（道路・公園・下水道等） .....	15
3-5	生活利便施設 .....	18
3-6	産業・観光 .....	30
3-7	財政 .....	32
3-8	都市防災 .....	33
3-9	アンケート調査より抽出した市民意向 .....	35
3-10	まちづくりの課題 .....	40

## 第4章 全体構想

4-1	まちづくりの基本理念 .....	41
4-2	まちづくりの目標 .....	42
4-3	将来都市構造 .....	44

## 第5章 まちづくりの分野別方針

5-1	土地利用 .....	46
5-2	道路・公共交通 .....	53
5-3	生活環境 .....	58
5-4	自然環境・景観 .....	61
5-5	公園・緑地 .....	67
5-6	都市防災 .....	71

## 第6章 地域別構想

6-1	内子地域の整備方針 .....	76
6-2	五十崎地域の整理方針 .....	82
6-3	小田地域の整備方針 .....	88

## 第7章 立地適正化計画

7-1	立地適正化計画の概要 .....	93
7-2	立地適正化計画の策定方針 .....	95
7-3	居住誘導区域・都市機能誘導区域 .....	96
7-4	誘導施設 .....	110
7-5	誘導施策 .....	112
7-6	目標・効果 .....	115
7-7	防災指針 .....	119
7-8	災害リスクの分析 .....	120
7-9	都市防災における課題の抽出 .....	130
7-10	リスクの回避に向けた取組 .....	131
7-11	リスクの低減に向けた取組 .....	133
7-12	防災指針の目標値 .....	139

## 第8章 実現化方策 .....

140

## 巻末資料 .....

142

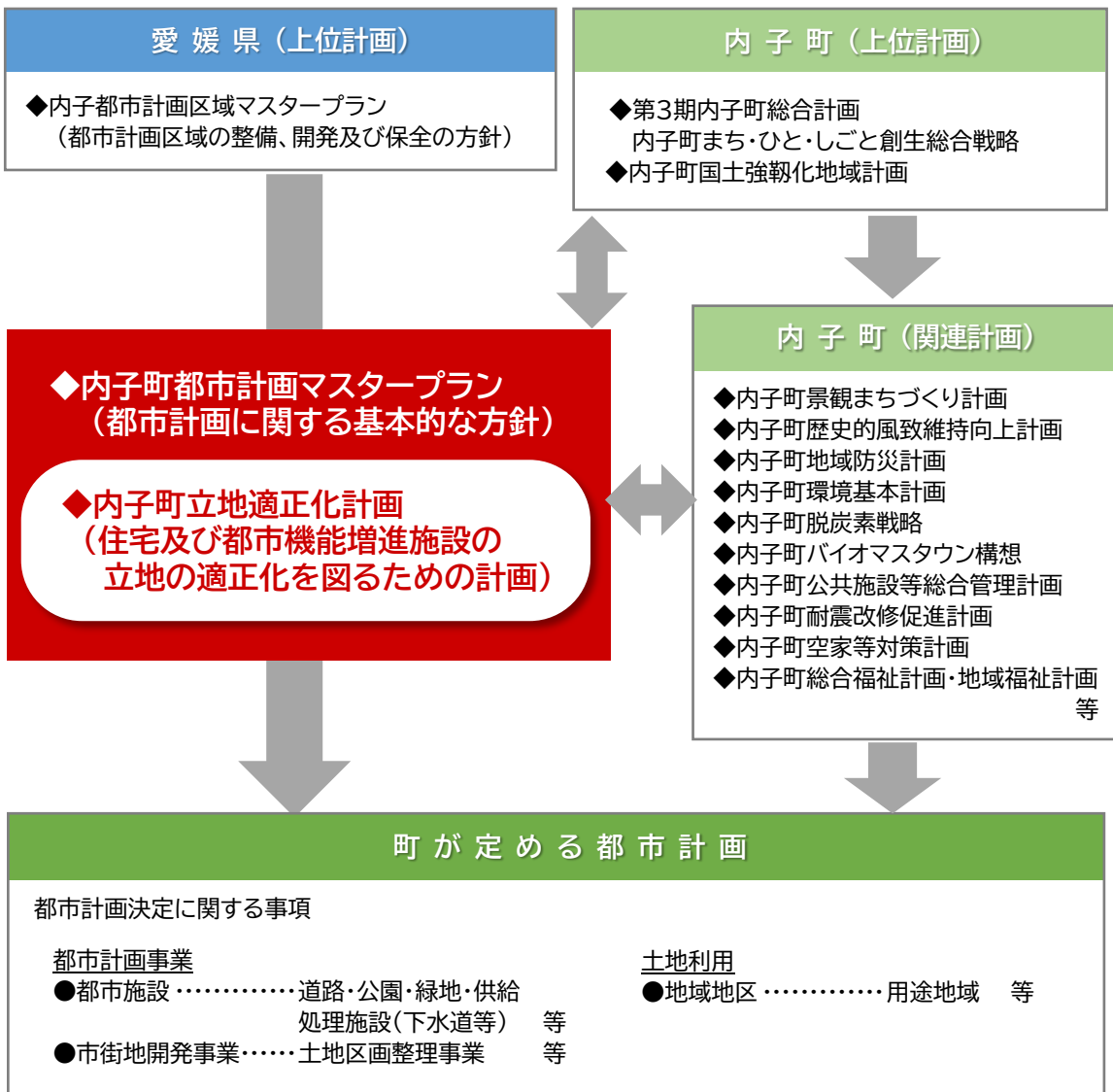


## 第1章 はじめに

### 1-1 計画の位置付け

内子町都市計画マスタープラン・立地適正化計画（「以降、本計画」）は、都市計画法第18条の2及び都市再生特別措置法第81条に基づく計画であり、町の都市計画に関する基本的な方針を定めるとともに、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るものです。

県の上位計画（内子都市計画区域マスタープラン）や、町の上位計画（内子町総合計画、内子町まち・ひと・しごと創生総合戦略等）との整合のもと、内子町の関連計画等と連携・調整を図りながら、さまざまな都市計画施策を進めていくための指針となるものです。

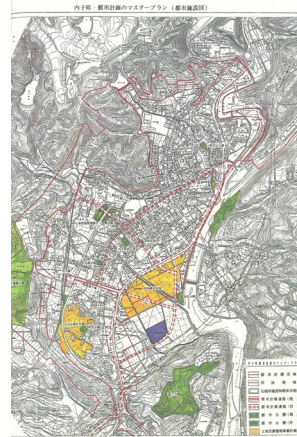


本計画の位置付け



## (1) 都市計画マスタープランについて

3町合併以前の旧内子町では、平成9(1997)年に、市街地の生活環境の整備等を目指し「内子町 都市計画のマスタープラン」を策定しました。計画策定から25年以上が経過し、町をとりまく状況や社会が大きく変化していることを踏まえて新たな都市計画マスタープランとして策定するものです。



内子町「都市計画のマスタープラン」(平成9年3月、旧内子町)

## (2) 立地適正化計画について

立地適正化計画は、平成26(2014)年の都市再生特別措置法の改定により制度化され、都市における居住機能や都市機能を誘導・集約し、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進することを目的とするものであり、町では初めての策定となります。

また、令和2(2020)年の同法の改定では、自然災害の頻発化・激甚化への対応として防災指針を定めることが必須となり、防災まちづくりの観点も踏まえながら安全・安心なまちづくりを目指すものです。

### 1-2 対象区域

本計画の対象区域は、内子町全域とし、都市計画区域外も含む町内全体のまちづくり方針を定めます。

なお、立地適正化計画は、居住誘導区域・都市機能誘導区域といった具体の区域を定める際の法的制約から、「内子都市計画区域」を対象区域とします。

### 1-3 計画期間・目標年次

本計画は、長期的な時間軸の中で取り組みを進めていくことが必要であることから、概ね20年後の令和27(2045)年を目標年次とします。

なお、計画期間中においては、適宜、計画の進捗状況の把握・評価・見直し等を行うこととします。



## 第2章 上位・関連計画

### 2-1 上位・関連計画における方針の整理

本計画の策定に当たっては、上位・関連計画のうち、都市計画に特に関連する内容を以下のように整理し、これらの方針との整合を図りました。

#### (1) 理念・将来像

第3期内子町総合計画 [基本構想] (令和7年度～令和16年度)																																	
<b>■内子町の目指す将来像</b>	「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」																																
<b>■行動理念</b>	「歴史にのぞみ、未来をひらく」																																
<b>■基本視点</b>	<p>①「内子らしさ」を次世代へつなぐ 「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」及び「キラリと光るエコロジータウン内子」を継承</p> <p>②人々が健やかに育ち「幸せ」に暮らす 子どもたちが健やかに生まれ育ち、住民がお互い支え合いながら誰もが幸せに暮らせる地域社会をつくっていく</p> <p>③「ひと」を結び産業の賑わいを生む 地域資源を生かした取組を引き継ぎつつ、新たな手法の導入・展開による収益増や、事業承継や起業・創業などによる新たな人材の確保、交流人口・関係人口の増加、地域経済の活性化や魅力向上など、好循環につなげていく</p>																																
<b>■目標人口</b>	<p>・2045年の目標人口を10,000人とし、将来推計値よりも1,000人の増を目指す</p> <table border="1"> <caption>人口推計値 (人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>パターン1 (H27社人研準拠)</th> <th>パターン2 (R2社人研準拠)</th> <th>パターン3 (独自推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2015年</td> <td>16,742</td> <td>16,742</td> <td>16,742</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td>15,500</td> <td>15,500</td> <td>15,500</td> </tr> <tr> <td>2025年</td> <td>14,200</td> <td>14,200</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td>2030年</td> <td>12,800</td> <td>12,800</td> <td>12,800</td> </tr> <tr> <td>2035年</td> <td>11,500</td> <td>11,500</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>2040年</td> <td>10,200</td> <td>10,200</td> <td>10,200</td> </tr> <tr> <td>2045年</td> <td>9,080</td> <td>9,080</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	年	パターン1 (H27社人研準拠)	パターン2 (R2社人研準拠)	パターン3 (独自推計)	2015年	16,742	16,742	16,742	2020年	15,500	15,500	15,500	2025年	14,200	14,200	14,200	2030年	12,800	12,800	12,800	2035年	11,500	11,500	11,500	2040年	10,200	10,200	10,200	2045年	9,080	9,080	10,000
年	パターン1 (H27社人研準拠)	パターン2 (R2社人研準拠)	パターン3 (独自推計)																														
2015年	16,742	16,742	16,742																														
2020年	15,500	15,500	15,500																														
2025年	14,200	14,200	14,200																														
2030年	12,800	12,800	12,800																														
2035年	11,500	11,500	11,500																														
2040年	10,200	10,200	10,200																														
2045年	9,080	9,080	10,000																														

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



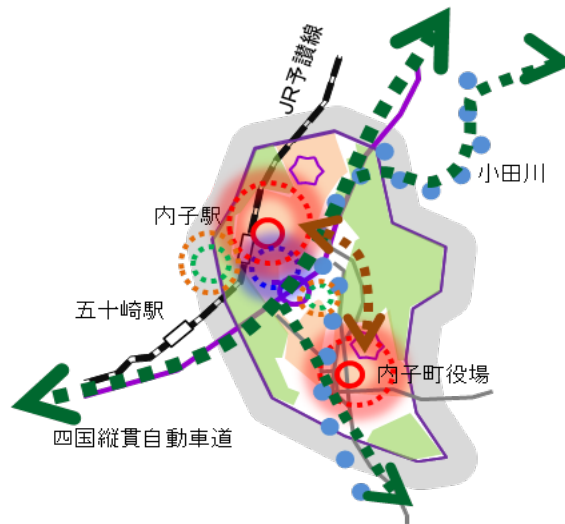
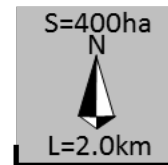
(2) 将来都市構造

内子都市計画区域マスタープラン（愛媛県、平成29年度策定）

■拠点の設定

- ・生活拠点：内子地区及び五十崎地区の中心商業地
- ・産業拠点：内子五十崎インターチェンジ周辺
- ・歴史文化拠点：八日市護国重要伝統的建造物群保存地区
- ・交通拠点：JR内子駅、内子五十崎インターチェンジ
- ・防災拠点：内子運動公園、龍王公園等
- ・レクリエーション拠点：八日市護国重要伝統的建造物群保存地区、内子運動公園、龍王公園

内子都市計画区域 イメージ図



凡例			
	市街地ゾーン (用途地域)		生活拠点
	森林ゾーン		産業拠点
	都市計画区域		防災拠点
	町役場(本庁・分庁)		レクリエーション拠点
	広域軸		歴史文化拠点
	都市軸		鉄道(JR)
	自然的環境軸		
	高規格幹線道路		

上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。



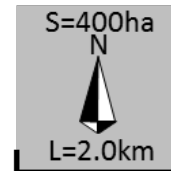
(3) 土地利用

内子都市計画区域マスタープラン（愛媛県、平成29年度策定）

■拠点の設定

- ・低層住宅地：内子中学校周辺、五十崎小学校周辺及び上池周辺
- ・中高層住宅地：内子小学校周辺、JR内子駅西及び南側並びに五十崎地区の天神小学校周辺
- ・生活拠点商業地：本町通商店街周辺、旧国鉄内子駅（内子自治センター）周辺、豊秋橋東西の商店街

内子都市計画区域 マスタープラン図



凡例	住宅ゾーン	高規格幹線道路	道の駅等	伝統的建造物群保存地区
	商業ゾーン	主要な幹線道路	T 下水処理場	用途地域
	工業ゾーン	鉄道(JR)		都市計画区域
	農業ゾーン	河川		
	森林ゾーン			
	公園・緑地			
	町役場(本庁・分庁)			

上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。



(4) 交通

<b>内子都市計画区域マスタープラン（愛媛県、平成 29 年度策定）</b>
<b>■道路</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「愛媛道ビジョン」等の長期計画に基づき、重点化や効率化、連携・協働を柱として、道路ネットワークの形成を推進</li><li>・四国縦貫自動車道を広域道路ネットワークの根幹となる路線として位置付け、4車線化の整備推進</li><li>・国道 56 号、国道 379 号を主要な路線として位置づけ、国道 56 号の広幅員化等の機能強化</li><li>・都市計画道路網の再編の検討や無電柱化</li></ul>
<b>■公共交通</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・JR 内子駅前広場の景観維持に努め、バス乗り入れやタクシー及びパーク・アンド・ライド等に対する利便性向上、交通結節機能の強化</li></ul>
<b>内子町地域公共交通計画（令和 7 年度～令和 11 年度）</b>
<b>■利便性が高く、住民の日常生活に欠かせない公共交通の構築</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・町営路線バスの利便性向上に向けた検討</li><li>・町営デマンドバスの利便性向上に向けた検討</li><li>・公共交通の利用環境の向上</li><li>・町営路線バス・町営デマンドバスの持続的運行</li></ul>
<b>■多様な主体と連携・協力し、効率的で持続可能な公共交通の構築</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民との連携・協力による助け合い輸送の実現</li><li>・多様な輸送力の活用検討</li></ul>
<b>■町を訪れた人々が回遊しやすい公共交通の構築</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・観光周遊手段の確保</li><li>・来訪者にとって使いやすく、分かりやすい利用環境の整備</li></ul>
<b>■まちづくりの一翼を担い、町内のネットワークを支える公共交通の構築</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・コンパクトで住みやすいまちづくりに向けた、まちなか交通の構築</li><li>・公共交通の啓発と利用のきっかけづくり</li></ul>

(5) 景観

内子町景観まちづくり計画（平成20年度策定）

■景観形成地区

・景観計画区域は内子町全域とし、3地区の景観形成重点区域を指定



駅前国道56号都市景観形成地区



文化交流拠点景観形成地区

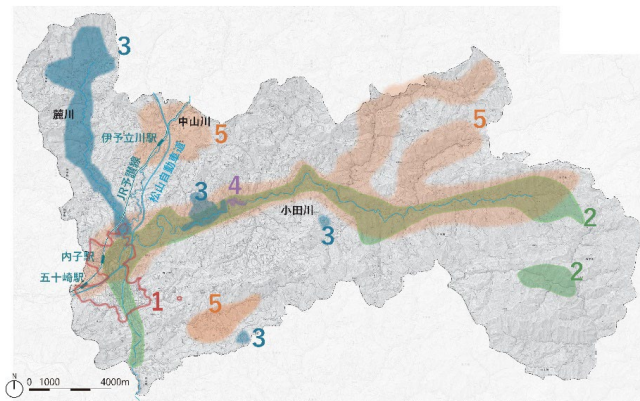


大瀬成留屋景観形成地区

内子町歴史的風致維持向上計画（令和元年度～令和10年度）

■維持向上すべき歴史的風致

1. 在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致
2. 小田川が結ぶ小田林業と山とともにある営みにみる歴史的風致
3. 里山が育む村並みにみる歴史的風致
4. 大瀬「森のなかの谷間の村」の営みにみる歴史的風致
5. 街道、遍路道にみる歴史的風致



内子町における歴史的風致



(6) 環境

<b>第3次内子町環境基本計画（令和7年度～令和16年度）</b>
<p><b>■基本施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの普及、吸収源対策の推進</li> <li>・生物多様性の保全・創造、自然資源や景観の保全・活用、健全な水循環の保全</li> <li>・ごみの減量、資源の地域内循環</li> <li>・環境学習・活動の推進</li> </ul>
<b>内子町脱炭素戦略（令和4年度策定）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2030年にカーボンハーフ（2013年基準比50%削減）を目指す</li> <li>・2050年にゼロカーボン達成を目指す</li> </ul>

(7) 地域づくり

<b>第3期内子町総合計画〔基本計画〕（令和7年度～令和16年度）</b>
<p><b>■ひとつづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援の充実、郷土愛を育む教育の推進、国際社会で生きぬく人材の育成、多様な学ぶ機会の創出・提供などについて取り組み、この先のまちを創る人材を育む</li> </ul>
<p><b>■生業づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継、新規就農、新規就業などの担い手確保に取り組み、町産品の魅力発信を含めた販路拡大、プロモーションや教育などの啓発事業の充実、新たなビジネス機会の創出を図り、本町の中心産業である農林商工業の賑わいで好循環を生む</li> </ul>
<p><b>■魅力づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・伝統文化、自然、景観などの資源を生かしたまちづくり活動の促進と、国際的視野を有した担い手の確保を図るとともに、新たな観光資源の発掘、二次交通の整備や国内外への情報発信など、内子らしく磨き上げる</li> </ul>
<p><b>■暮らしづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会を中心とした地域コミュニティ、移住促進、環境への取り組み、道路、水道、公共交通、木造住宅の耐震化などのインフラ整備、デジタル変革を活用した利便性の向上など、まちの土台となる環境を整備する</li> </ul>
<p><b>■安心づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の充実や健康意識の向上、医療体制の整備、地域防災力の強化、有事における体制づくりなどに取り組む</li> </ul>



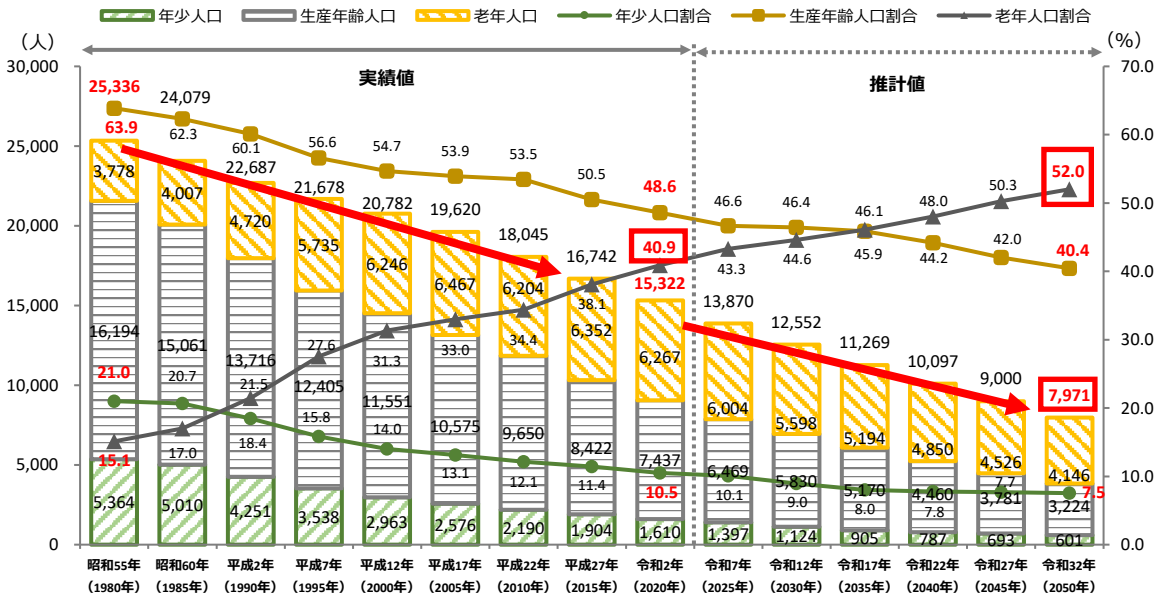
### 第3章 町の現状と課題

#### 3-1 人口

##### (1) 人口の推移と将来推計

昭和55(1980)年以降の推移を見ると、町の総人口は減少傾向が続いており、令和2(2020)年には15,322人と、これまでの40年間で約40%減少しています。また、将来の推計値を見ると、令和32(2050)年には7,971人と、これからの30年間で約48%減少することが予測されます。

65歳以上の人口割合を示す高齢化率は、令和2(2020)年には40.9%まで上昇していますが、今後も上昇を続け、令和32(2050)年には52.0%と、町民の2人に1人が高齢者となることが予測されます。



町の総人口の推移及び将来推計値

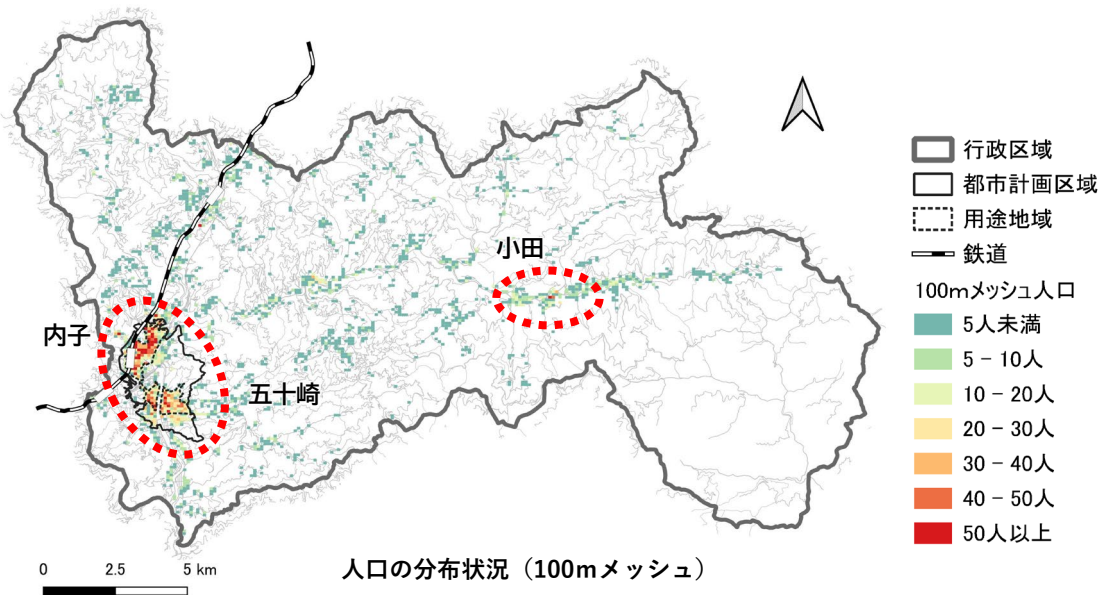
資料：実績値は「国勢調査（総務省）」

推計値は「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）



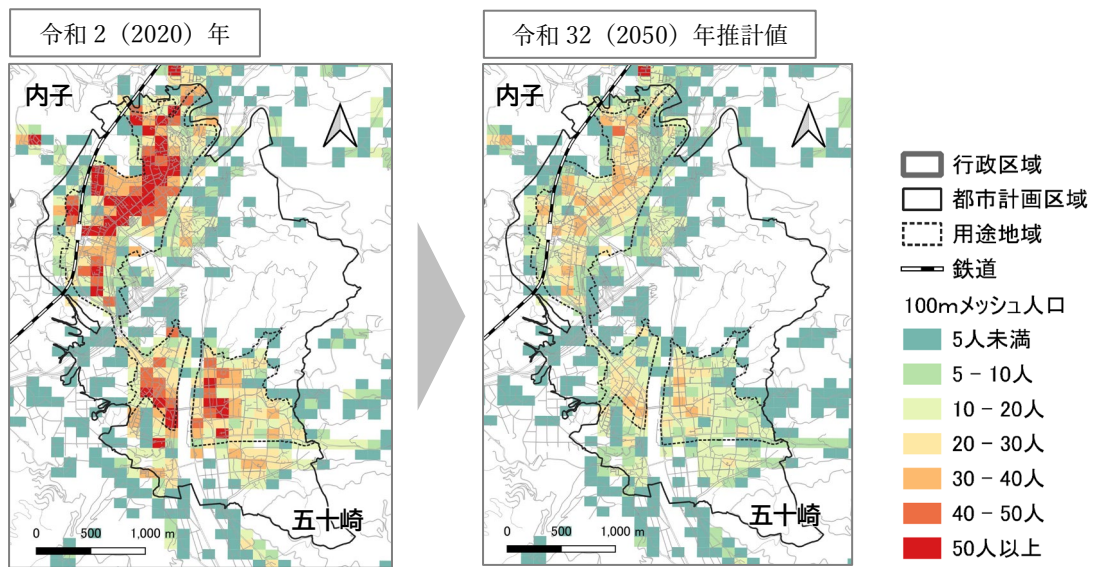
## (2) 人口分布

令和2(2020)年の人口分布を見ると、内子地域・五十崎地域の都市計画区域内に最も人口が集中しており、小田地域の中心部にも一定の人口が見られます。その他、町内の各地域に人口が広がっています。



資料：「令和2年国勢調査(総務省)」の小地域人口を基に、建物面積による按分にて算出

都市計画区域内の人口分布を見ると、令和2(2020)年には50人以上の人口が集まるメッシュも見られますが、令和32(2050)年にはほとんど見られなくなり、市街地においても人口減少が進んでいくことが予測されます。



都市計画区域内の人口の分布状況 (100mメッシュ)

資料：「令和2年国勢調査(総務省)」の小地域人口を基に、建物面積による按分にて算出

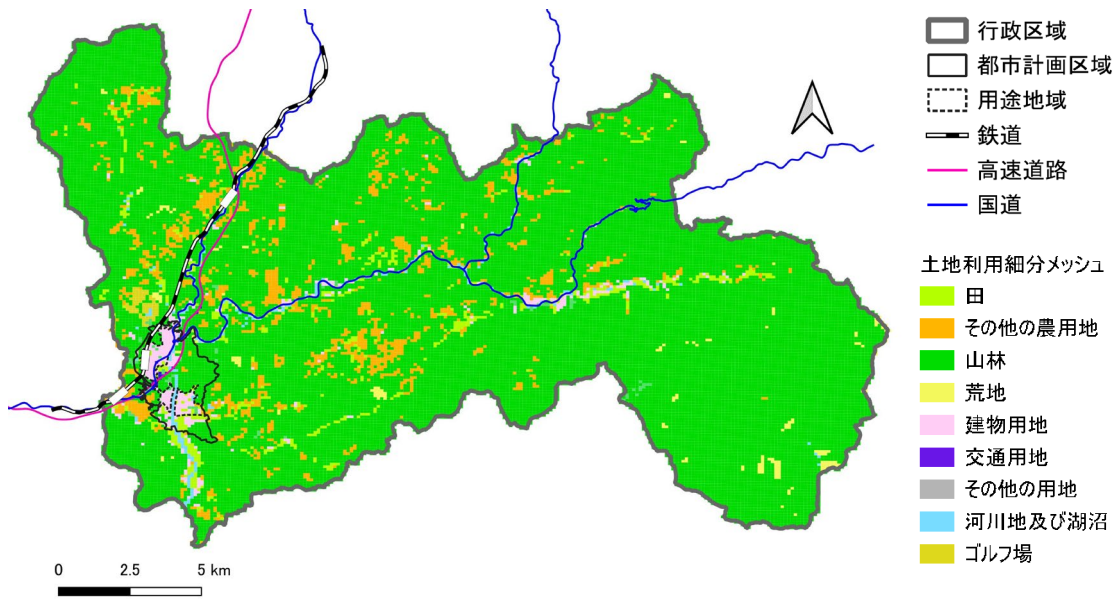


### 3-2 土地利用

#### (1) 土地利用の現況

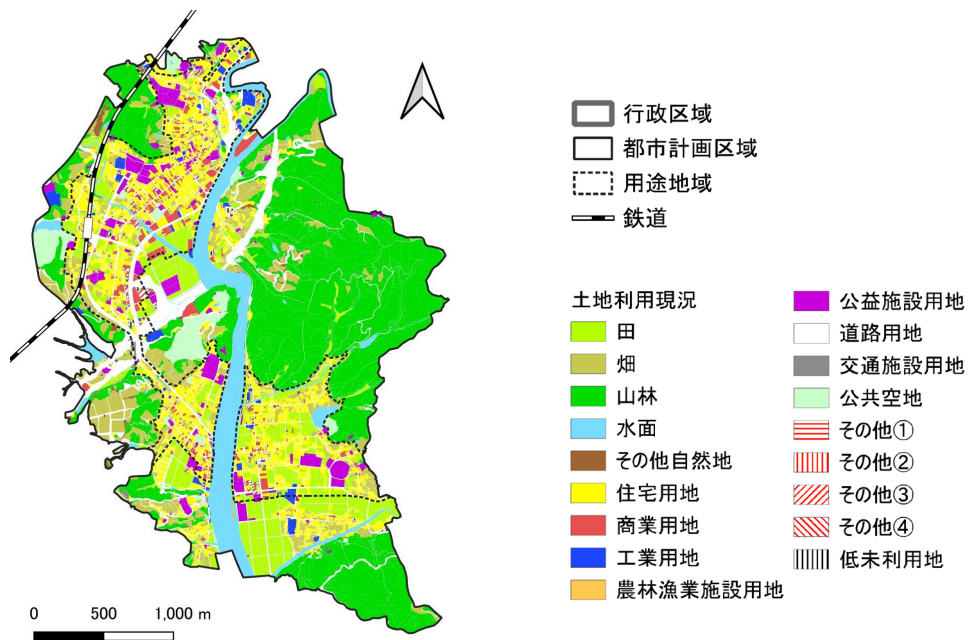
町域全体では山林が大部分を占めており、田やその他の農用地、建物用地が点在しています。

一方、都市計画区域内では、特に用途地域内で建物用地が広がっており、市街地を形成しています。



土地利用の状況（100mメッシュ）

資料：国土数値情報（国土交通省）



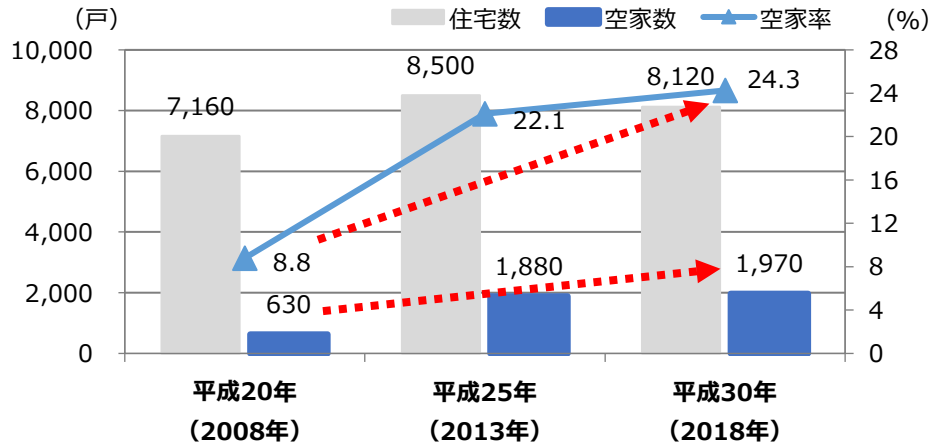
資料：令和5年度 内子町都市計画基礎調査

土地利用の状況（都市計画区域）



(2) 空き家の状況

「住宅土地統計調査」によると、平成30(2018)年の空き家数は1,970戸、空き家率は24.3%となっており、増加傾向が見られます。



空き家数・空き家率の推移

資料：「住宅土地統計調査（総務省）」

「内子町空き家等対策計画」に示されている空き家等実態調査（平成27(2015)年）の結果によると、空き家数は670棟が確認され、そのうち72棟が老朽危険空き家（下表のDとEの合計）であることが確認されています。

	A	B	C	D	E	計
内子地域	108	78	71	6	10	273
五十崎地域	82	45	26	9	10	172
小田地域	57	56	75	19	18	225
計	247	179	172	34	38	670

- A：ほとんど修繕がいらぬ
- B：小規模の修繕により再利用が可能
- C：管理が行き届いていないが、当面の危険性はない
- D：管理が行き届いておらず、損傷が激しい
- E：倒壊の危険性があり、解体などの緊急度が極めて高い

分類別・地区別の空き家数

資料：内子町空き家等対策計画



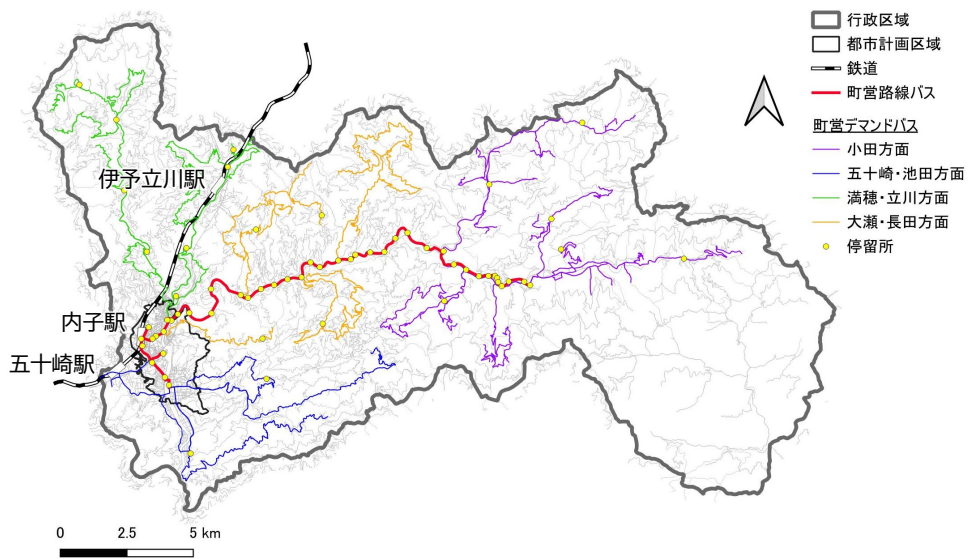
### 3-3 公共交通

#### (1) 公共交通網の状況

鉄道は、JR 予讃線（内子線）の伊予立川駅、内子駅、五十崎駅が立地しています。内子駅には松山～宇和島間の特急列車が停車し、町の玄関口となっています。

路線バスは、町営路線バスが1路線運行されており、五十崎地域の町役場本庁舎から、内子地域の町役場分庁舎を経て、小田地域の町役場小田支所までを結んでいます。

また、町営デマンドバスが19路線運行されており、山間部と各地域の中心部を結んでいます。



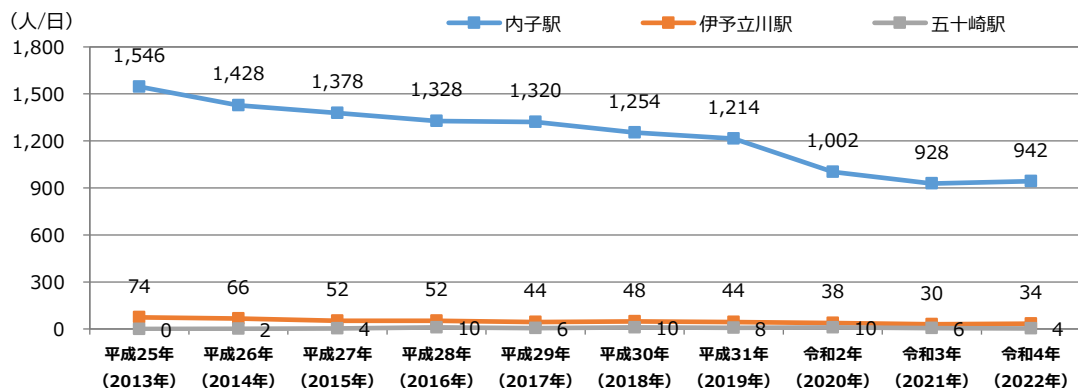
資料：内子町資料

#### (2) 利用状況

##### ① 鉄道

鉄道の利用者数は、近年減少傾向となっています。

令和2（2020）～令和3（2021）年には新型コロナウイルス感染症の影響で大きく利用者が減少しましたが、その後やや回復の兆しが見えています。



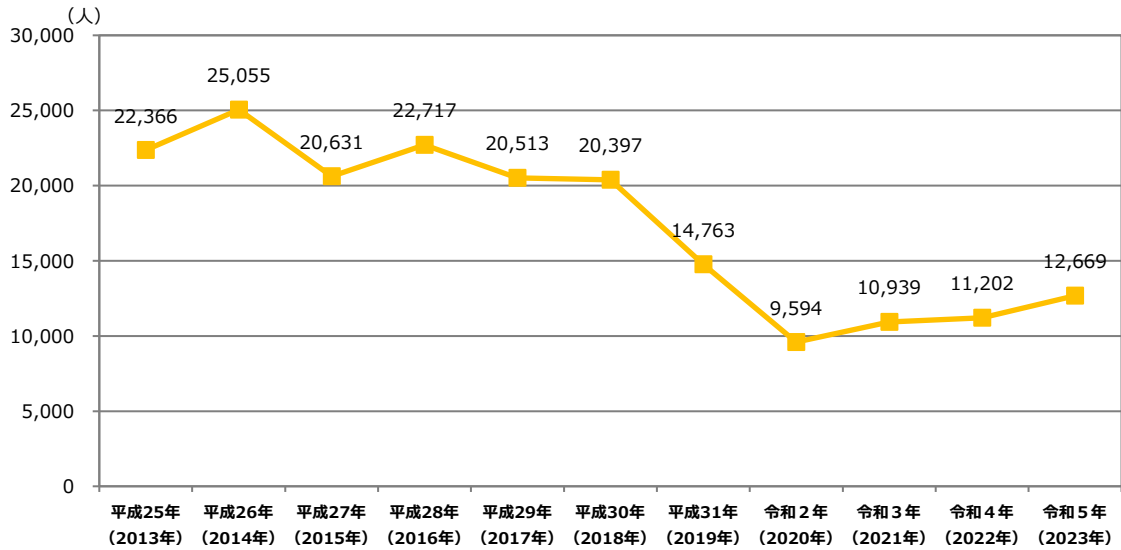
鉄道駅利用者数の推移

資料：国土数値情報（国土交通省）



②町営路線バス（1路線）の利用者数

町営路線バスの利用者数は、平成30（2018）年以降の2年間で約半数に減少しましたが、その後やや回復傾向となっています。

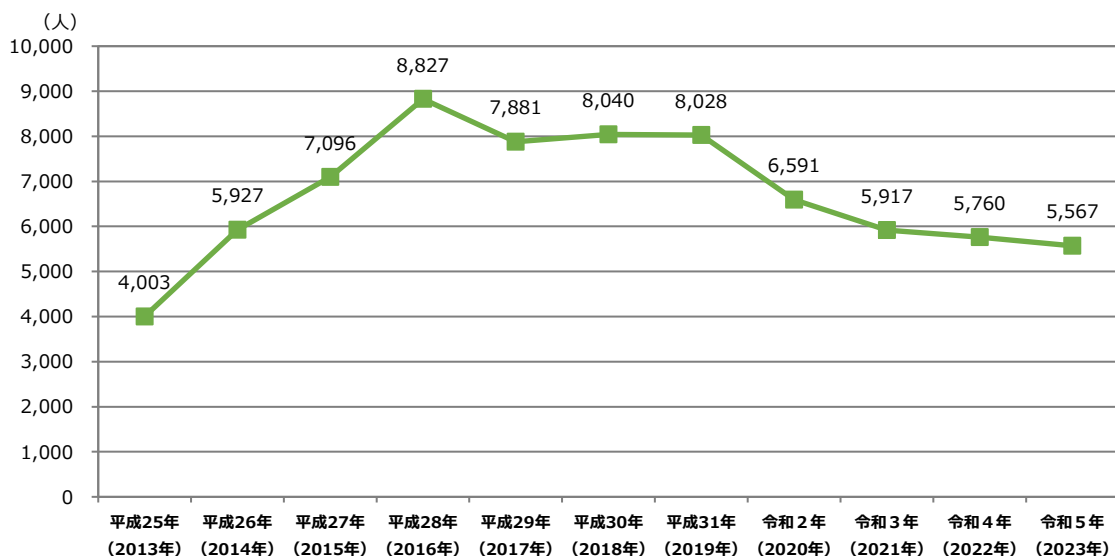


町営路線バスの年間利用者数の推移

資料：内子町資料

③町営デマンドバス（19路線）の利用者数

町営デマンドバスは、平成30（2018）年に路線再編が行われ19路線となりましたが、令和2（2020）年以降は利用者が大きく減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響が薄れたと考えられる令和4（2022）年以降にも利用者数の減少が続いています。



町営デマンドバスの年間利用者数の推移

資料：内子町資料

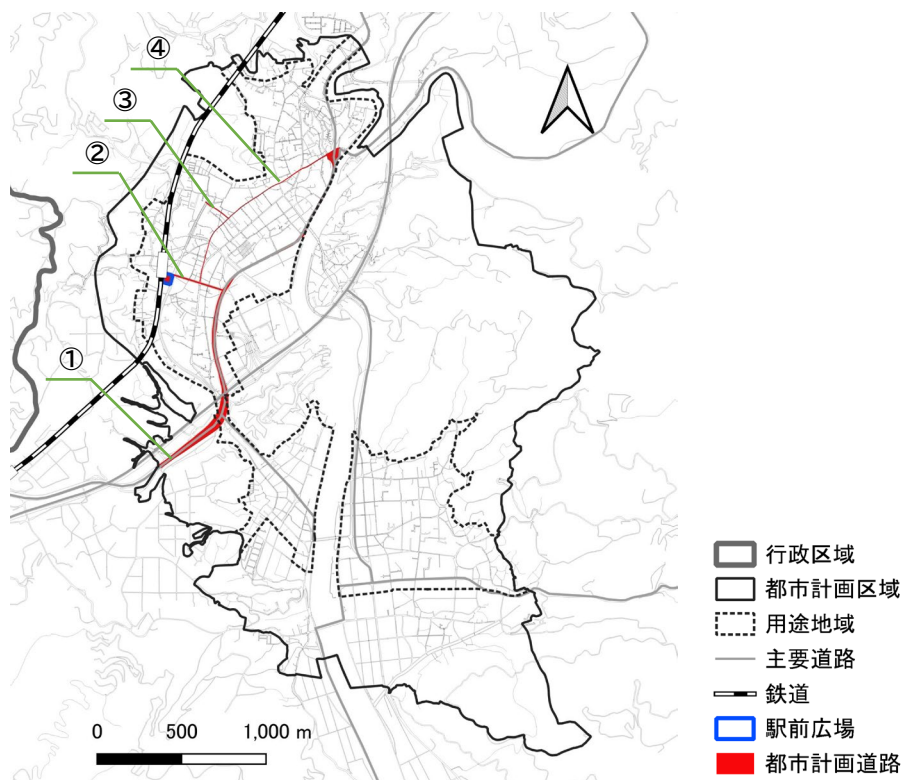
### 3-4 都市施設（道路・公園・下水道）

#### （1）都市計画道路

都市計画道路は、幹線街路4路線が都市計画決定されており、このうち、現道はあるものの全区間に渡って未整備である路線が2路線となっています。改良率は37.3%にとどまっており、県平均の69.5%より低い数値となっています。

番号	都市計画道路	計画延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)
①	内子橋古田線	2,340	1,180	50.4
②	駅前通り線	350	350	100.0
③	畑中長通線	170	0	0.0
④	内子橋廿日市線	1,240	0	0.0
合計		4,100	1,530	37.3

(愛媛県平均：69.5%)



都市計画道路 位置図

資料：えひめの都市計画 2024 資料編（愛媛県）、令和5年度 内子町都市計画基礎調査

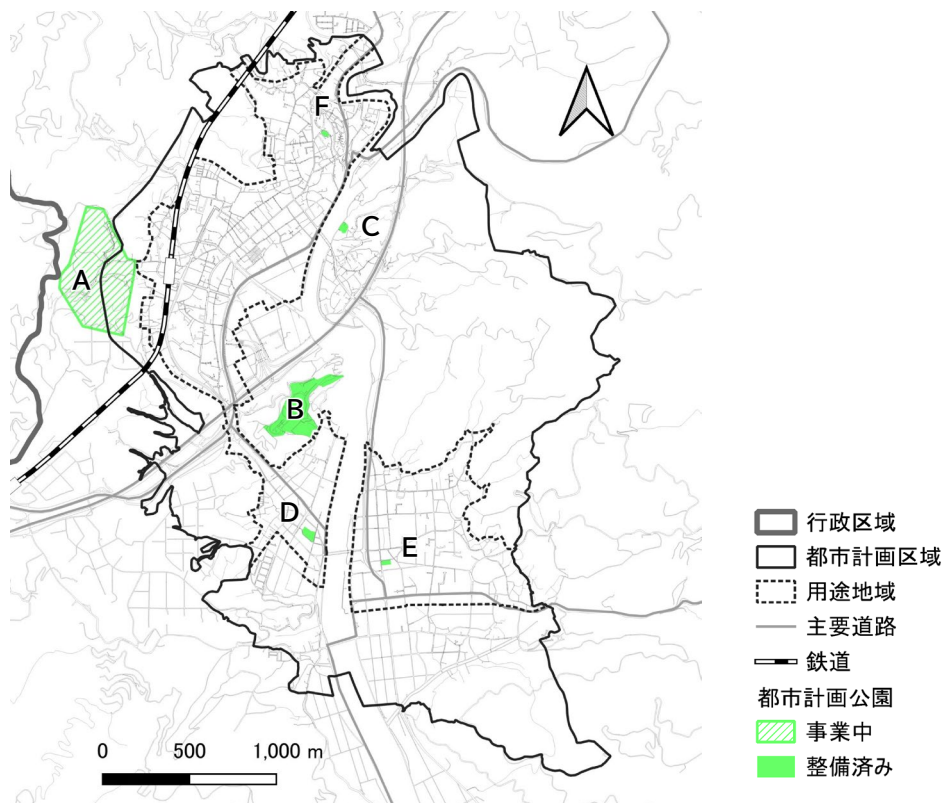


(2) 都市計画公園

都市計画公園は、運動公園1箇所、地区公園1箇所、街区公園4箇所の計6箇所が都市計画決定されており、開設率は62.2%と県平均の56.4%よりやや高い数値となっています。

記号	種別	都市計画公園	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設率 (%)
A	運動公園	内子運動公園	21.10	10.00	47.4
B	地区公園	龍王公園	7.40	7.40	100.0
C	街区公園	知清公園	0.26	0.26	100.0
D	街区公園	新川児童公園	0.36	0.36	100.0
E	街区公園	平岡児童公園	0.12	0.12	100.0
F	街区公園	上町児童公園	0.12	0.12	100.0
合計			29.36	18.26	62.2

(愛媛県平均：56.4%)



都市計画公園 位置図

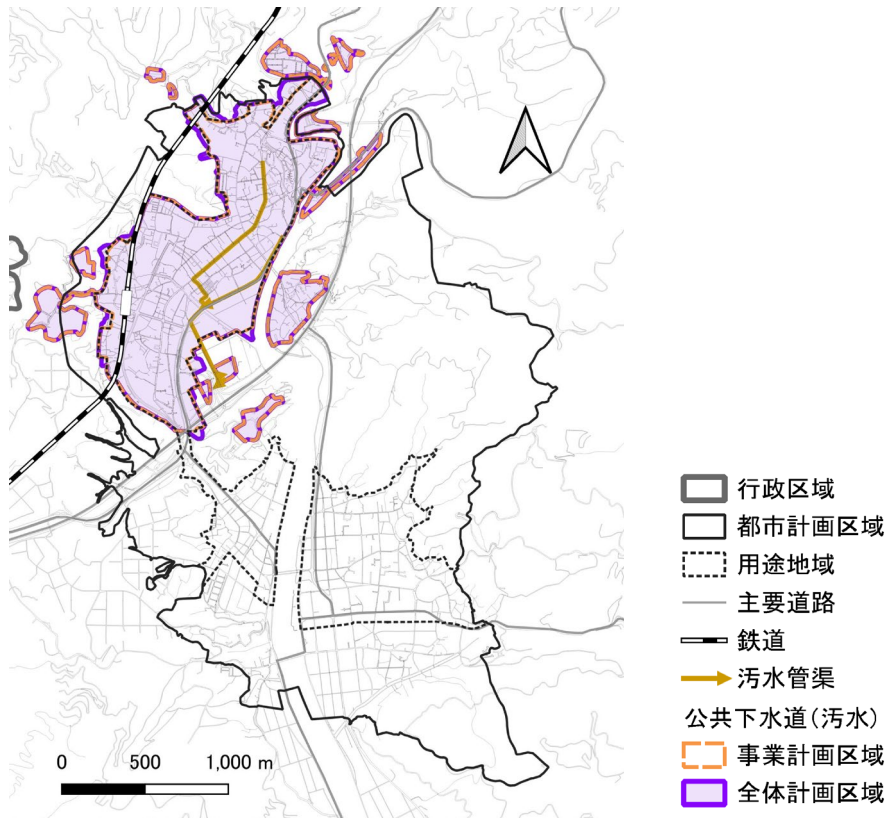
資料：えひめの都市計画 2024 資料編（愛媛県）、令和5年度 内子町都市計画基礎調査

### (3) 公共下水道(汚水)

公共下水道(汚水)の全体計画区域は168haであり、供用率は100%となっています。一方、下水道処理人口普及率は31.8%であり、県平均の57.2%より低い数値となっています。

処理区域面積 (ha)			下水道処理 人口普及率
全体計画	現事業計画	R 5 年度末	
168	168	168	31.8%

(愛媛県平均：57.2%)



公共下水道(汚水) 位置図

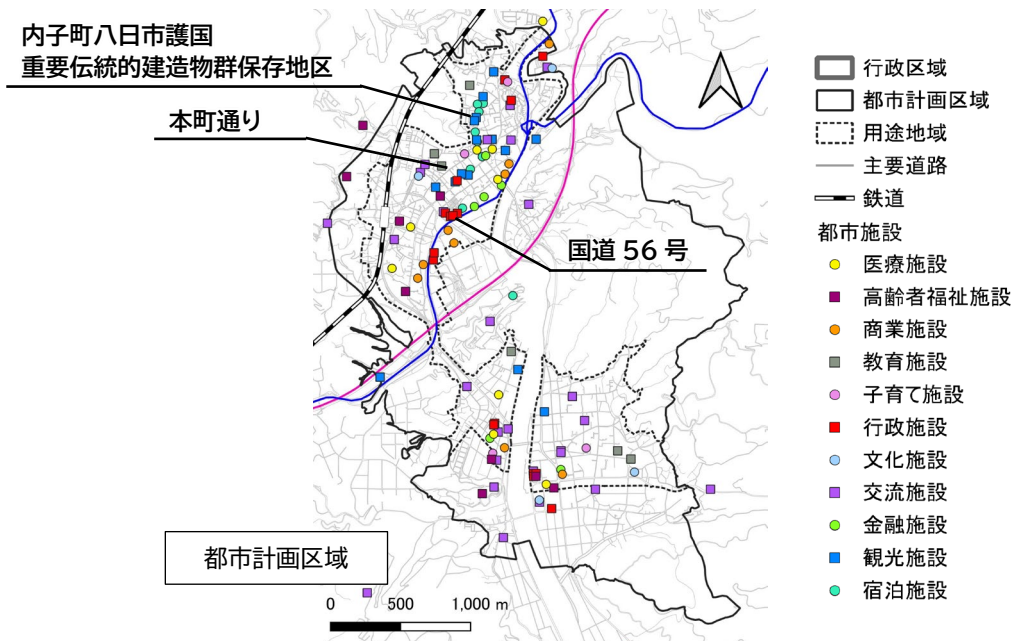
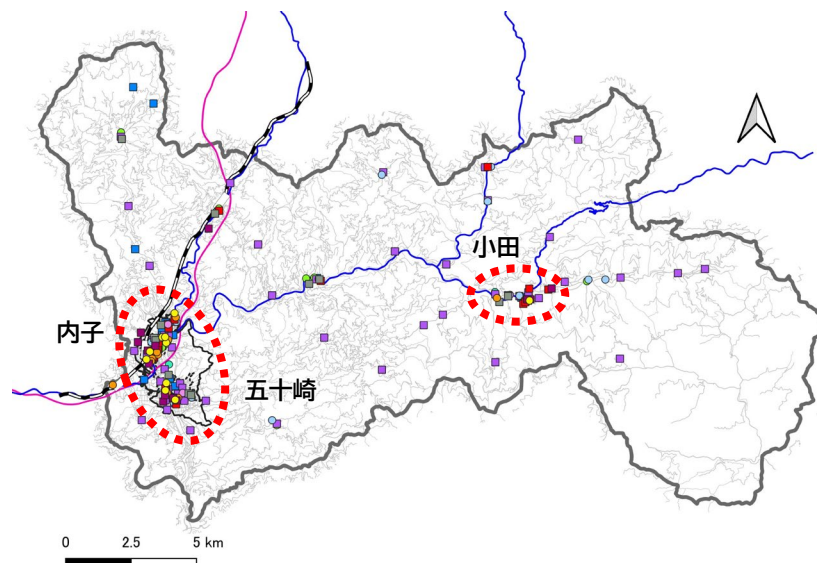
資料：えひめの都市計画 2024 資料編(愛媛県)、令和5年度 内子町都市計画基礎調査

### 3-5 生活利便施設

#### (1) 生活利便施設の立地状況

町民生活に寄与する生活利便施設は、内子地域・五十崎地域の都市計画区域内に最も多く集積しており、その他では小田地域に一定の集積がみられます。

都市計画区域内を見ると、内子地域では、本町通りから内子町八日市護国重要伝統的建造物群保存地区にかけて観光施設・宿泊施設が多く、国道56号沿いには商業・金融・行政施設が多く立地しています。五十崎地域では、行政施設のほか交流施設が多く立地しています。



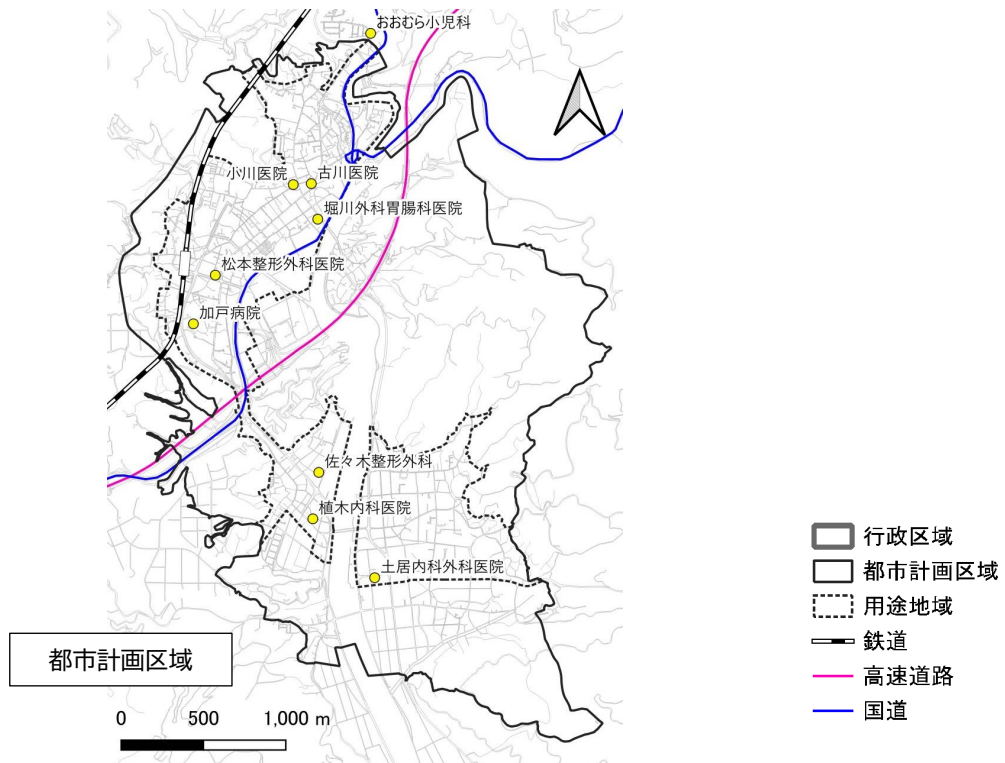
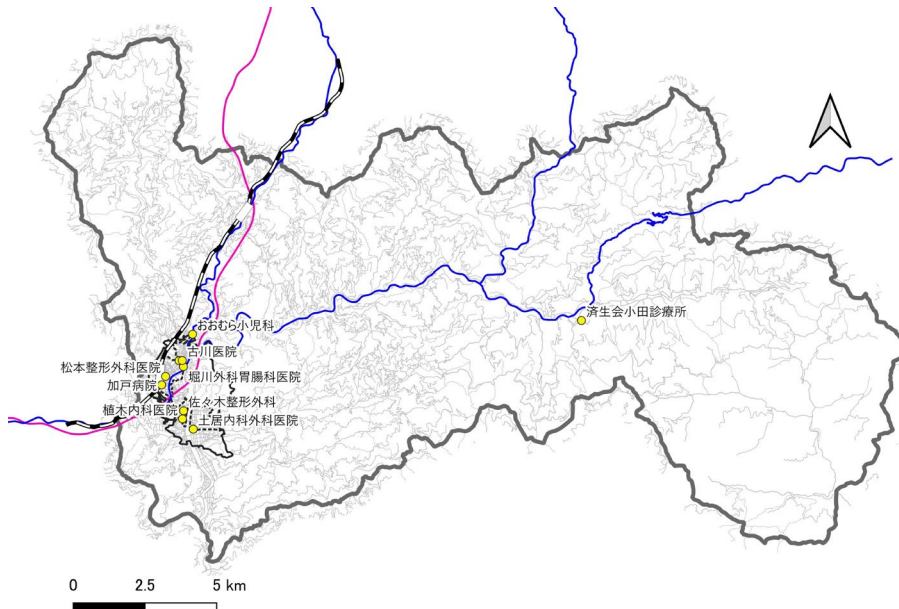
生活利便施設の立地状況（令和7年4月現在）

資料：内子町資料、iタウンページ



①医療施設

医療施設は、都市計画区域内に立地が集中しており、小田地域には済生会小田診療所が立地していますが、その他の地域では立地がほとんど見られない状況となっています。病床20床以上を持つ病院は、加戸病院1件のみとなっています。



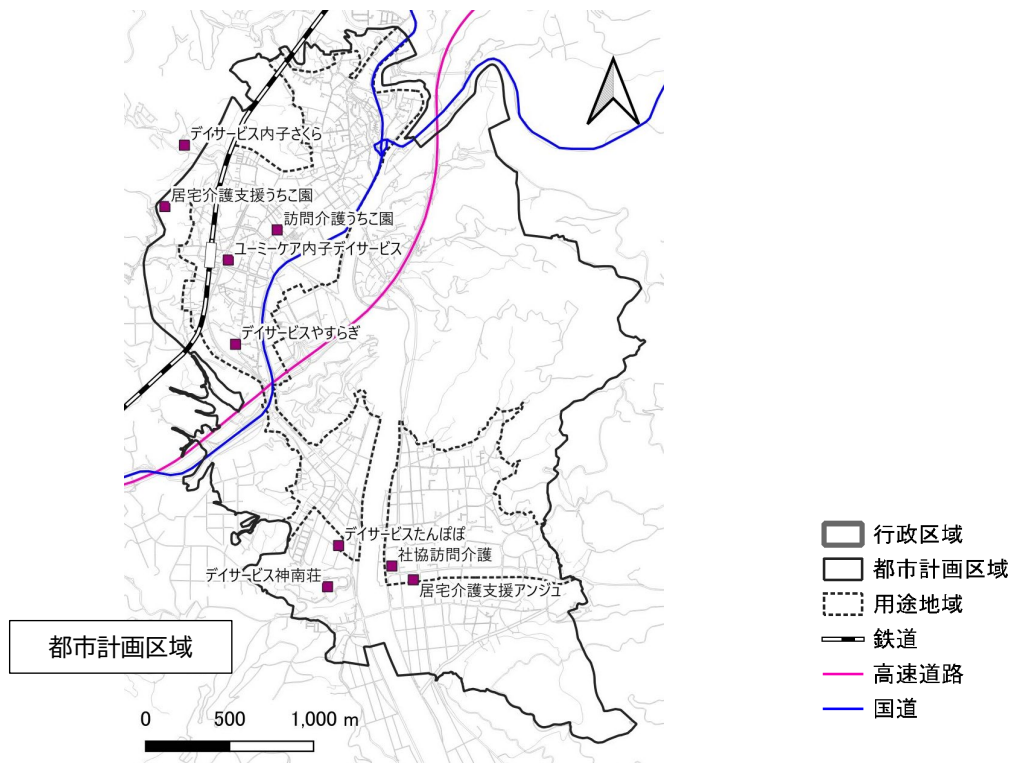
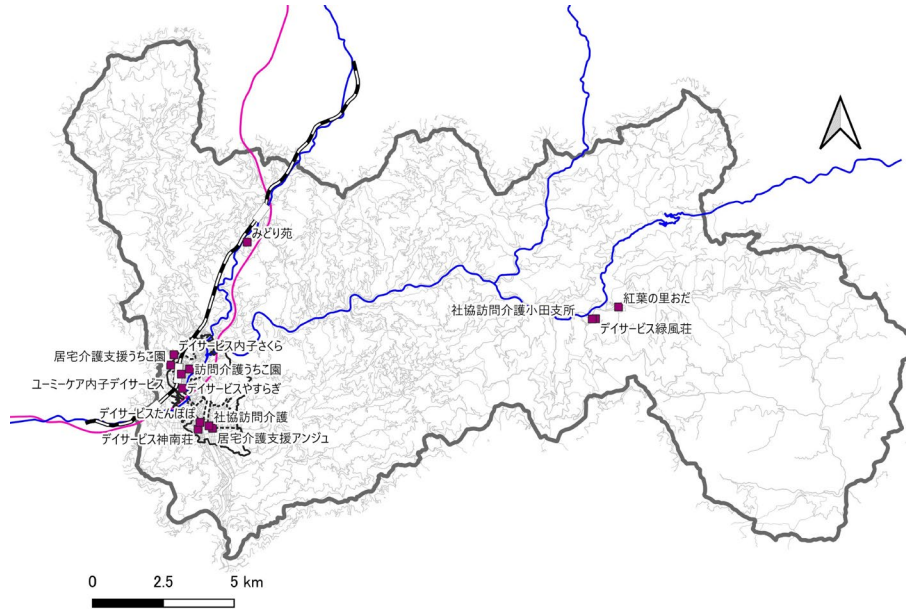
医療施設の立地状況（令和7年4月現在）

資料：内子町資料、iタウンページ



## ②高齢者福祉施設

高齢者福祉施設は、都市計画区域内に多く立地しているほか、小田地域や大瀬に立地が見られます。



高齢者福祉施設の立地状況（令和7年4月現在）

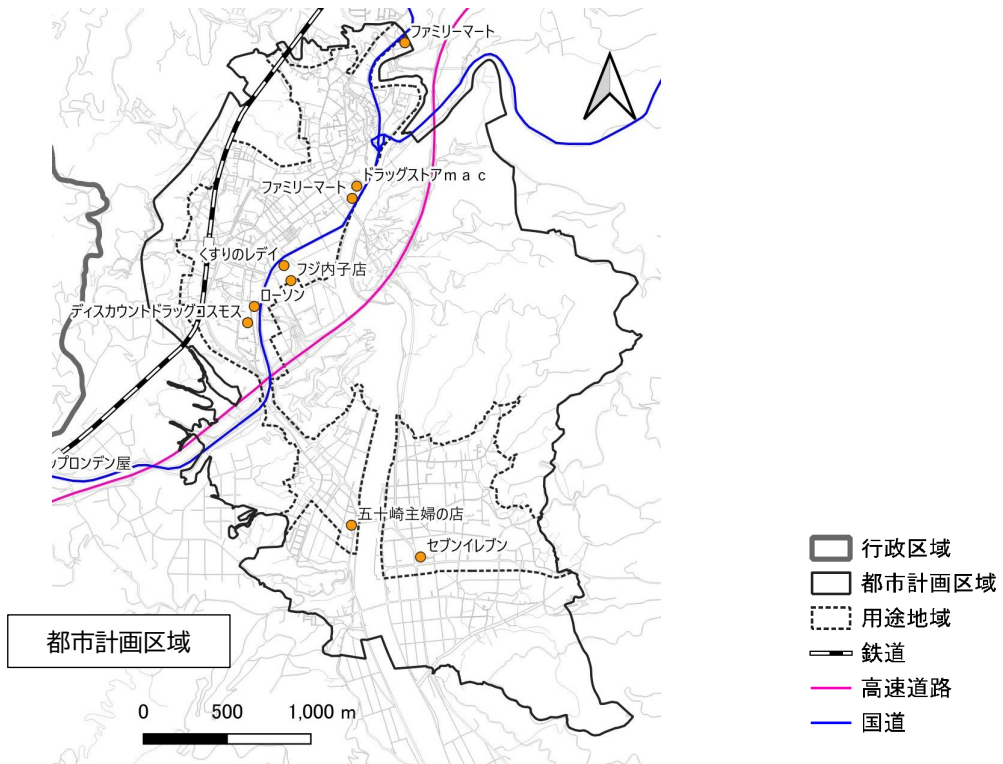
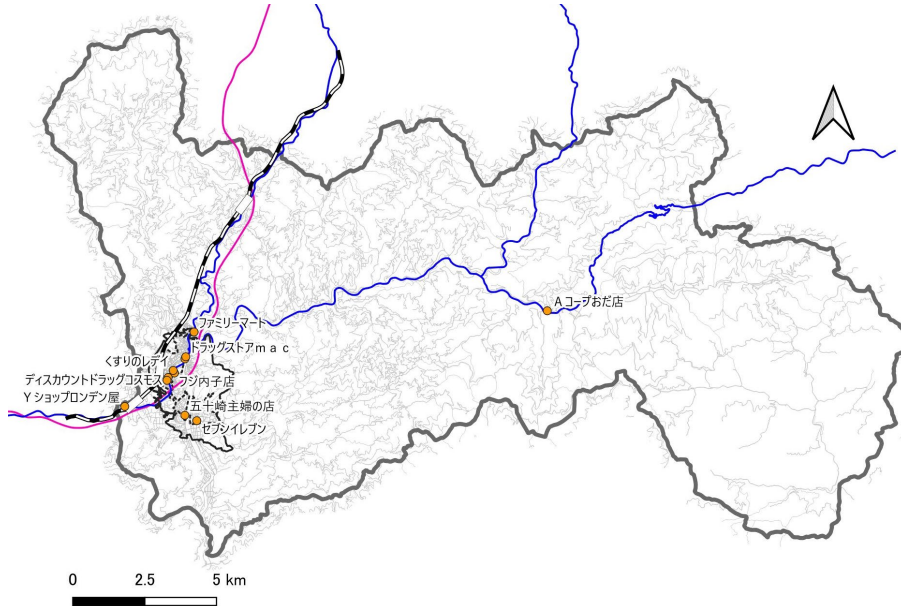
資料：内子町資料、iタウンページ



### ③商業施設

商業施設は、都市計画区域内に立地が集中しており、小田地域にはAコープおだ店が立地しています。

その他の地域では、立地がほとんど見られない状況となっています。



商業施設の立地状況（令和7年4月現在）

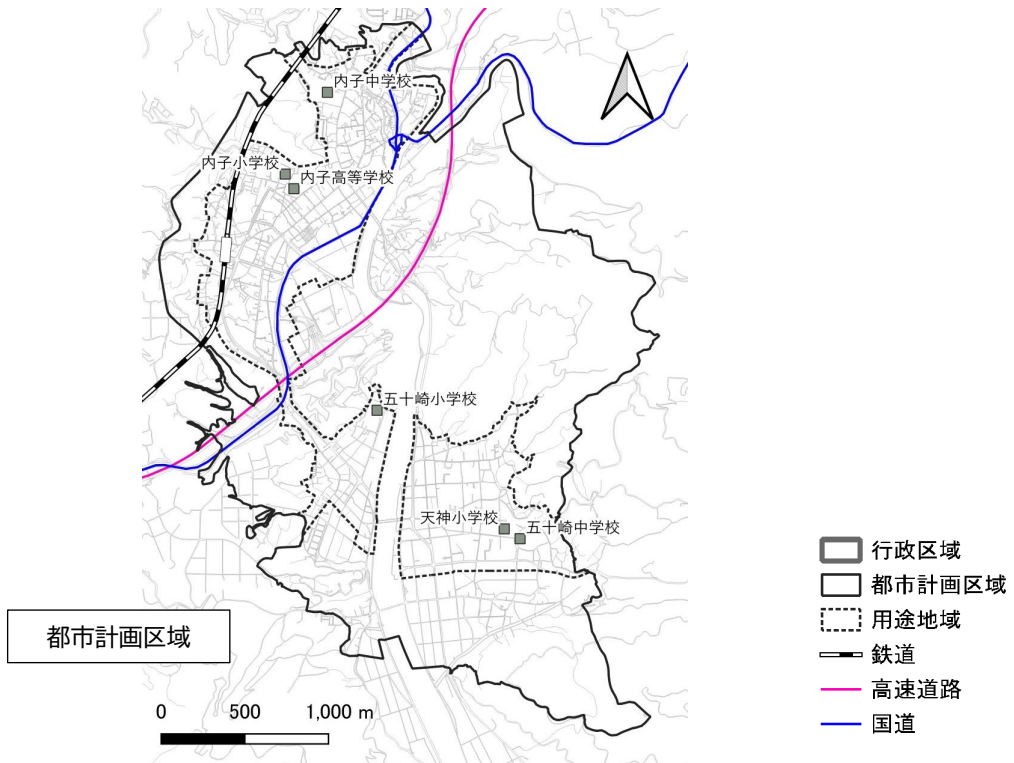
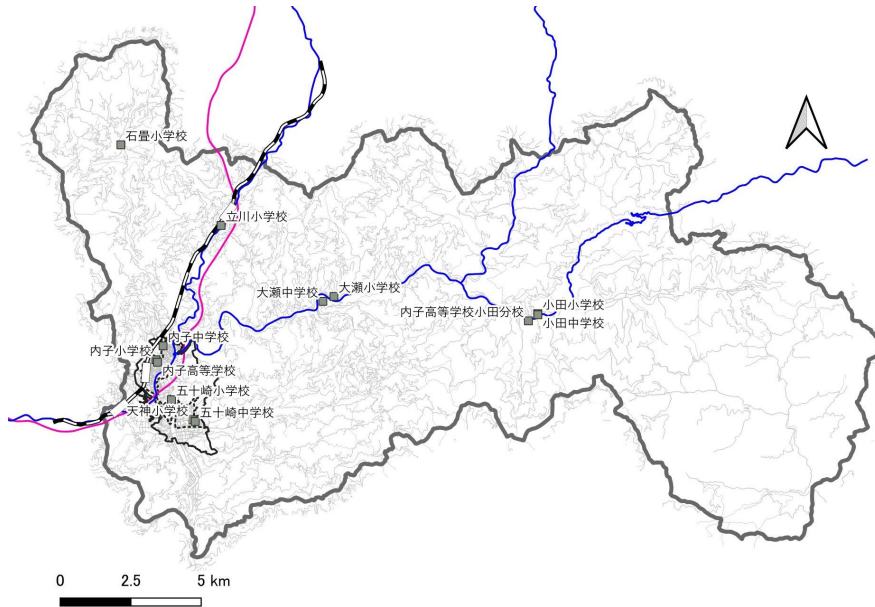
資料：iタウンページ



④教育施設

教育施設は、都市計画区域内の他、石畳・立川・大瀬・小田に小学校が立地し、大瀬・小田に中学校が立地しています。

高校は、内子高等学校と内子高等学校小田分校の2校が立地しています。



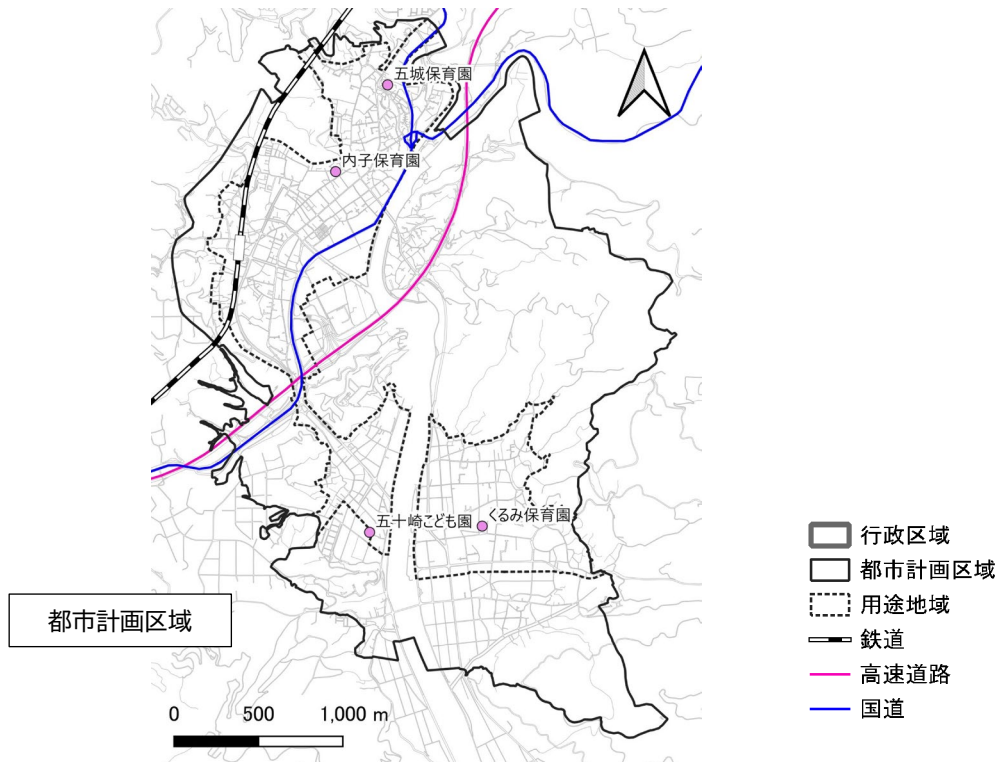
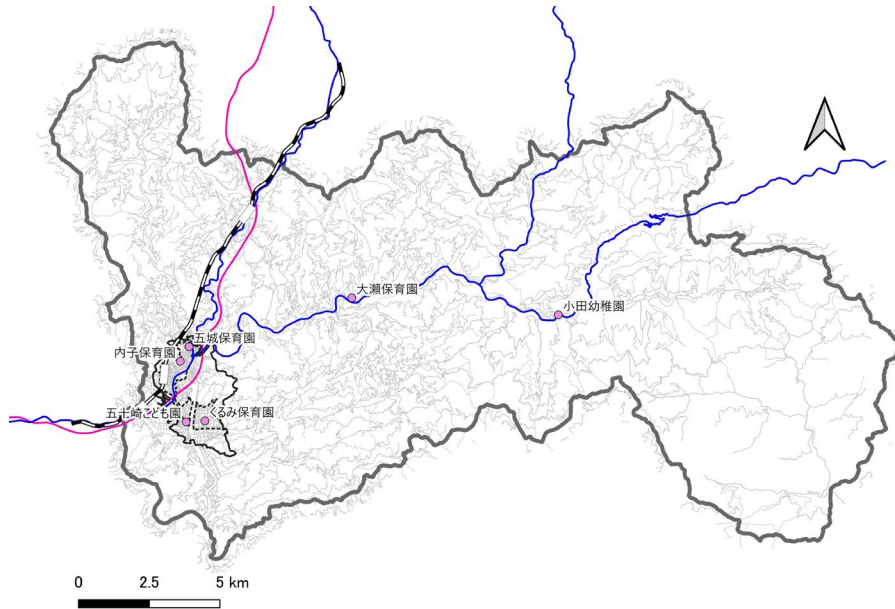
教育施設の立地状況（令和7年4月現在）

資料：内子町資料



⑤子育て施設

子育て施設は、都市計画区域内に5施設が立地し、大瀬・小田にそれぞれ1施設が立地しています。その他の地域では、立地が見られない状況となっています。



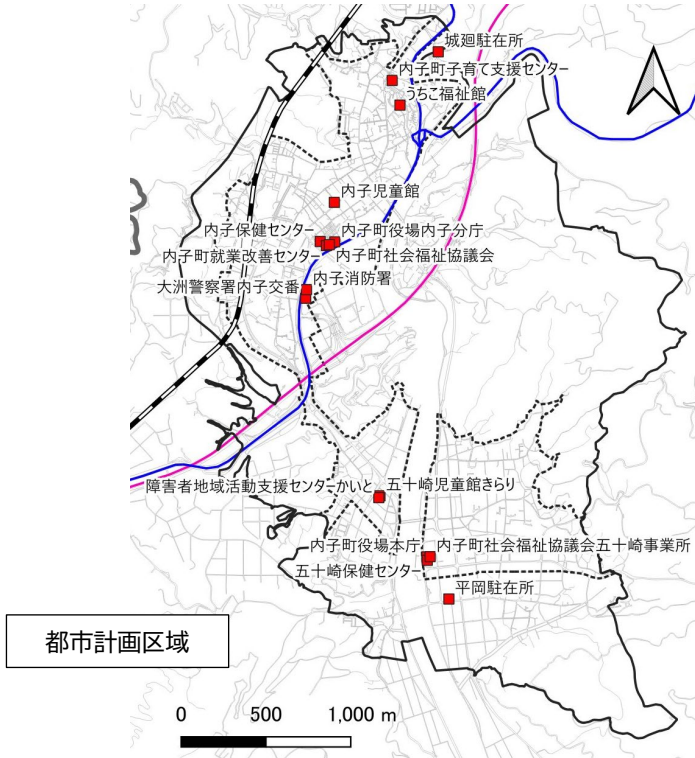
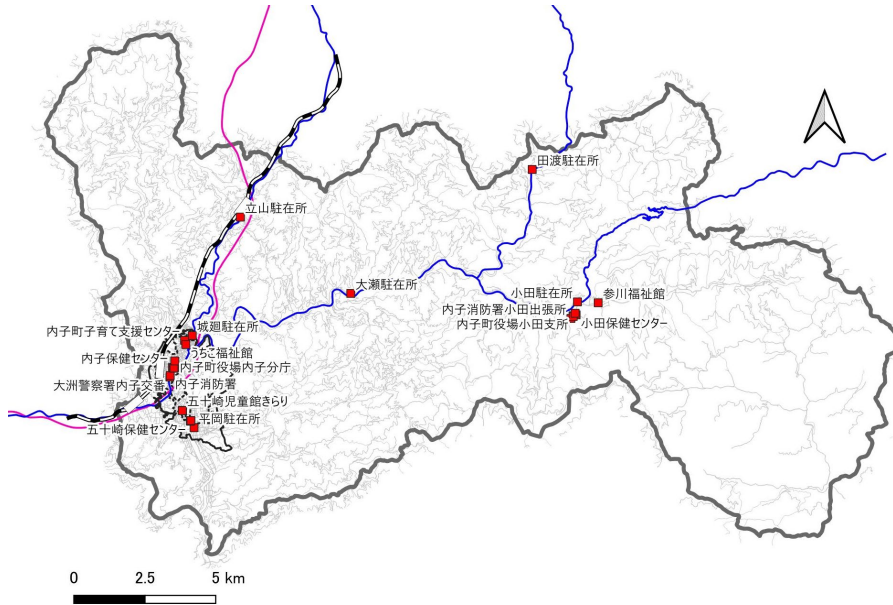
子育て施設の立地状況（令和7年4月現在）

資料：内子町資料



⑥行政施設

行政施設は、都市計画区域内に町役場本庁及び内子分庁が立地する他、保健・福祉・警察・消防等の多くの機能が集約しています。また、小田地域には町役場小田支所・保健センター・消防等の機能が立地し、その他の地域では、立山・大瀬・田渡に警察関連施設として駐在所が立地しています。



- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 鉄道
- 高速道路
- 国道

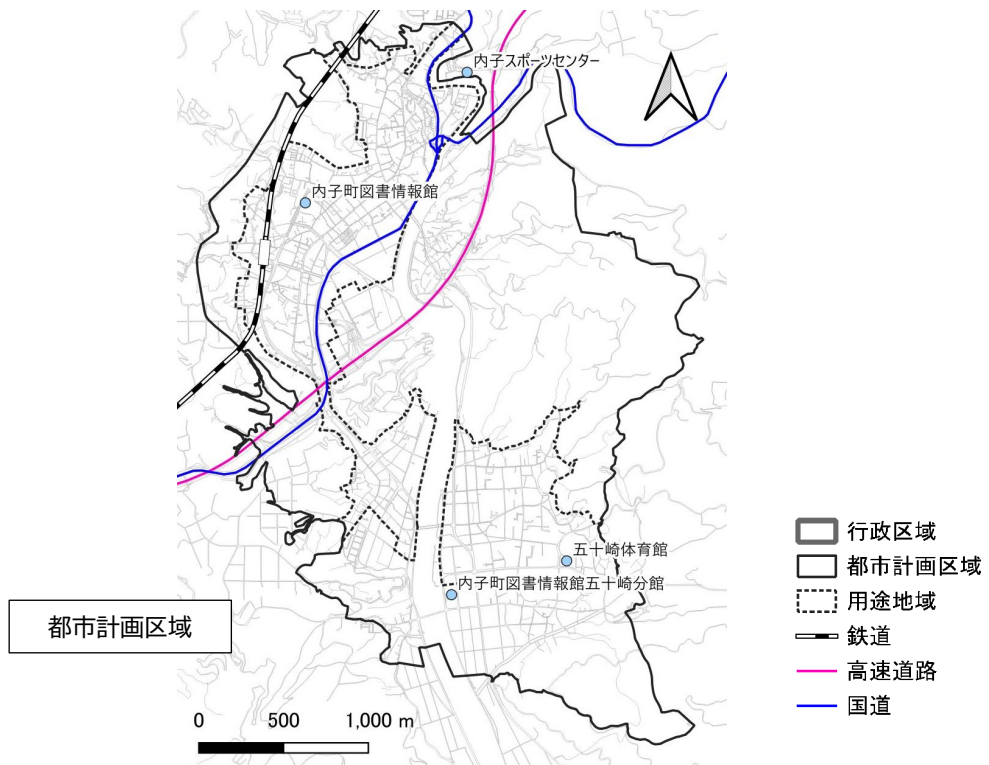
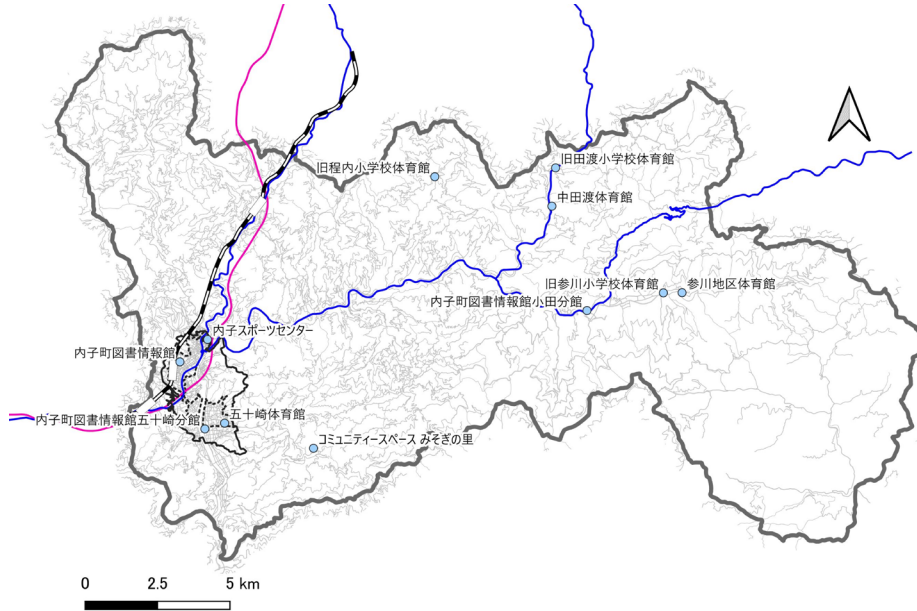
行政施設の立地状況（令和7年4月現在）

資料：内子町資料



⑦文化施設

文化施設は、都市計画区域内に図書館や体育館が立地しており、小田地域には図書館分館や体育館、その他の地域にも体育館等が点在しています。



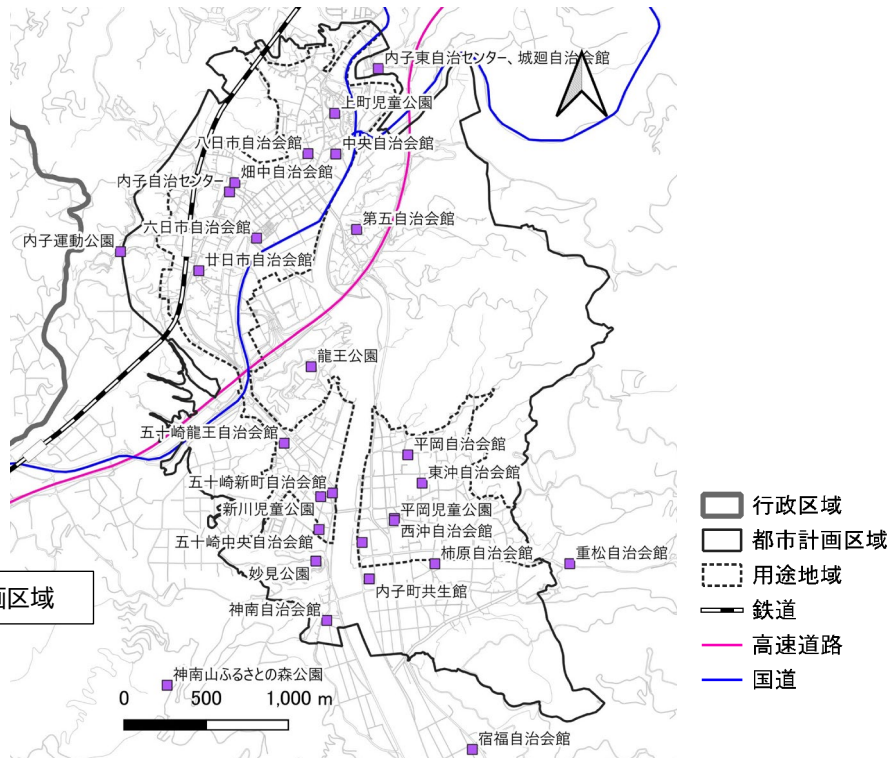
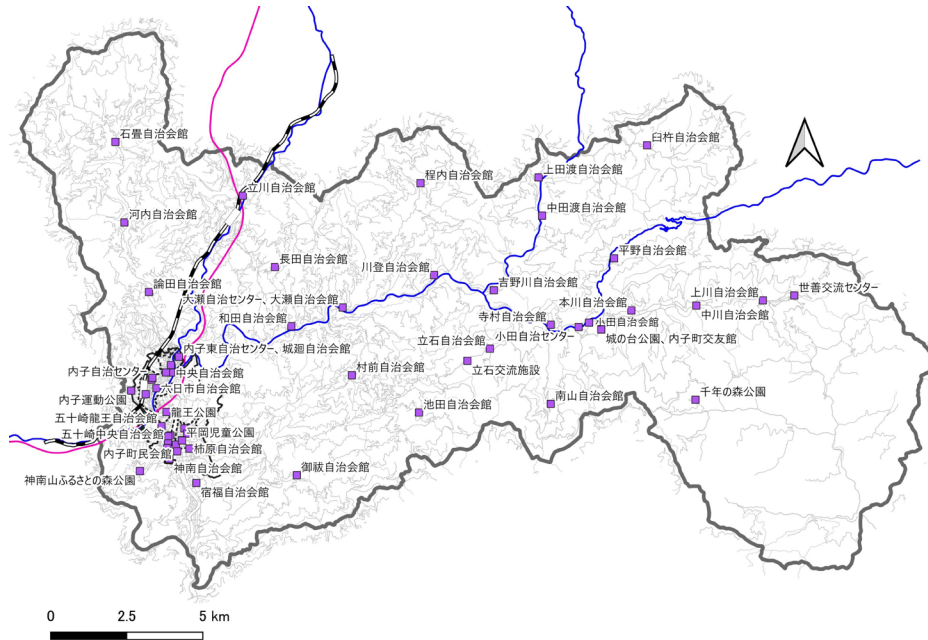
文化施設の立地状況（令和7年4月現在）

資料：内子町資料



⑧交流施設

交流施設は、公園や自治センター、自治会館が町内の各地に点在しています。都市計画区域内には、都市計画公園が立地しています。



交流施設の立地状況（令和7年4月現在）

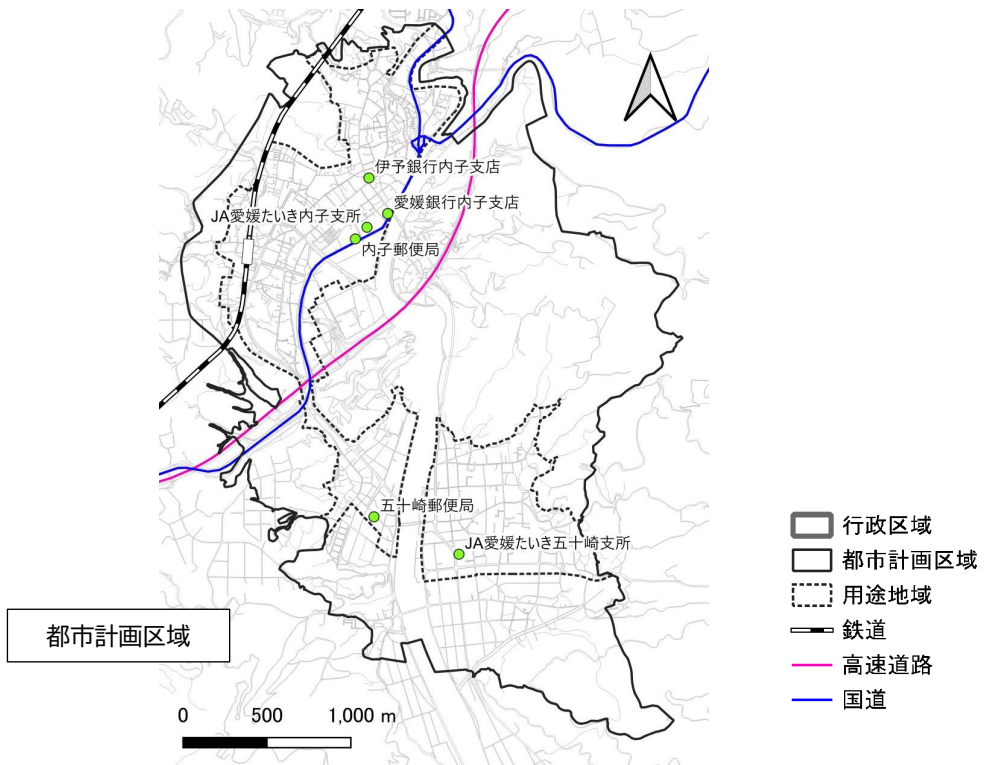
資料：内子町資料



⑨金融施設

金融施設は、都市計画区域内に銀行・郵便局・J Aが立地しており、小田地域にも銀行・郵便局・J Aが立地しています。

その他の地域では、郵便局・簡易郵便局・J Aが点在しています。



金融施設の立地状況（令和7年4月現在）

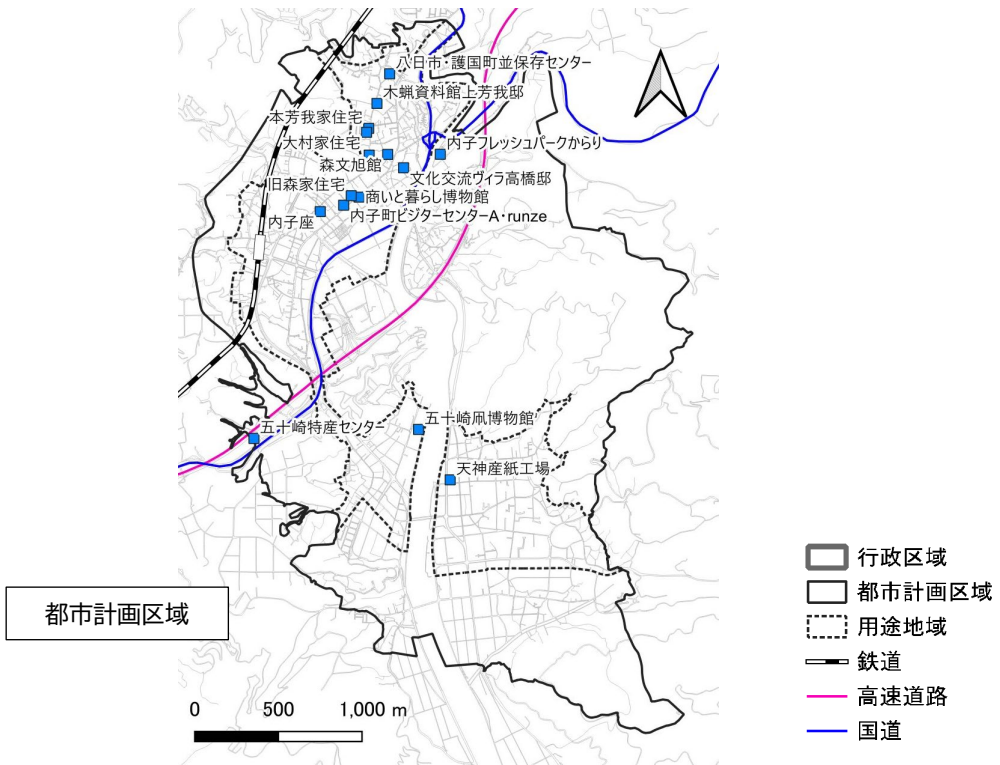
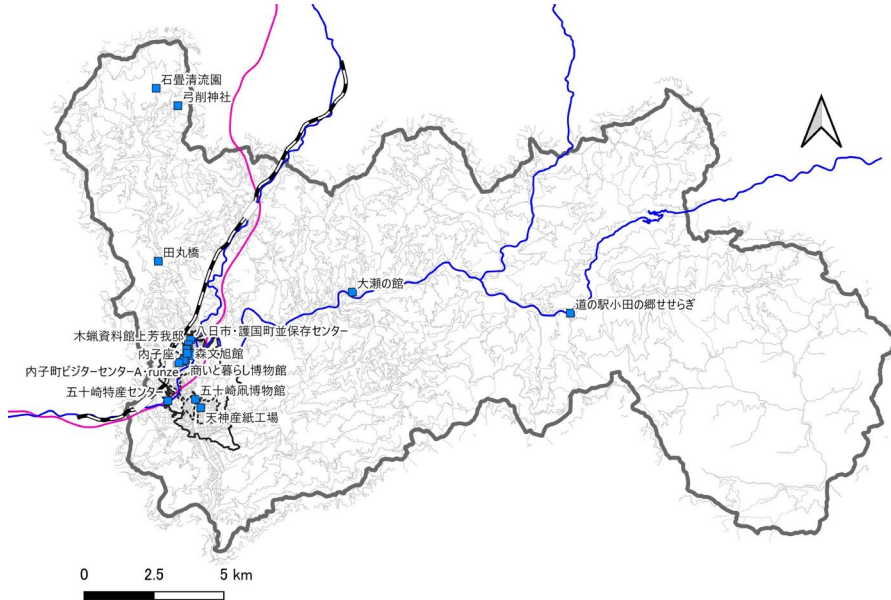
資料：iタウンページ



⑩観光施設

観光施設は、内子地域の八日市・護国エリア周辺に多く立地している他、小田地域には「道の駅小田の郷せせらぎ」が立地しています。

その他では歴史的建造物等を生かした観光施設が点在しています。



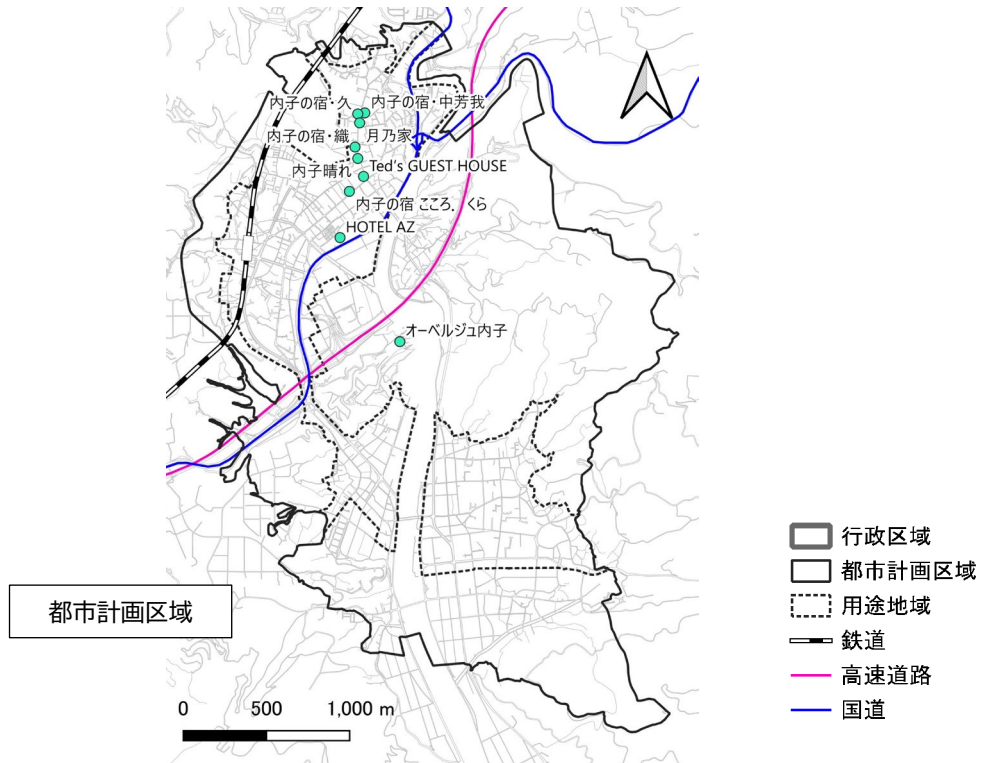
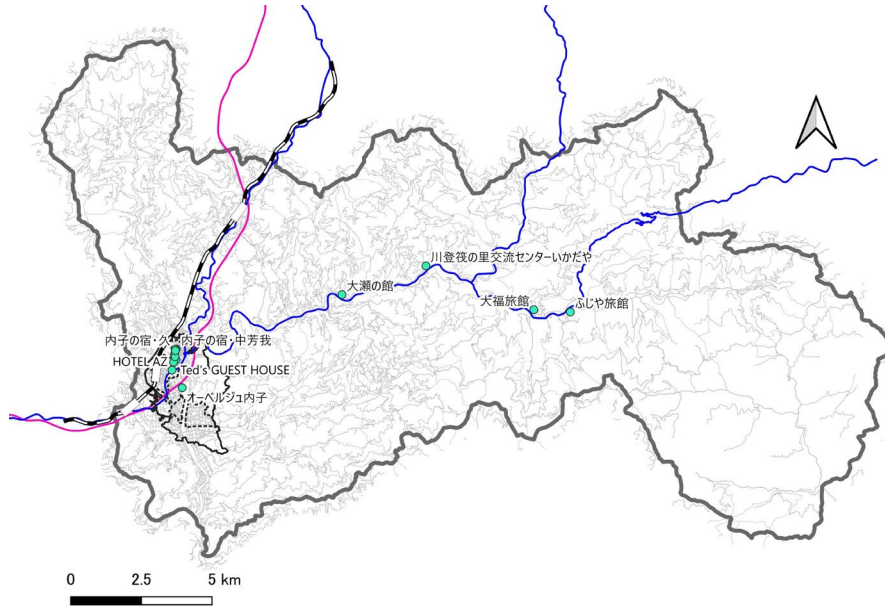
観光施設の立地状況（令和7年4月現在）

資料：内子町資料



① 宿泊施設

宿泊施設は、内子地域の八日市・護国エリア周辺に多く立地している他、五十崎地域に「オーベルジュ内子」が立地しています。小田地域には、2件の旅館が立地しています。



宿泊施設の立地状況（令和7年4月現在）

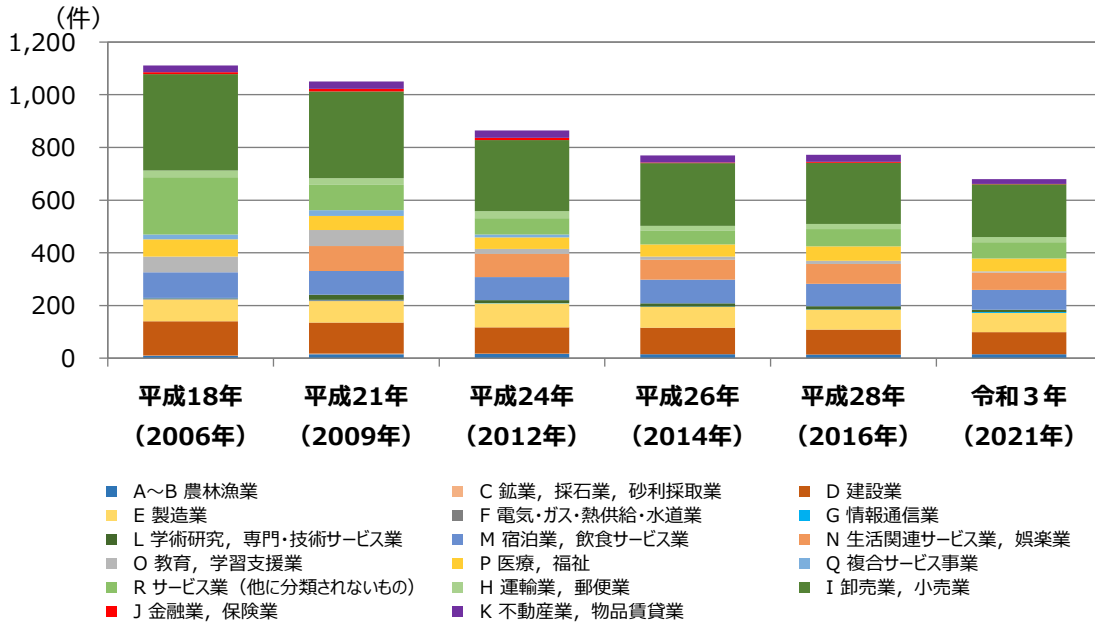
資料：iタウンページ



### 3-6 産業・観光

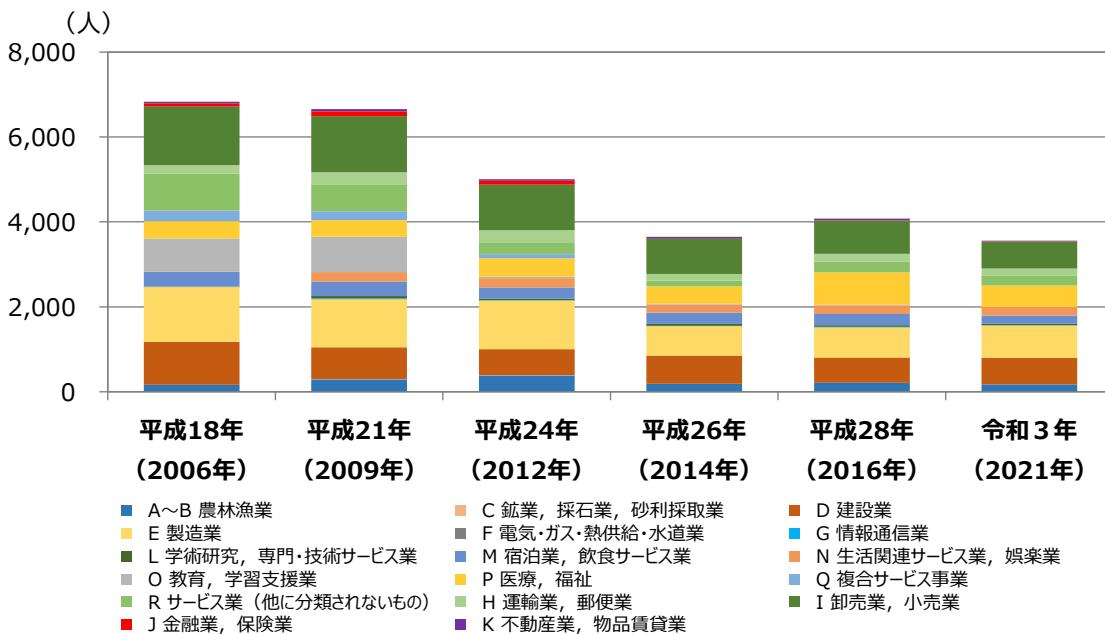
#### (1) 産業の現況

事業所数と従業者数は、平成18(2006)年をピークに減少傾向となっています。産業種類別の内訳を見ると、卸売業・小売業、製造業、建設業等が一定の割合を占めています。



#### 事業所数の推移

資料：令和5年度 内子町都市計画基礎調査



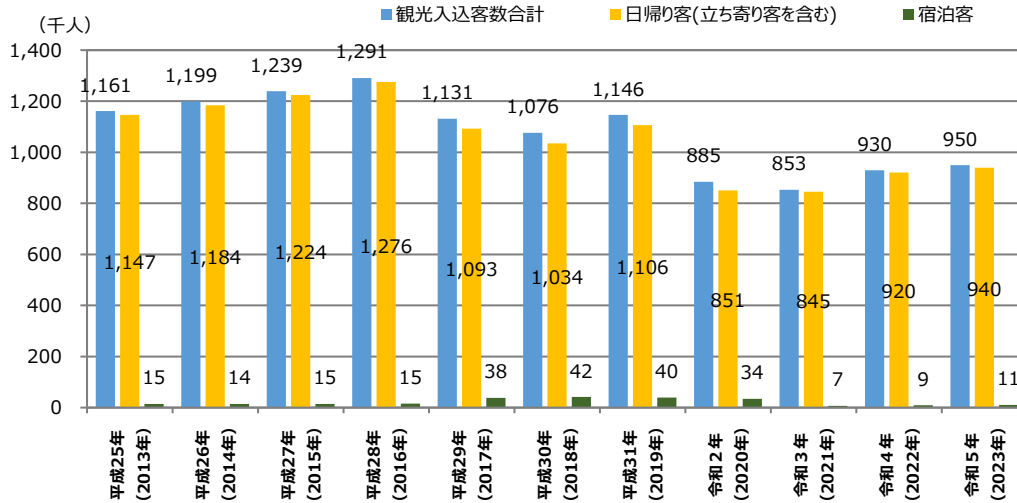
#### 従業者数の推移

資料：令和5年度 内子町都市計画基礎調査



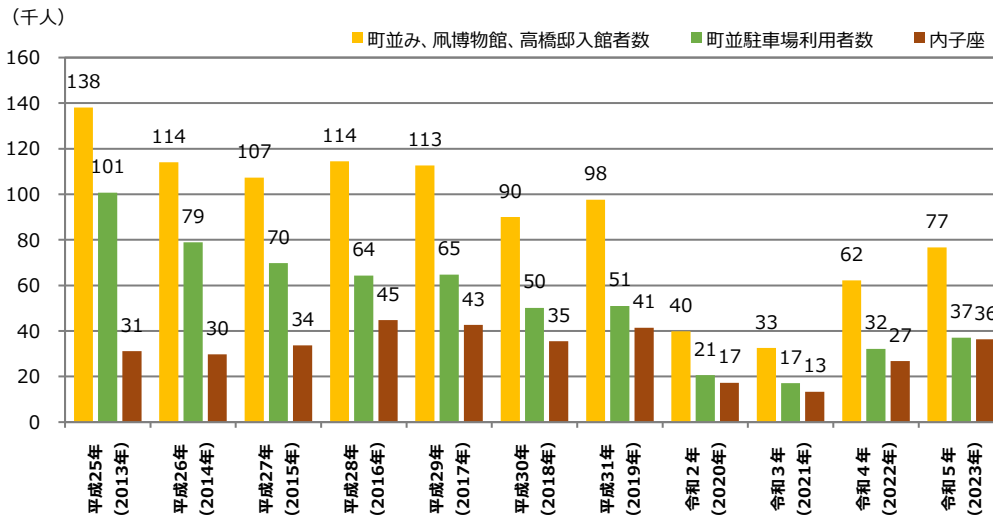
(2) 観光入込客数の動向

観光入込客数は、平成 25 (2013) 年以降を見ると、横ばいまたは微減傾向で推移しています。新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 (2020) 年に大きく減少しましたが、その後やや回復の兆しが見られます。



観光入込客数の推移

資料：内子町資料



各施設等の観光入込客数の推移

資料：内子町資料

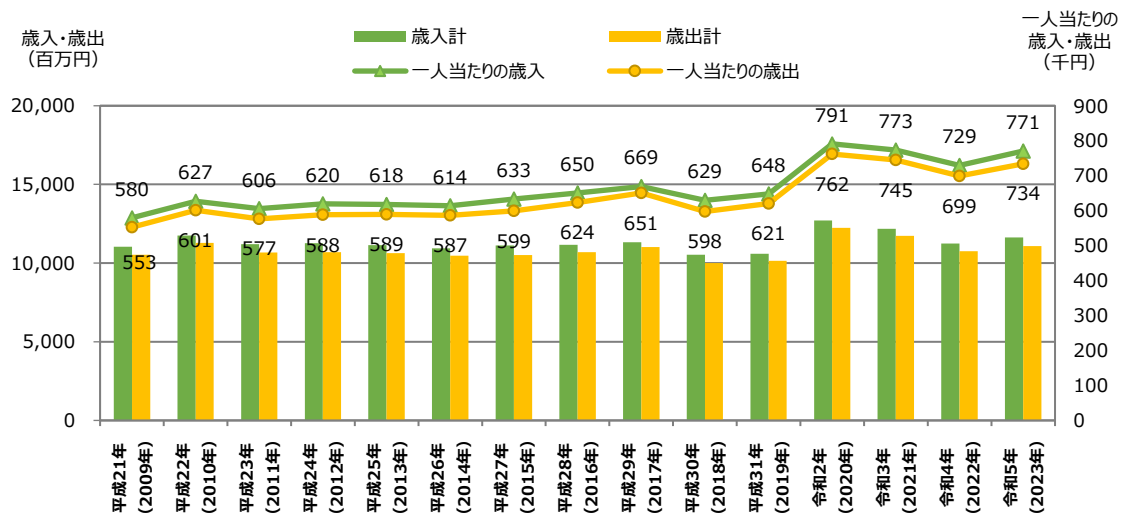


### 3-7 財政

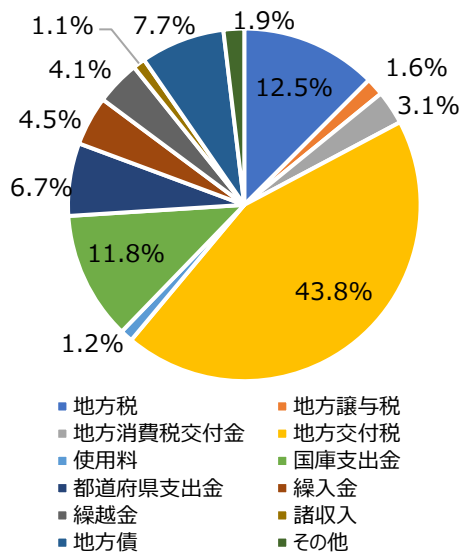
#### (1) 財政状況

歳入・歳出の推移を見ると、平成 21 (2009) 年以降おおむね横ばいの傾向となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 (2020) 年に大きく増加しました。

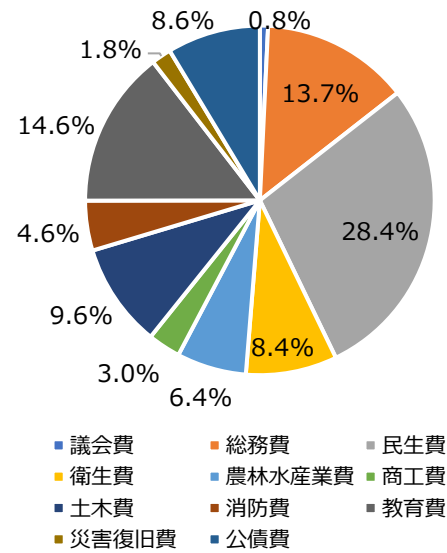
歳入の内訳は、地方交付税が 43.8% で最も多くを占め、次いで地方税、国庫支出金が多くなっています。また、歳出の内訳は、民生費 (福祉などにより支出される費用) が 28.4% で最も多くを占め、次いで総務費、教育費が多くなっています。



歳入・歳出の推移



歳入の内訳 (令和 5 (2023) 年度)



目的別歳出の内訳 (令和 5 (2023) 年度)

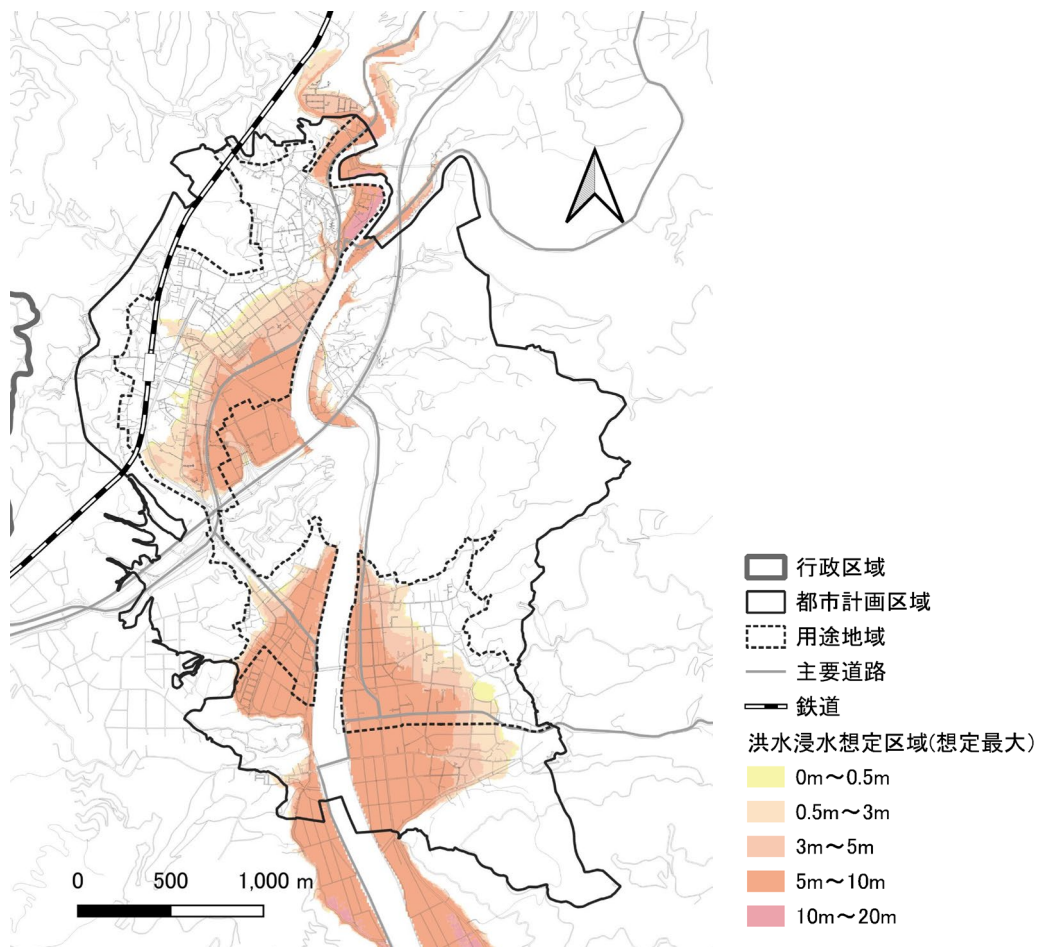
資料：総務省 決算カード



### 3-8 都市防災

#### (1) 河川洪水

河川洪水は、小田川による浸水が想定されており、内子地域・五十崎地域の都市計画区域内の広範囲に浸水想定区域が指定されています。内子町役場やその周辺部では、想定しうる最大規模の降雨（想定最大規模）の場合に 5.0m～10.0mの深さの浸水が想定されています。



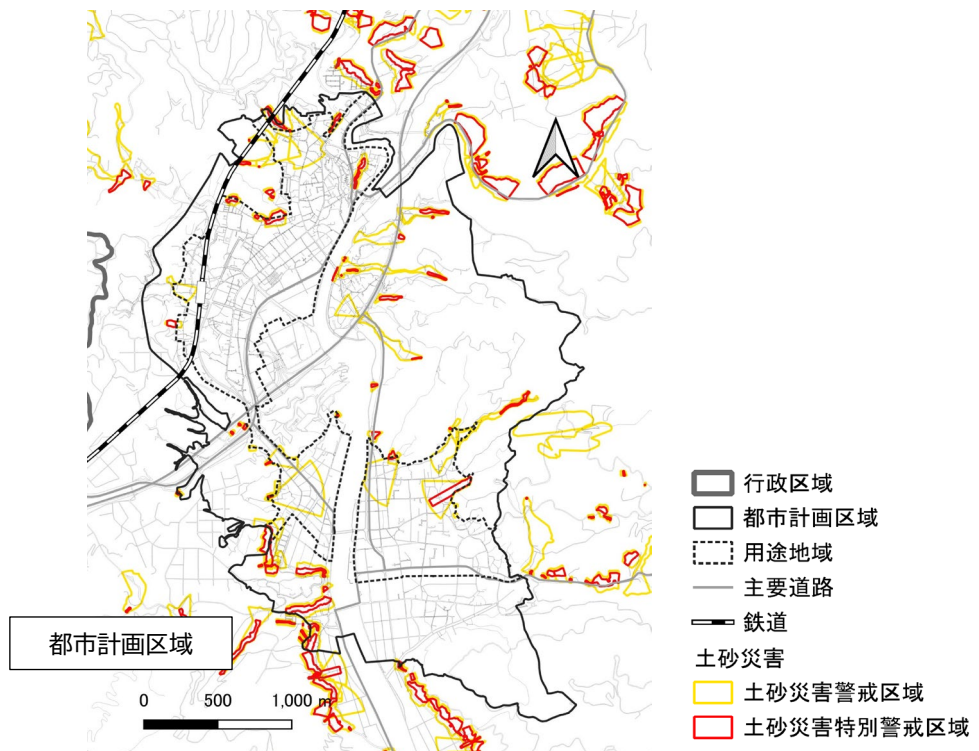
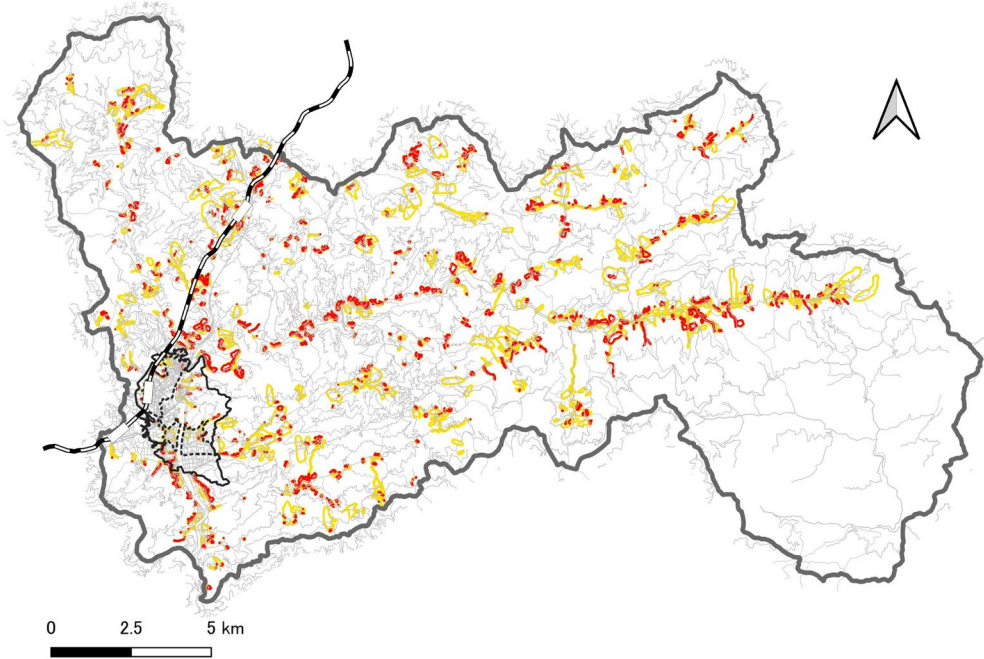
都市計画区域内の洪水浸水想定区域（想定最大規模）

資料：国土数値情報（国土交通省）



(2) 土砂災害

土砂災害は、町内の広範囲で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。都市計画区域内においても、一部に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。



土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

資料：国土数値情報（国土交通省）



### 3-9 アンケート調査より抽出した町民意向

#### (1) 調査の概要

町が抱える課題を把握し、今後のまちづくりの方向性を検討する上での基礎資料の1つとして、町民・事業者・高校生の3つのカテゴリーを対象にアンケート調査を行い、まちづくりに関する意向を把握しました。

##### ①町民アンケート

目的	無作為に抽出した幅広い年代の町民を対象に、居住・都市機能・公共交通・防災等の意向を把握する
調査対象	内子町在住の18歳以上の町民
配布数	2,000票（年齢・地区に配慮した無作為抽出）
調査方法	郵送及び町内会の回覧板による配布・回収、Web回答も可
調査期間	配布：令和5年12月19日 回収：令和5年12月29日まで
回収率	37.8%（756票、うちWeb：150票、回覧板：16票）

##### ②事業者アンケート

目的	町内に所在する事業所・団体を対象に、事業活動の状況や都市機能（商業・工業・観光等）に関する意向を把握する
調査対象	内子町内に住所を有する事業所・団体
配布数	300票（商工関係244票、福祉関係56票）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	配布：令和6年2月6日 回収：令和6年2月23日まで
回収率	56.3%（169票）

##### ③高校生アンケート

目的	内子高等学校（本校及び小田分校）の生徒を対象に、将来の内子を担う若い世代のまちづくりに関する意向を把握する
調査対象	内子高等学校・小田分校の生徒
配布数	内子高校200票、小田分校60票
調査方法	学校への依頼のもと配布・回収
調査期間	配布：令和6年3月19日 回収：令和6年4月10日
回収率	81.5%（212票）

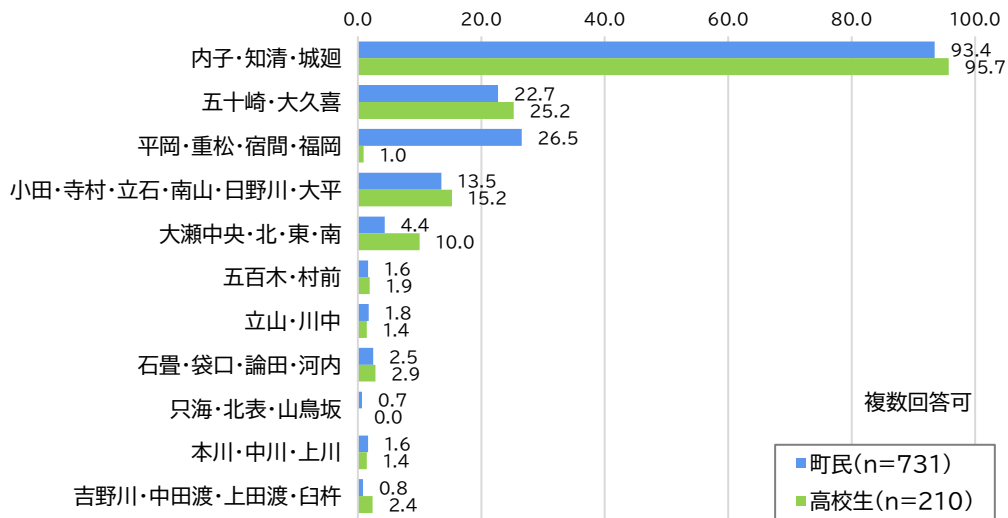


(2) 調査結果の概要

① まちの中心部となるべき地域について

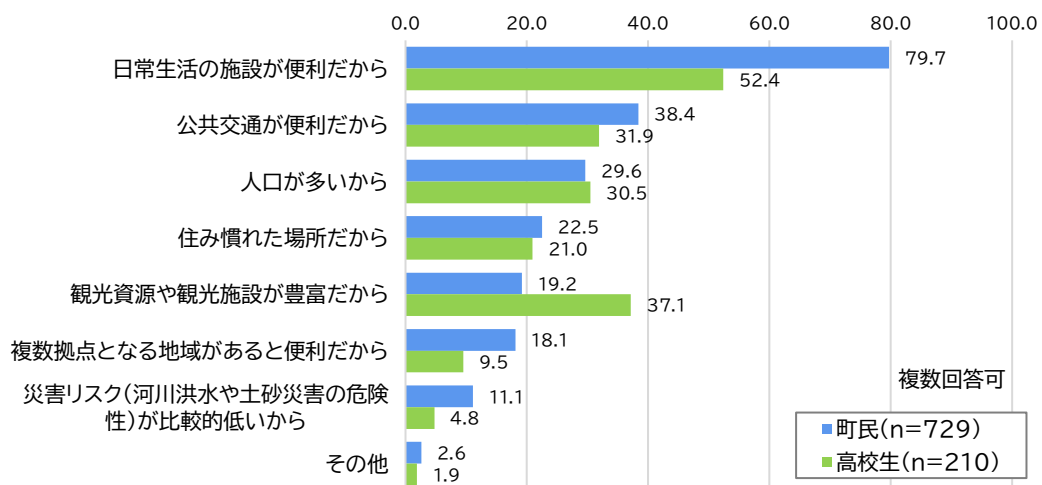
■ 現在及び将来の内子町で中心部となるべき地域

町民アンケート及び高校生アンケートでは「内子・知清・城廻」が9割以上を占めており、次いで「五十崎・大久喜」が多くなっています。「平岡・重松・宿間・福岡」は町民アンケートでは2割以上でしたが、高校生アンケートでは少ない結果となっています。



現在及び将来の内子町で中心部となるべき地域  
【町民アンケート・高校生アンケートより】

選択した理由として、「日常生活の施設が便利だから」が最も多く、次いで「公共交通が便利だから」、「人口が多いから」が多くなっています。高校生アンケートでは「観光資源や観光施設が豊富だから」が2番目に多くなっています。

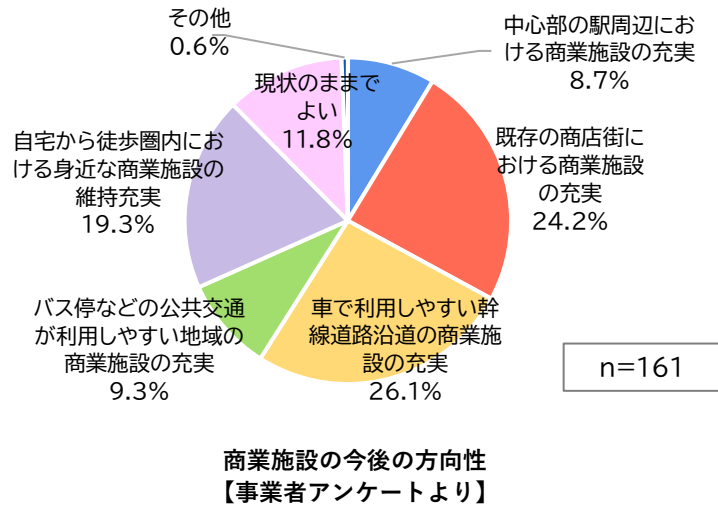


中心部となるべき地域を選択した理由  
【町民アンケート・高校生アンケートより】

②まちの中心部に必要な機能について

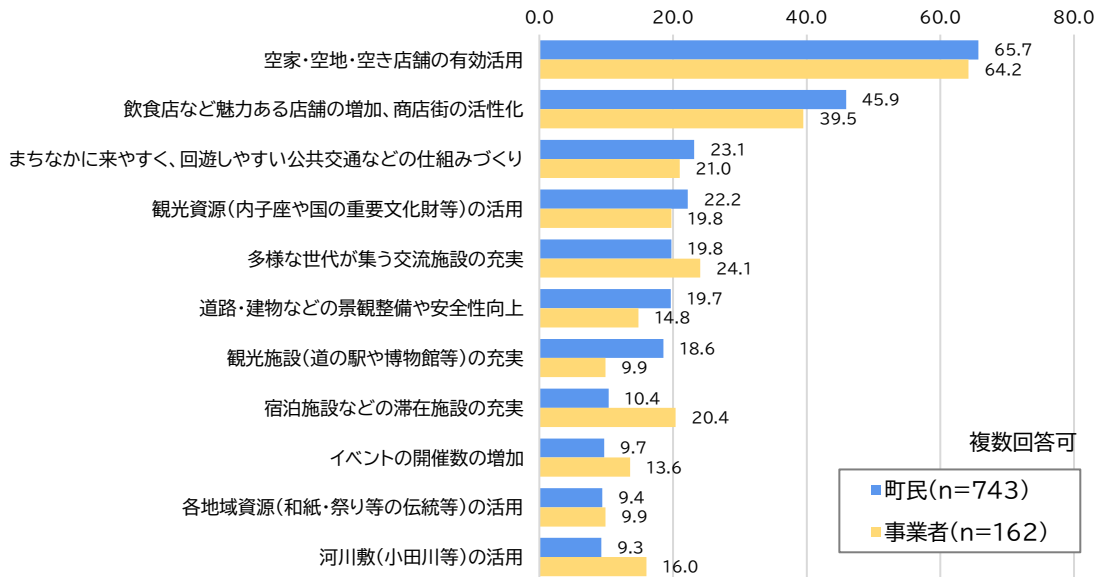
■商業施設の今後の方向性

事業者アンケートでは「車で利用しやすい幹線道路沿道の商業施設の充実」が26.1%と最も多く、次いで「既存の商店街における商業施設の充実」が24.2%、「自宅から徒歩圏内における身近な商業施設の維持充実」が19.3%となっています。



■地域活性化やにぎわいの創出に向けて重要と思う取組

町民アンケート及び事業者アンケートでは「空家・空地・空き店舗の有効活用」が60%以上と最も多く、次いで「飲食店など魅力ある店舗の増加、商店街の活性化」が40%となっています。

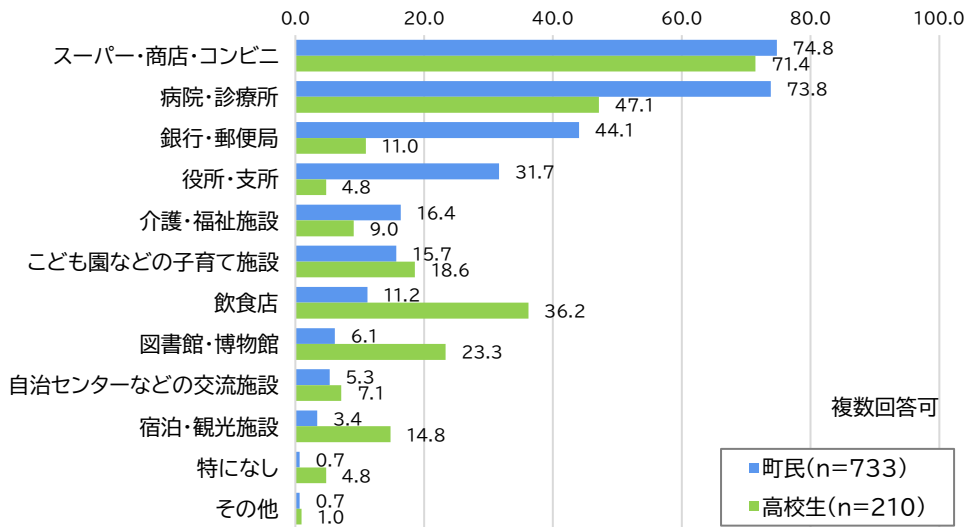


地域活性化やにぎわいの創出に向けて重要と思う取組  
【町民アンケート・事業者アンケートより】



■中心部となるべき地域にある施設のうち、今後もあり続けてほしいと思う施設

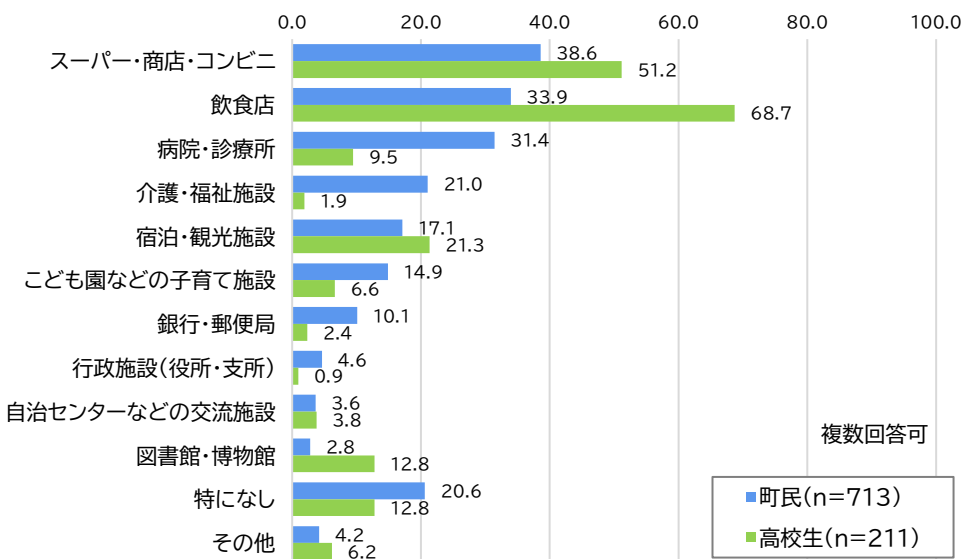
「スーパー・商店・コンビニ」、「病院・診療所」が多くなっています。次いで、町民アンケートでは「銀行・郵便局」、「役所・支所」が多い一方、高校生アンケートでは「飲食店」、「図書館・博物館」が多くなっています。



中心部となるべき地域にある施設のうち、今後もあり続けてほしいと思う施設  
【町民アンケート・高校生アンケートより】

■中心部となるべき地域に、新たに立地してほしいまたは現在より増やしてほしいと思う施設

「スーパー・商店・コンビニ」、「飲食店」が多くなっています。次いで、町民アンケートでは「病院・診療所」、「介護・福祉施設」が多い一方、高校生アンケートでは「宿泊・観光施設」、「図書館・博物館」が多くなっています。

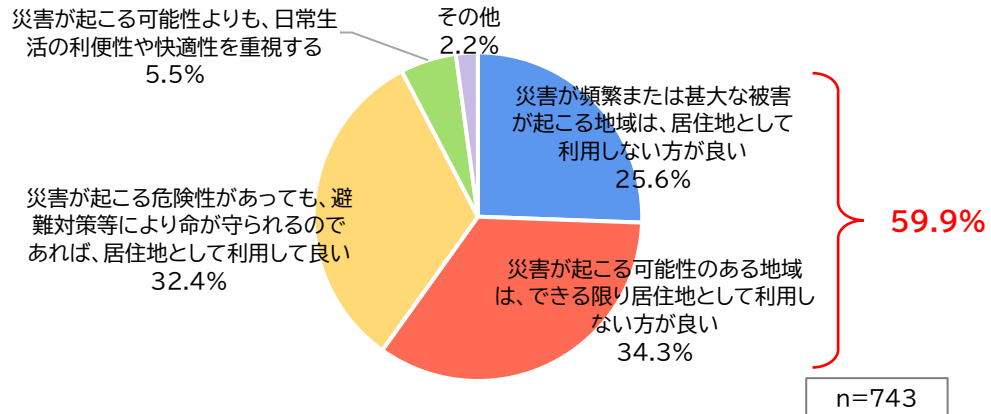


中心部となるべき地域に、新たに立地してほしいまたは現在より増やしてほしいと思う施設  
【町民アンケート・高校生アンケートより】

### ③災害対策について

#### ■災害リスクが想定される中、居住地に関する考え方

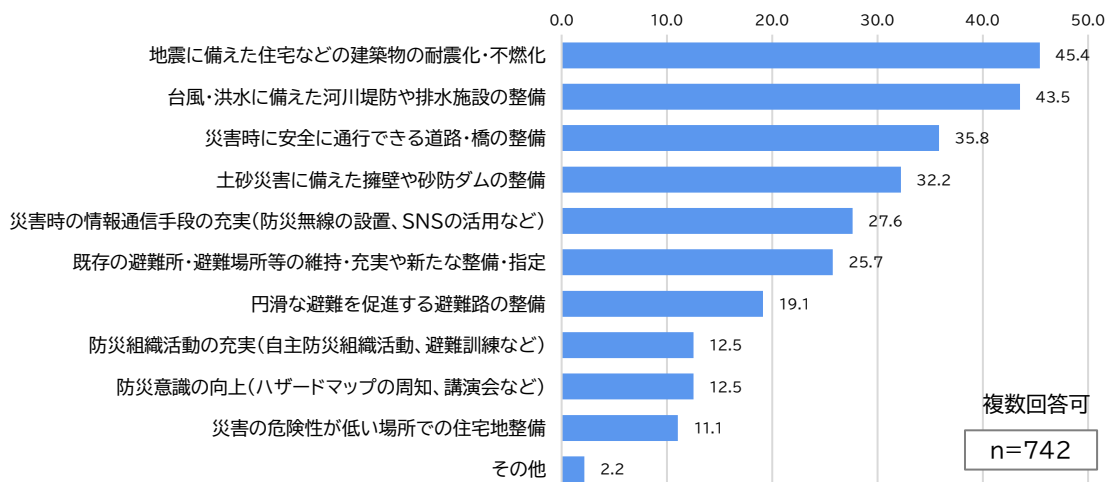
町民アンケートでは、災害が頻繁または甚大な被害が起こる地域や災害が起こる可能性のある地域は、居住地として「利用しない方が良い」と「できる限り利用しない方が良い」が合わせて59.9%を占め、「避難対策等により命が守られるのであれば、居住地として利用して良い」が32.4%となっています。



災害リスクが想定される中、居住地に関する考え方  
【町民アンケートより】

#### ■お住まいの地域における必要と思う災害対策

町民アンケートでは、「地震に備えた住宅などの建築物の耐震化・不燃化」が最も多く、次いで「台風・洪水に備えた河川堤防や排水施設の整備」、「災害時に安全に通行できる道路・橋の整備」となっています。



お住まいの地域における必要と思う災害対策  
【町民アンケートより】



### 3-10 まちづくりの課題

これまでの現状分析を踏まえ、町が取り組むべきまちづくりの課題を以下に整理します。

分野	現状分析	まちづくりの課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少と少子高齢化が進展</li> <li>・市街地でも人口密度が低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活利便性の向上による移住・定住の促進</li> <li>○市街地の活力維持と魅力向上</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトな市街地を形成</li> <li>・空き家が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の町並みを生かしたコンパクトで効率的なまちづくり</li> <li>○空き家・空き地・空き店舗の利活用</li> </ul>
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道、路線バスの利用者減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の公共交通の維持と、ニーズに即した持続可能な公共交通の構築</li> </ul>
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や下水道の未整備箇所が残る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○快適な住環境を担う都市基盤の整備</li> </ul>
生活利便施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内子・五十崎・小田の中心部にさまざまな生活利便施設が集積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民の生活を支える生活利便施設の維持・充実</li> </ul>
産業・観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所数・従業者数が減少</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で観光入込客数が減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史・文化・伝統を活かした魅力あるまちづくり</li> </ul>
財政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生費（福祉等の支出）が多くを占める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢化に対応し、持続可能な都市経営の推進</li> </ul>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小田川による洪水浸水が広範囲で想定される</li> <li>・町内の各所で土砂災害の危険を有する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○命を守る防災・減災対策の充実</li> <li>○災害リスクに配慮した、都市機能の立地の推進</li> </ul>
町民意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの中心には、商業施設・飲食店・医療施設等が求められている</li> <li>・災害リスクが高いエリアには住まない方が良いという意見が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中心市街地の魅力向上、不足する機能の充実・強化</li> <li>○安全性の高いエリアへの居住誘導の推進</li> </ul>



## 第4章 全体構想

### 4-1 まちづくりの基本理念

本計画における基本理念は、第3期内子町総合計画をはじめとする各種計画に掲げる「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」を踏襲し、町全体の方向性と足並みを揃えつつも、まちづくりのキーワードを加味したものとします。

キーワードの選定にあたっては、高校生アンケート(3-9「アンケート調査より抽出した町民意向」参照)により寄せられた147件のキャッチフレーズを候補とし、これらの候補に対する町職員(30代以下の66名)による投票を行いました。

最も支持が多かった キャッチフレーズ	町職員からのコメント
みんなで創る、未来の内子	・「創る」が都市計画らしい
人と伝統・地域と文化が結び合い 現代へつなぐ 内子町	・「未来へつなぐ」でも良いのでは(同意見5件) ・計画策定の目的がしっかりと反映されている
みんなで考え、みんなでつくる 内子町	・計画の課題や目標方針がうまく落とし込まれている(同意見2件)

この結果、最も支持が多かったキャッチフレーズの内容や、町職員からのコメントを参考に、「みんなで創る」「未来へつなぐ」を選定しました。

さらに、町が掲げる「エコロジータウン内子」の取組や、本計画で目指すべき「コンパクトなまちづくり」を加味し、本計画におけるまちづくりの基本理念(目指す将来像)を以下のように定めます。

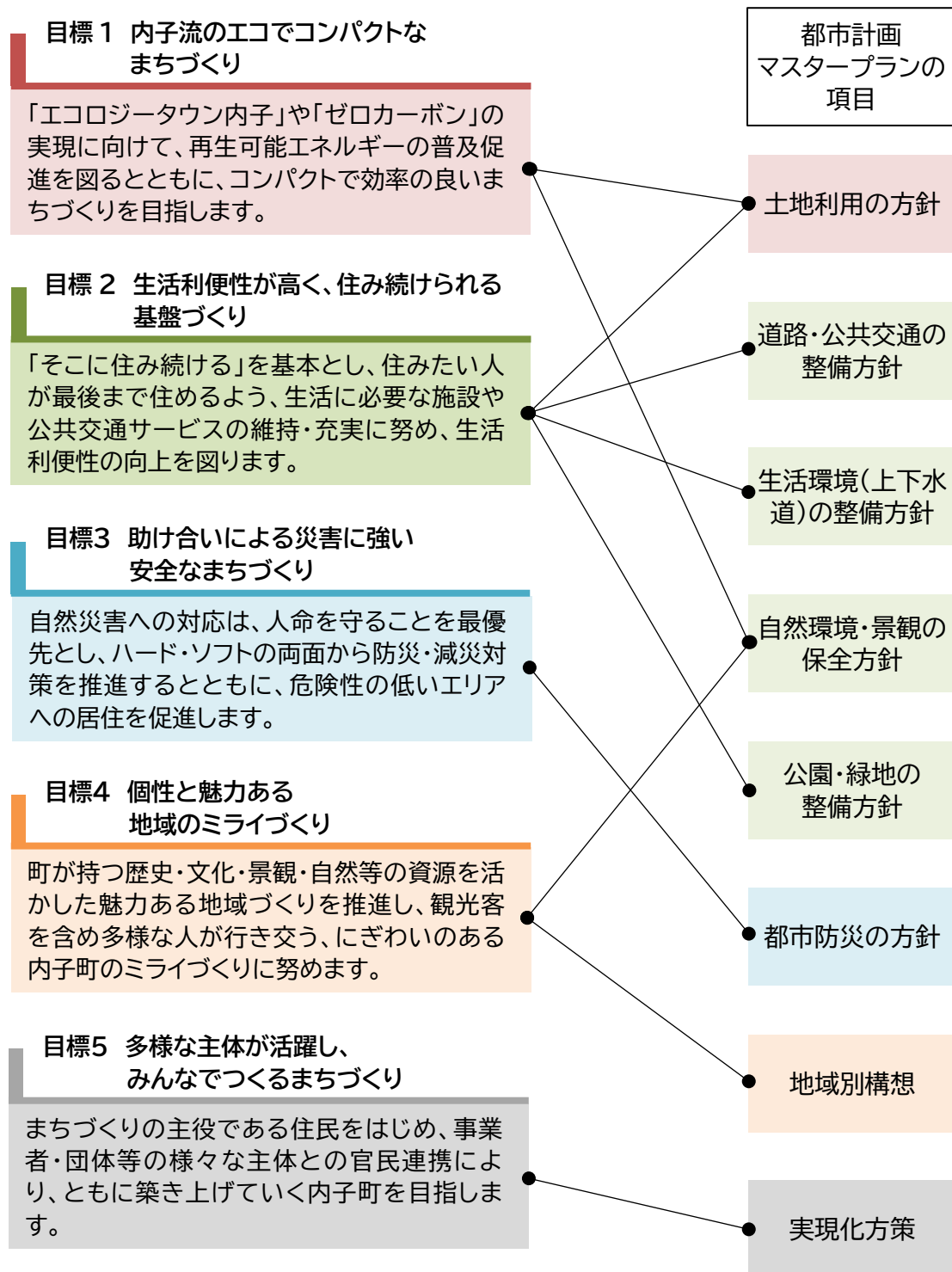
《まちづくりの基本理念(目指す将来像)》

**町並み、村並み、山並みが美しい**  
**持続的に発展するまち**  
～みんなで創り、未来へつなぐ エコでコンパクトなまちづくり～



## 4-2 まちづくりの目標

基本理念や、前章で整理したまちづくりの課題を踏まえて、これらの課題解決に向けた5つの目標を設定します。また、都市計画マスタープランの分野別方針との関連を以下に示します。





5つの目標と、前章で整理したまちづくりの課題との関連性を以下に示します。

		目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	
		内子流のエコでコンパクトなまちづくり	基盤づくり 住み続けられる	生活利便性が高く、 住み続けられる	助け合いによる 災害に強い安全な まちづくり	個性と魅力ある 地域のミフィ づくり	多様な主体が活躍し、 みんなのでつくる まちづくり
分野	まちづくりの課題						
人口	移住・定住の促進	○	◎	○	◎	○	
	市街地の活力維持	○	◎	—	◎	◎	
土地利用	コンパクトなまちづくり	◎	◎	○	○	—	
	空き家・空き地・空き店舗の利活用	◎	○	—	◎	◎	
公共交通	持続可能な公共交通の構築	◎	◎	—	—	—	
都市施設	都市基盤の整備	◎	◎	○	○	—	
生活利便施設	生活利便施設の維持・充実	○	◎	—	◎	○	
産業・観光	歴史・文化・伝統を活かした魅力あるまちづくり	○	—	—	◎	◎	
財政	持続可能な都市経営の推進	◎	○	○	○	◎	
都市防災	防災・減災対策の充実	○	◎	◎	—	—	
	災害リスクに配慮した、都市機能の立地の推進	◎	○	◎	—	○	
町民意向	中心市街地に不足する機能の充実・強化	◎	◎	—	○	○	
	安全性の高いエリアへの居住の推進	◎	—	◎	—	—	

○：関連性が高いもの ◎：関連性が特に高いもの

### 4-3 将来都市構造

町の将来像を描く将来都市構造として、地域の特色を活かしたまちづくりを進める「拠点」、計画的な土地利用を促す「エリア」、町内外の交流・連携を強化するための「軸」に関する方向性を定めます。

#### 《拠点》

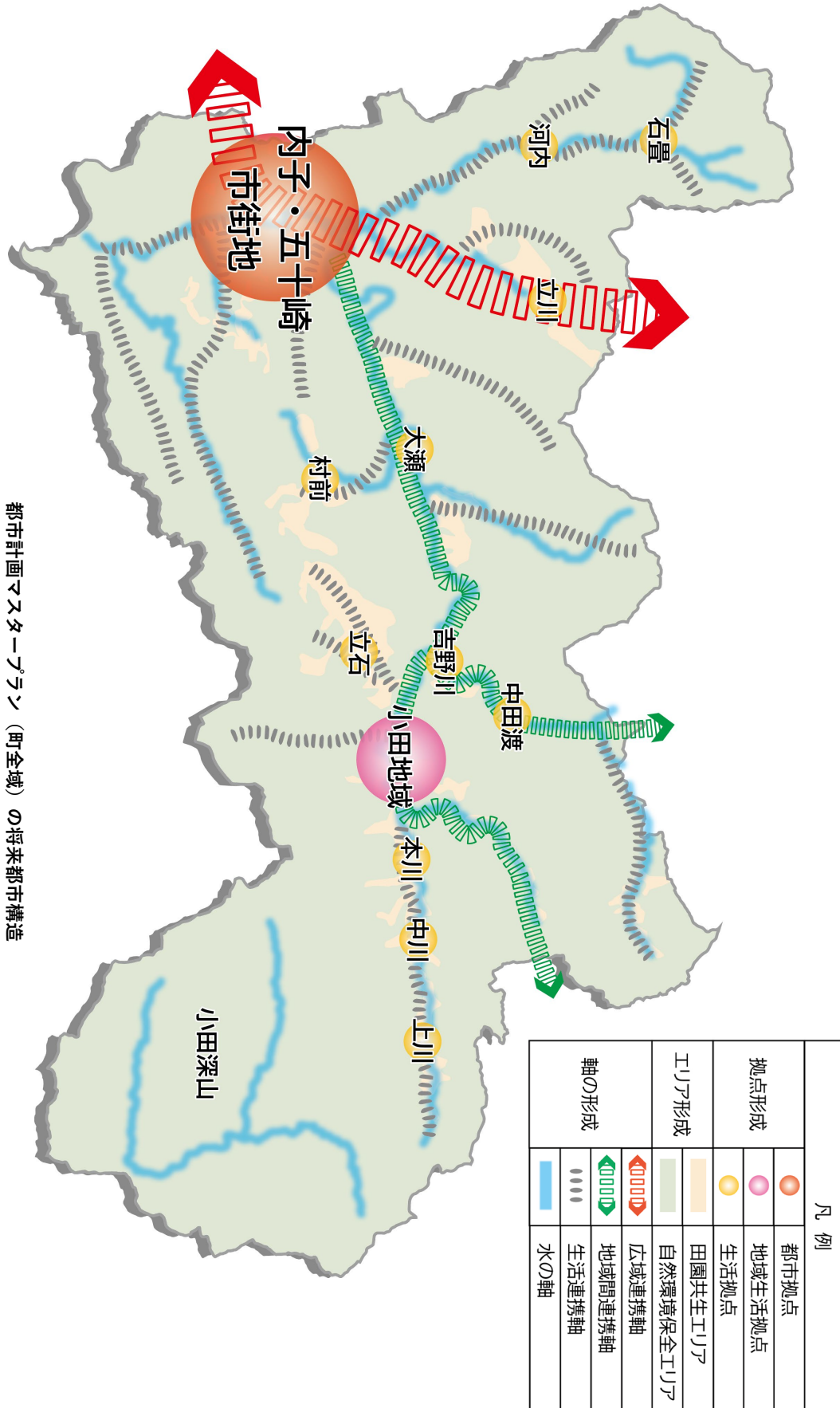
凡例	拠点名称	拠点の方向性
	都市拠点	内子・五十崎市街地を都市拠点と位置付け、町役場や町民の生活を支える医療・福祉・商業等の都市機能の維持・充実にぎわいの創出を図り、町の中核となる拠点の形成に努めます。
	地域生活拠点	小田地域の中心部を地域生活拠点と位置付け、地域での生活に必要な都市機能の維持・充実に努め、地域活性化の中心となる拠点形成に努めます。
	生活拠点	農山村集落は、そこに住み続けられるよう、自治会館等の活用によるコミュニティの維持や、公共交通の確保等により、生活拠点として維持に努めます。

#### 《エリア》

凡例	エリア名称	エリアの方向性
	田園共生エリア	山間部の住宅地や農地は、田園共生エリアとして、自然環境との調和を図りながら、快適な居住空間や産業の場としての維持・向上に努めます。
	自然環境保全エリア	里山や山林は、自然環境保全エリアとして、生物多様性や豊かな自然環境の保全・活用に努めます。

#### 《軸》

凡例	軸名称	軸の方向性
	広域連携軸	松山自動車道、国道56号、JR予讃線を広域連携軸として位置付け、町内外の広域的な交流と連携を高めます。
	地域間連携軸	都市拠点と地域生活拠点を結び、さらに砥部町・久万高原町方面へ繋ぐ国道379号・380号線を地域間連携軸として位置付け、町内外の連携を高めます。
	生活連携軸	拠点と各集落を結ぶ道路網やデマンドバス(19路線)を生活連携軸として位置付け、生活利便性を確保し、地域内の連携を高めます。
	水の軸	小田川をはじめとした河川は、まちの背後に連なる山並みや村並みを通る水の軸として位置付け、その保全・活用に努めます。



都市計画マスタープラン（町全域）の将来都市構造



## 第5章 まちづくりの分野別方針

### 5-1 土地利用

#### (1) 商業・業務ゾーン

##### ■JR 内子駅周辺における商業・業務機能の集積

○JR 内子駅周辺は、町の玄関口として、観光利用を中心とした店舗等の商業・業務機能の集積を図り、にぎわいのある空間構成となるよう努めます。

##### ■内子本町通りのにぎわい創出と地域活性化

- 内子本町通りは、魅力ある商業・業務機能の維持・向上に努め、空き家や空き店舗の利活用も視野に入れ、関係者等と連携を図りながら、にぎわい創出を推進します。
- 創業や起業による雇用の創出や地域活性化を図るため、サテライトオフィスの誘致やコワーキングスペース等の確保に努めます。

##### ■既存ストックの活用による良好な町並みの維持

- 内子座や内子町図書館情報館を中心としたエリアを文化・交流の拠点と位置付け、商いと暮らし博物館・ビジターセンター・町並み保存センター等の維持・充実を図るとともに、観光振興施策と連携した集客力向上に努めます。
- 八日市護国重要伝統的建造物群保存地区を中心としたエリアを観光・交流の拠点と位置付け、魅力ある町並みの保全に努めます。

##### ■行政・文化・交流等の都市機能の維持・充実

- 町役場本庁舎を中心としたエリアを行政・交流の拠点と位置付け、周辺の都市機能とあわせて町民の生活を支える生活利便エリアとして維持・充実を図ります。
- 五十崎自治センターを中心としたエリアを文化・交流の拠点と位置付け、必要に応じて施設の集約化・複合化の可能性を検討しつつ、計画的な更新と機能の維持・充実を図ります。
- 立地適正化計画で定める都市機能誘導区域においては、誘導施設の維持及び立地の誘導に努めます。



JR 内子駅



内子本町通り



## (2) 沿道商業ゾーン

### ■町民生活を支える商業機能等の集積

- 町役場内子分庁舎及び小田支所を中心としたエリアを行政・交流の拠点と位置付け、周辺の都市機能とあわせて地域住民の生活を支える生活利便エリアとしての機能の維持・充実を図ります。
- 国道 56 号沿道は、町民の生活利便性の向上に資するロードサイド型の商業機能の立地を促進します。五十崎旧街道（県道 56 号内子河辺野村線）沿道は、地域住民の生活に必要な機能の維持に努めます。
- 立地適正化計画で定める都市機能誘導区域においては、誘導施設の維持及び立地の誘導に努めます。（再掲）

### ■道の駅を拠点としたにぎわいの創出

- 「道の駅内子フレッシュパークからり」を観光・交流の拠点と位置付け、隣接する知清公園と連携した利用促進に努め、にぎわい創出と地域活性化を図ります。
- 「道の駅小田の郷せせらぎ」を中心としたエリアを観光・交流の拠点と位置付け、小田地域の物産を生かした魅力の向上と発信に努め、にぎわい創出と地域活性化を図ります。

## (3) 工業ゾーン

### ■内子五十崎 IC 周辺の振興

- 内子五十崎 IC 周辺や国道 56 号沿道は、周辺農地との調和を図りながら、交通利便性を活かした流通業務地としての振興に努めます。
- 用途地域の指定状況と現況の土地利用に乖離が生じている場合は、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

### ■既存工業地や地場産業の活性化

- 既存の工業地や、五十崎地域の伝統ある地場産業については、住宅地等の周辺環境との調和を図りながら、産業の振興と活性化に努めます。
- 準工業地域に指定されている特別用途地区においては、劇場や映画館等の大規模集客施設の建築を規制し、適正で合理的な土地利用を推進します。



#### (4) 住居ゾーン

##### ■住宅が密集する地域の居住環境の改善

- 接道義務を満たしていない既存不適格の宅地が残るエリアでは、現在の場所で住み続けられるよう、隣り合った敷地の活用等による建替を促進します。
- 地域の実情に応じた地区計画や、小さい規模で柔軟な対応が可能な区画整理等による市街地整備を必要に応じて検討します。

##### ■都市のスポンジ化対策の推進

- 空き家の活用促進に向け、住宅・店舗・事務所・飲食店・宿泊施設・高齢者福祉施設等への利活用に対する支援を検討し、まちの活性化を図ります。一方で、利活用が困難な老朽危険空き家については、除却等の対策に努めます。
- 空地については所有者による適切な維持管理を促します。また、公有の遊休地は地域の実情を踏まえながら、広場や駐車場等、地域の活性化等に資する用途での利活用を検討します。
- 立地適正化計画で定める居住誘導区域においては、人口密度の維持及び住宅等の誘導に努めます。

##### ■定住・移住の促進

- 空き家バンクの充実や空き家活用など、定住に向けた住まいの確保対策を検討します。
- 移住コーディネーターをはじめとする、移住希望者へのサポート体制の充実を図ります。
- 地域の担い手の確保するためのきっかけづくりとして、地域おこし協力隊制度等を積極的に活用します。
- 移住定住支援サイト「うちこんかい」をはじめ、定住や移住に関する情報発信ツールを強化します。

##### ■災害リスクに配慮した土地利用の推進

- 洪水・土砂災害・ため池決壊等の災害リスクの高い地域に立地する住居や施設は、必要に応じ、比較的安全な地域への移転に向けた支援を検討します。また、災害リスクの高い地域での開発を抑制し、安全な土地利用の推進に努めます。
- 町営住宅は、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を進めるとともに、長寿命化の考え方に基づいた改修と維持管理に努め、長期的な視点で必要に応じた建替え・集約・除却を検討します。



#### ■内子らしさを推進する居住地づくり

- 「エコロジータウン内子」の推進に向け、町内産木材を用いた住宅の新築に対する補助制度や、太陽光発電システム、家庭用燃料電池、家庭用蓄電システム、木質バイオマス利用設備、ZEH等の導入に対する補助制度の活用を促進します。
- 空き家の除却や活用により景観悪化の抑制に努めるとともに、生垣・板塀の設置や敷地内の緑化を促進し、落ち着いたある居住地景観の形成を図ります。

#### ■住み続けられる地域コミュニティの維持

- 自治センターや自治会館等、地域コミュニティ活動の拠点となる施設は、長寿命化の考え方に基づいた改修と維持管理に努めるとともに、長期的な視点で必要に応じた建替え・集約・除却を図ります。
- 各自治会の地域づくり計画書に基づく地域の活性化や魅力向上の取組に対する継続的な支援により、コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 住居ゾーン及びその周辺においては、生活に必要な商業・医療等の機能や公共交通の維持・確保に努め、日常生活の利便性の維持・向上を図ります。

### (5) 農用地・集落地ゾーン

#### ■農用地・集落地の維持・保全と有効活用

- 農業生産の基盤であるとともに、環境負荷軽減や洪水防止機能等の多面的な機能を有する農地は、守るべき土地利用として適切な維持・保全に努め、担い手への農地の集約化、農道や農業水利施設等の農業基盤整備を推進します。
- 優良農地の適切な維持・保全を支援し、農産物の生産量拡大と安全・安心な内子ブランドの確立を推進します。
- 耕作放棄地は、利用状況の把握を行い、関係機関と調整を図りながら、農地としての再生を基本に、より良い土地利用への転換などによる有効活用を促します。
- 高次元農業の一環として、家庭生ごみの活用による堆肥生産や、農業用廃プラスチックの全量リサイクル、「道の駅内子フレッシュパークからり」を中心とした観光農業の展開、ICTを活かした情報ネットワーク(からりネット)の活用を進めます。
- 大瀬の館を中心とした大瀬成留屋地区を観光・交流の拠点と位置付け、歴史的な建物・町並みの保全や、地域住民の生活に必要な機能の維持を図ります。

#### ■農林業の活性化と担い手確保

- 観光・交流の拠点となる道の駅等の施設を活用した物産品の情報発信や販売促進を図り、地場産業の活性化に努めます。
- 農業・林業を活かしたイベントやインターン、ワーケーション、フィールドワーク等の取組を通じ、新しい担い手の確保・育成に努め、地域活性化や定住人口の確保を図ります。



## (6) 緑環境・河川ゾーン

### ■身近な緑を感じる都市緑地の創出

- 公園や河川沿い等の都市緑地は、町民が身近に感じる緑として、また、防災性の向上を図る緑として、適切な維持・保全に努めます。市街地においては、低未利用地を活用した公園や広場の確保により、緑の多い都市空間の創出を図ります。
- 内子運動公園、城の台公園を文化・交流の拠点と位置付け、町民の憩い・スポーツ・交流の場として施設の計画的な更新と機能の維持・充実に努めます。
- 龍王公園を中心としたエリアを観光・交流の拠点と位置付け、町内外の人が集う交流の場としての維持・充実や宿泊施設への誘客に努めます。

### ■河川環境の活用と魅力の創出

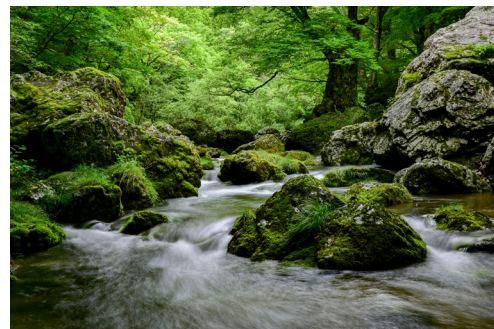
- 各地域の河川においては、国や県等の管理者と連携を図り、水質の保全、周辺自然环境や景観との調和、治水対策、親水空間の整備等に努めるとともに、地域住民の協働による清掃活動等の取組を推進します。
- 町の中央部を流れる小田川は、内子町いかざき小田川はらっぱ基金の活用や、肱川流域の自治体との連携による景観美化や水質保全を図るとともに、町民や来訪者の憩いの場や、いかざき大凧合戦をはじめとするイベント・交流の場としての魅力づくりに努めます。また、河川整備計画の策定を促進します。
- 弓削神社・石畳清流園を中心としたエリアを観光・交流の拠点と位置付け、観光客の誘致を推進するとともに、美しい水辺景観の維持・保全を図り、次世代に継承していきます。

### ■山林の維持・保全と有効利用

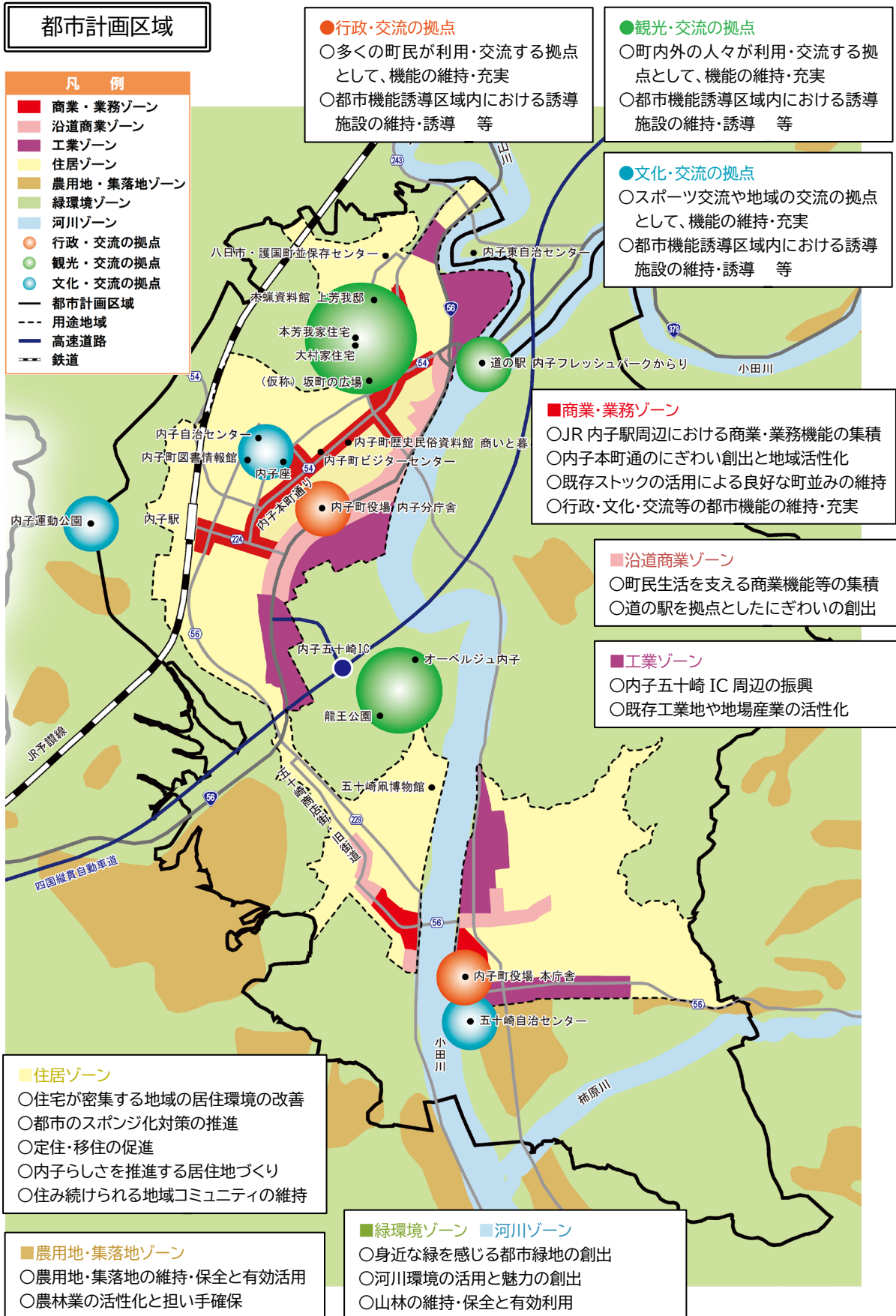
- 山林が有する生物の生息空間、水源かん養、防災機能等の多面的機能の発揮に向けた保全・整備に努めるとともに、管理放棄地の荒廃抑制と再生に向けた取組を推進します。
- 小田深山溪谷を観光・交流の拠点、SOL-FA オダスキーゲレンデを文化・交流の拠点と位置付け、利用客誘致を推進するとともに、町内・町外の人が集う交流の場として適切な維持・管理に努めます。



小田川の景観



小田深山溪谷





内子町域

●行政・交流の拠点

○多くの町民が利用・交流する拠点として、機能の維持・充実 等

●観光・交流の拠点

○町内外の人々が利用・交流する拠点として、機能の維持・充実 等

●文化・交流の拠点

○スポーツ交流や地域の交流の拠点として、機能の維持・充実 等



凡 例

- 商業・業務ゾーン
- 沿道商業ゾーン
- 工業ゾーン
- 住居ゾーン
- 農用地・集落地ゾーン
- 緑環境ゾーン
- 河川ゾーン
- 行政・交流の拠点
- 観光・交流の拠点
- 文化・交流の拠点
- 都市計画区域
- - - 用途地域
- 高速道路
- 鉄道

■住居ゾーン

- 定住・移住の促進
- 内子らしさを推進する居住地づくり
- 住み続けられる地域コミュニティの維持

■農用地・集落地ゾーン

- 農地の維持・保全と有効利用
- 農林業の活性化と担い手確保

■緑環境ゾーン ■河川ゾーン

- 身近な緑を感じる都市緑地の創出
- 河川環境の活用と魅力の創出
- 自然環境を活かしたエコな土地利用の推進



## 5-2 道路・公共交通

### (1) 連携軸となる道路ネットワークの整備

#### ■広域連携軸の整備

- 四国縦貫自動車道と国道56号を広域連携軸として位置付け、生活の利便性向上や災害時の更なる機能発揮を目指すため、国・県等と連携を図りながら4車線化等の整備を促進します。
- JR内子駅や内子五十崎ICを交通拠点と位置付け、町の玄関口としてふさわしい修景整備や街路樹等の緑の活用、親しみやすく印象的な舗装の採用等を検討し、良好な空間形成を推進します。

#### ■都市間連携軸の整備

- 内子・五十崎市街地と小田地域を結び、砥部町方面・久万高原町方面へ至る国道379号・380号を都市間連携軸と位置付け、県等と連携を図りながら都市間・地域間の連携強化に向けた整備を促進します。

#### ■地域連携軸の整備

- 地域拠点と生活拠点を結ぶ県道及び都市計画道路を地域連携軸と位置付け、県等と連携を図りながら、改良区間の整備を推進します。
- 都市計画道路4路線のうち、未整備区間有または未着手となっている3路線については、災害時の避難路確保や日常生活の利便性向上等の観点から、整備推進を図ることとし、実現性の高い整備手法等を検討します。

#### ■道路構造物の長寿命化

- 橋梁やトンネル等の道路構造物は、定期点検や計画的な修繕による長寿命化の考え方のもと、予防保全型による適切な維持管理に努め、コスト縮減を図ります。
- 効率的かつ効果的な維持管理を図るため、ドローン等の新技術を活用した点検の導入を検討します。

### (2) 歩いて暮らせる生活道路や歩行者空間の整備

#### ■生活道路の整備

- 町道等の生活道路は、舗装の修繕等の維持管理に努めるとともに、狭隘道路の解消や照明設備・ミラー等の付属物の整備を推進し、安全性の向上を図ります。
- 水害時における排水処理の効率化を図るため、側溝や排水路等の整備と機能維持に努めます。



#### ■回遊性が高く滞在しやすくなる環境整備

- 観光客が多く訪れる JR 内子駅から町並み保存地区周辺への動線では、歩道と車道を一体的なデザインとした景観整備や、広場、小さな建築物（トイレや案内所等）、ストリートファニチャー（ベンチ等）の整備を推進し、魅力ある歩行者空間の形成を図ります。  
また、快適で安全な歩行者空間の形成に向け、通行車両の速度抑制のためのカラー舗装やハンプ設置、電線共同溝の整備による無電柱化等を検討します。
- 主要な観光施設及びその導線では、外国人観光客を含めた来訪者の円滑な誘導のため、案内板等のサイン整備を推進します。また、公衆無線 LAN やデジタルマップの整備、観光 DX に関する取組を推進し、インバウンド需要にも対応可能な受入体制の整備・充実に努めます。
- 観光需要により駐車場が不足する地域を把握し、駐車場の適正配置と整備を推進します。
- E-バイクを用いたレンタサイクルの活用促進や自転車通行空間の整備等、サイクルツーリズムを推進し、町内の周遊性向上に努めます。

### （3）公共交通の拠点とネットワークの整備

#### ■JR 内子駅と周辺部の整備

- JR 内子駅は、交通拠点としてバス停留所等の待合空間の整備を推進します。また、公共交通の利用促進のためパーク＆ライド駐車場の活用促進に努めます。
- 二次交通対策の一環として、EV 車を活用したカーシェアリングやレンタサイクルの利用促進を図ります。
- 観光案内所においては、外国人観光客を含めた来訪者への案内や物販等を含めた更なるサービスの維持・向上を図ります。

#### ■公共交通ネットワークの整備

- 町全体の持続可能な公共交通ネットワークの確立に向けて、地域公共交通計画に基づく施策を推進します。
- JR 予讃線は、コロナ禍による利用者減少からの回復を目指し、路線バス等との接続性の向上や待合環境の整備等を推進し、利用促進を図ります。
- 町営路線バス及び町営デマンドバスは、利用者の減少や運転手不足といった課題を解消するため、利用実態やニーズを把握した上で、地域住民による助け合い輸送等の新たなサービスについて検討・実証を進めます。
- 新技術を活用した輸送サービスとして、自動運転・AI・ICT・MaaS 等の活用も視野に、町民や観光客にとって利用しやすい公共交通のあり方を検討します。



■交通結節点の整備

- 駅舎やバス停留所等の老朽化が進行している施設においては、事業者等と連携し、施設の更新・維持管理に努めるとともに、高齢者や障がい者等に対応したバリアフリー、ユニバーサルデザイン化による環境整備を推進します。
- 公共交通機関においては、多言語表示や外国語対応スタッフの強化等、インバウンドへの対応に努めます。



カーシェアリング用 EV 車

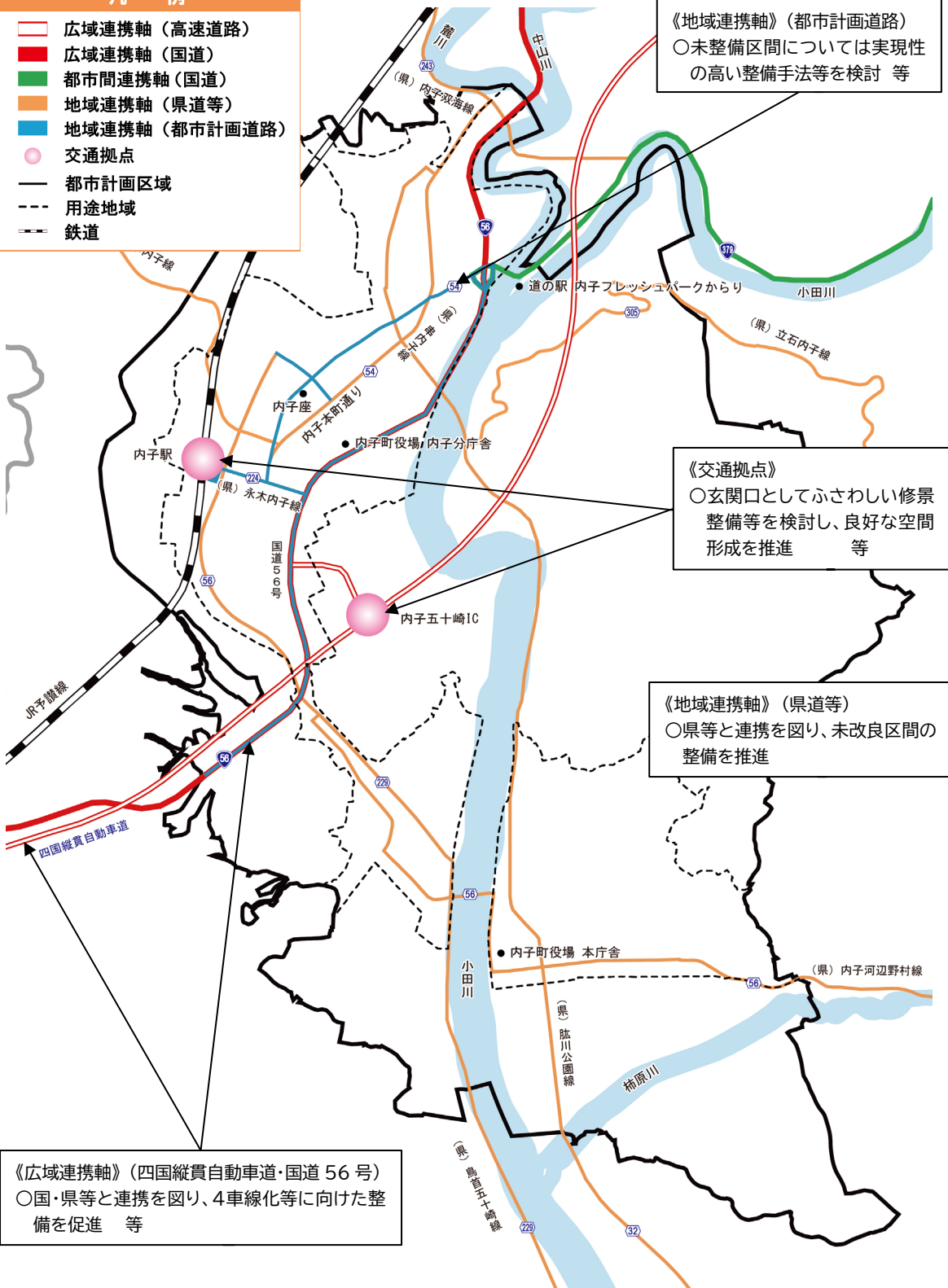


小田支所前バス停留所



都市計画区域

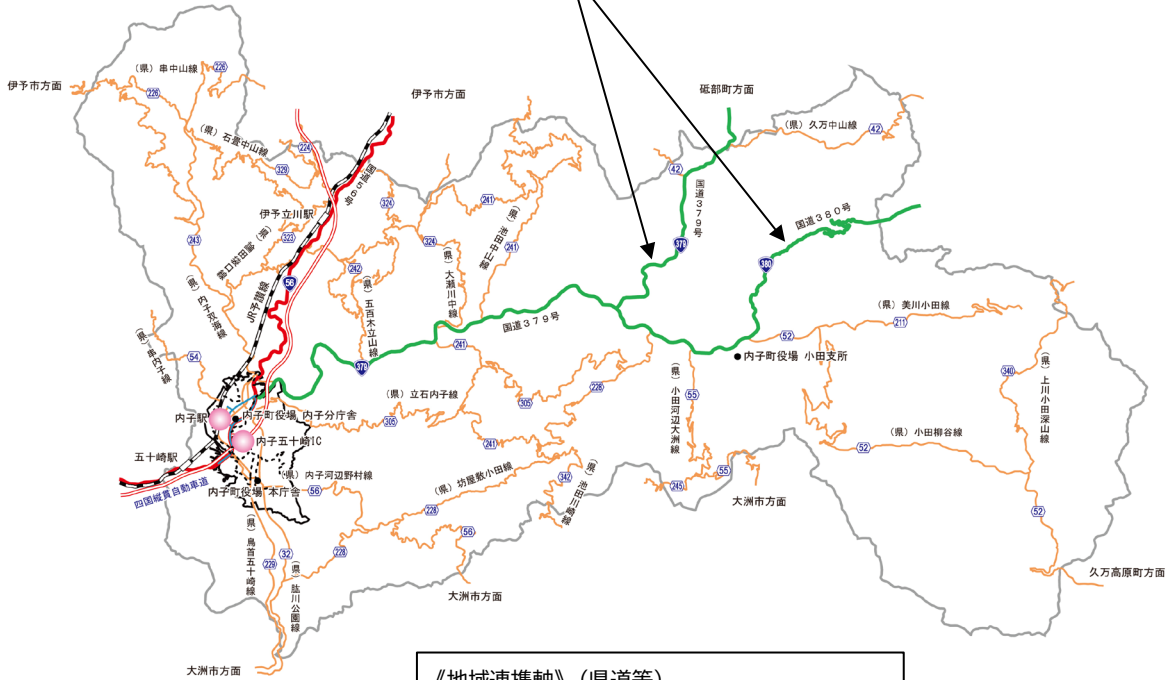
- 凡例**
- 広域連携軸（高速道路）
  - 広域連携軸（国道）
  - 都市間連携軸（国道）
  - 地域連携軸（県道等）
  - 地域連携軸（都市計画道路）
  - 交通拠点
  - 都市計画区域
  - - 用途地域
  - - 鉄道





内子町域

《都市間連携軸》(国道379号・380号)  
○県等と連携し、都市間または町内各地域間の  
連携を強化するための整備を推進 等



《地域連携軸》(県道等)  
○県等と連携を図り、未改良区間の整備を推進

凡例	
	広域連携軸 (高速道路)
	広域連携軸 (国道)
	都市間連携軸 (国道)
	地域連携軸 (県道等)
	地域連携軸 (都市計画道路)
	交通拠点
	都市計画区域
	用途地域
	鉄道

- 施策の主な方向性
- 【段階的な道路ネットワークの整備】
    - 広域連携軸の整備
    - 都市間連携軸の整備
    - 地域連携軸の整備
    - 道路構造物の長寿命化
  - 【歩いて暮らせる生活道路や歩行者空間の整備】
    - 生活道路の整備
    - 回遊性が高く滞在しやすくなる環境整備
  - 【公共交通の拠点とネットワークの整備】
    - JR 内子駅と周辺部の整備
    - 公共交通ネットワークの整備
    - 交通結節点の整備



### 5-3 生活環境

#### (1) 生活環境の維持・改善に向けた上下水道の整備

##### ■公共下水道の整備率向上と維持・管理

- 公共下水道の計画区域においては、人口減少や土地利用の変化も踏まえながら、水洗化率の向上に努めます。
- 浄化センターや汚水管渠、マンホールポンプ等の下水道設備は、内子町下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な改修・更新等を進め、長寿命化・耐震化を図ります。
- 官民連携の仕組み（ウォーターPPP）の導入も視野に入れながら、経営の健全化を図るとともに、維持管理の効率化に努めます。

##### ■公共下水道計画区域外の生活環境向上

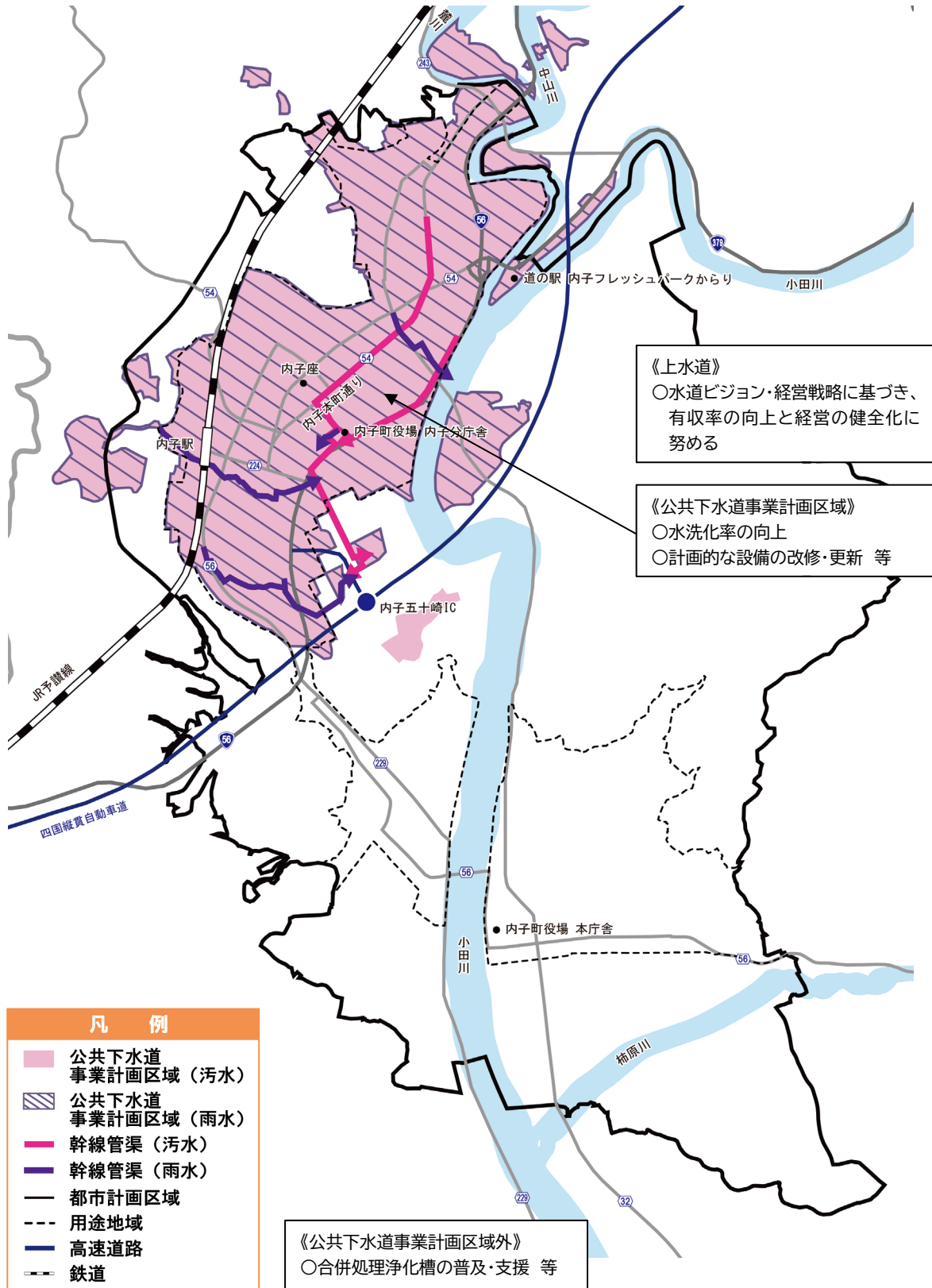
- 公共下水道計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の普及・支援に努め、快適な住環境の形成を推進します。

##### ■上水道の維持・管理

- 配水管や配水池等は、定期点検の実施や計画的な改修・更新等を進め、長寿命化・耐震化を図ります。
- 水道ビジョン・経営戦略に基づく投資や財政計画を推進し、有収率の向上と経営の健全化に努めます。



都市計画区域





内子町域

《上水道》  
○水道ビジョン・経営戦略に基づき、有収率の向上  
と経営の健全化に努める



《公共下水道事業計画区域外》  
○合併処理浄化槽の普及・支援 等

- 凡 例**
- 公共下水道事業計画区域（污水）
  - 公共下水道事業計画区域（雨水）
  - 幹線管渠（污水）
  - 幹線管渠（雨水）
  - 都市計画区域
  - 用途地域
  - 高速道路
  - 鉄道

施策の主な方向性

【生活環境の維持・改善に向けた上下水道の整備】

- 公共下水道の整備率向上と維持・管理
- 公共下水道計画区域外的生活環境向上
- 上水道の維持・管理



## 5-4 自然環境・景観

### (1) 各地域の特色ある自然環境の保全・活用

#### ■山林の保全・活用

- 山林が有する生物の生息空間、水源かん養、防災機能等の多面的機能の発揮に向けた保全・整備に努めるとともに、管理放棄地の荒廃抑制と再生に向けた取組を推進します。(再掲)
- 町内各地域に点在している天然記念物の巨木は、守るべき財産として関係者と連携し、適切な保存に努めます。
- 在来種の保護等による生物多様性の保全に向けて、関係機関と連携を図りながら、外来種の情報収集や駆除等の適切な対応に努めます。
- 広大な広葉樹林を有する小田深山は、地域住民・事業者・関係機関等と連携し、せんの森プロジェクト（内子町山並保全・活用計画）による山並み保存や学習活動を推進するとともに、活動拠点の整備や集客力の向上に努めます。
- 四国カルスト県立自然公園は、小田深山溪谷等の豊かな自然風景美を活かし、県と連携を図りながら散策路の整備や景観の維持・保全に努めます。

#### ■農地の保全・活用

- 農業生産の基盤であるとともに、環境負荷軽減や洪水防止機能等の多面的な機能を有する農地は、守るべき土地利用として適切な維持・保全に努め、担い手への農地の集約化、農道や農業水利施設等の農業基盤整備を推進します。(再掲)
- 優良農地の適切な維持・保全を支援し、農産物の生産量拡大と安全・安心な内子ブランドの確立を推進します。(再掲)
- 有害鳥獣による農作物への被害の軽減のため、防護柵の設置や捕獲隊の活動等への支援に努めます。
- 耕作放棄地は、利用状況の把握を行い、関係機関と調整を図りながら、農地としての再生を基本に、より良い土地利用への転換などによる有効活用を促します。(再掲)
- まちなかに点在する遊休農地については、観光農園や市民農園としての利活用を検討します。
- 町並み・村並み・山並みの内子固有の地域資源を活かした内子ツーリズムの一環として、田舎体験や農家民泊を含む教育旅行等、若年層や家族向けの体験プログラムを企画し、グリーンツーリズムを通じた地域活性化の取組を推進します。



### ■河川環境の保全・活用

- 各地域の河川においては、国や県等の管理者と連携を図り、水質の保全、周辺の自然環境や景観との調和、治水対策、親水空間の整備等に努めるとともに、地域住民の協働による清掃活動等の取組を推進します。(再掲)
- 町の中央部を流れる小田川は、内子町いかざき小田川はらっぱ基金の活用や、肱川流域の自治体との連携による景観美化や水質保全を図るとともに、町民や来訪者の憩いの場や、いかざき大凧合戦をはじめとするイベント・交流の場としての魅力づくりに努めます。また、河川整備計画の策定を促進します。(再掲)

## (2) 町並み・村並み・山並みの美しい景観の維持・創出

### ■市街地景観の保全・整備

- 内子町景観まちづくり計画に基づき、重点区域である駅前・国道56号都市景観形成地区、文化交流拠点景観形成地区、大瀬成留屋景観形成地区についてそれぞれの地域特性に応じた景観の保全・誘導に努めます。
- 内子町歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的建造物の活用促進に向けた修景整備、保存団体の組織化等の施策を展開し、地域住民による保全意識の高揚を図りながら、歴史的風致の維持・向上に努めます。
- 町並み保存地区や内子本町通り等の歴史的な町並みでは、うだつ・木板や墨書による屋外広告物・格子窓等の特徴的な景観の保全に努めます。また、景観まちづくり条例に基づき、新たに施設整備の際には、周辺景観との調和を促します。
- 町の玄関口であるJR内子駅・内子五十崎ICや、国道56号等の主要な通り・ポイントでは、屋外広告物の形状・色彩の統一化や、緑・花等による修景整備を推進し、おもてなしを演出する景観の整備に努めます。
- 空き家の除却や活用により景観悪化の抑制に努めるとともに、生垣・板塀の設置や敷地内の緑化を促進し、落ち着いたある居住地景観の形成を図ります。(再掲)
- 文化財資料のデジタル化の推進や、学校における出前講座の実施等、町の貴重な財産である景観についての理解を深めるための教育を推進します。



八日市・護国の町並み



歴史的建造物（内子座）



#### ■農村景観の保全

- 営農地は、農地の利用状況の調査等により、優良農地の維持と耕作放棄地の適切な管理を促進し、良好な田園風景の保全に努めます。
- 内子町景観農業振興地域整備計画に基づき、里地里山地域の石畳地区や参川地区については、景観形成基準に基づく規制等により、より良い景観への誘導に努めます。

#### ■山間地景観の保全

- 弓削神社等、山間地に点在する景勝地は、周辺の樹木の適切な管理や溪谷・河川・池等の水質保全に努め、魅力的で周遊したくなる景観を保全します。
- 小田深山溪谷は、周辺の遊歩道やキャンプ場の維持管理、誘導案内標識の整備等を進めるとともに、旧深山荘跡地の活用を検討し、さらなる誘客に努めます。

#### ■景観まちづくり活動への参画の促進

- 地域住民・事業者・行政等の多様な主体が相互に関わり合いながら、それぞれの地域特有の景観の魅力や価値を高めるための取組を支援するとともに、景観に関するまちづくりフォーラムやワークショップ等の活動を促進します。
- 手すき和紙や醸造業等、地域に根付いた伝統産業を将来にわたって維持・継承するため、匠づくり奨励金の活用を促進し、人材育成と技術の保全を支援します。

### (3) 再生可能エネルギーを活かしたまちづくりの推進

#### ■再生可能エネルギーの普及・活用

- 「エコロジータウン内子」の推進に向け、町内産木材を用いた住宅の新築に対する補助制度や、太陽光発電システム、家庭用燃料電池、家庭用蓄電システム、木質バイオマス利用設備、ZEH 等の導入に対する補助制度の活用を促進します。(再掲)
- 内子町脱炭素戦略に基づく施策を推進し、公共施設へのオンサイト PPA (民間事業者と連携した太陽光発電設備の導入) による再生可能エネルギー導入に向けた検討や、モデル地区の検討を進めます。
- 山林等への太陽光発電設備の導入は、景観への影響や土砂災害のリスク等への配慮、地域住民等の意向を把握した上で、適切な判断を行うよう周知・啓発に努めます。また、撤去が必要になった場合は、跡地の自然的土地利用への再転換を促す等、適切な対応を検討します。

#### ■バイオマスの利活用

- 豊富な森林資源がある中での木材や竹の活用、生ごみ・廃食油等のバイオマス資源の活用及びバイオマス発電所による発電により、公共施設や住宅等へ電力供給を行う資源循環型のまちづくりに寄与する取組を推進します。また、脱炭素の啓発イベントの開催に努めます。



《参考》エコロジータウン内子の取組

内子町では、平成5（1993）年度の「内子町新総合計画（旧内子町）」で初めて「エコロジータウン」というフレーズが掲げられ、環境保全型農業の推進、内子の森づくり、近自然工法の推進といった事業を展開しました。さらに、平成18（2006）年度には「内子町バイオマスタウン構想」、平成20（2008）年度には「内子町環境基本計画」を策定し、環境保全を施策の基礎として位置付けています。

バイオマスの利活用については、「森」「畑」「まち」の3つのプロジェクトを軸として、未利用木材のペレット化や竹資材の活用、生ごみの堆肥化、廃食油等を原料とするBDF（バイオディーゼル燃料）の製造などに取り組んでいます。

また、平成30（2018）年度には「内子バイオマス発電所」、令和4（2022）年度には「内子龍王バイオマス発電所」が稼働を開始し、計算上は町内世帯の4割程度にあたる約3,000世帯の使用量相当の発電が可能となっています。

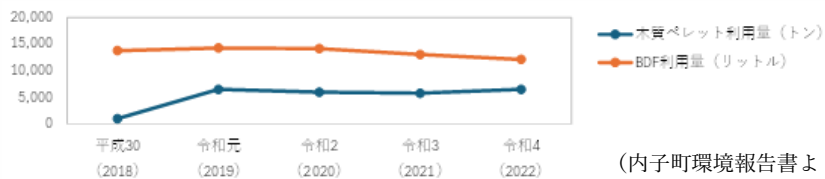


内子バイオマス発電所



木質ペレットのストーブ

バイオマス燃料  
の利用実績



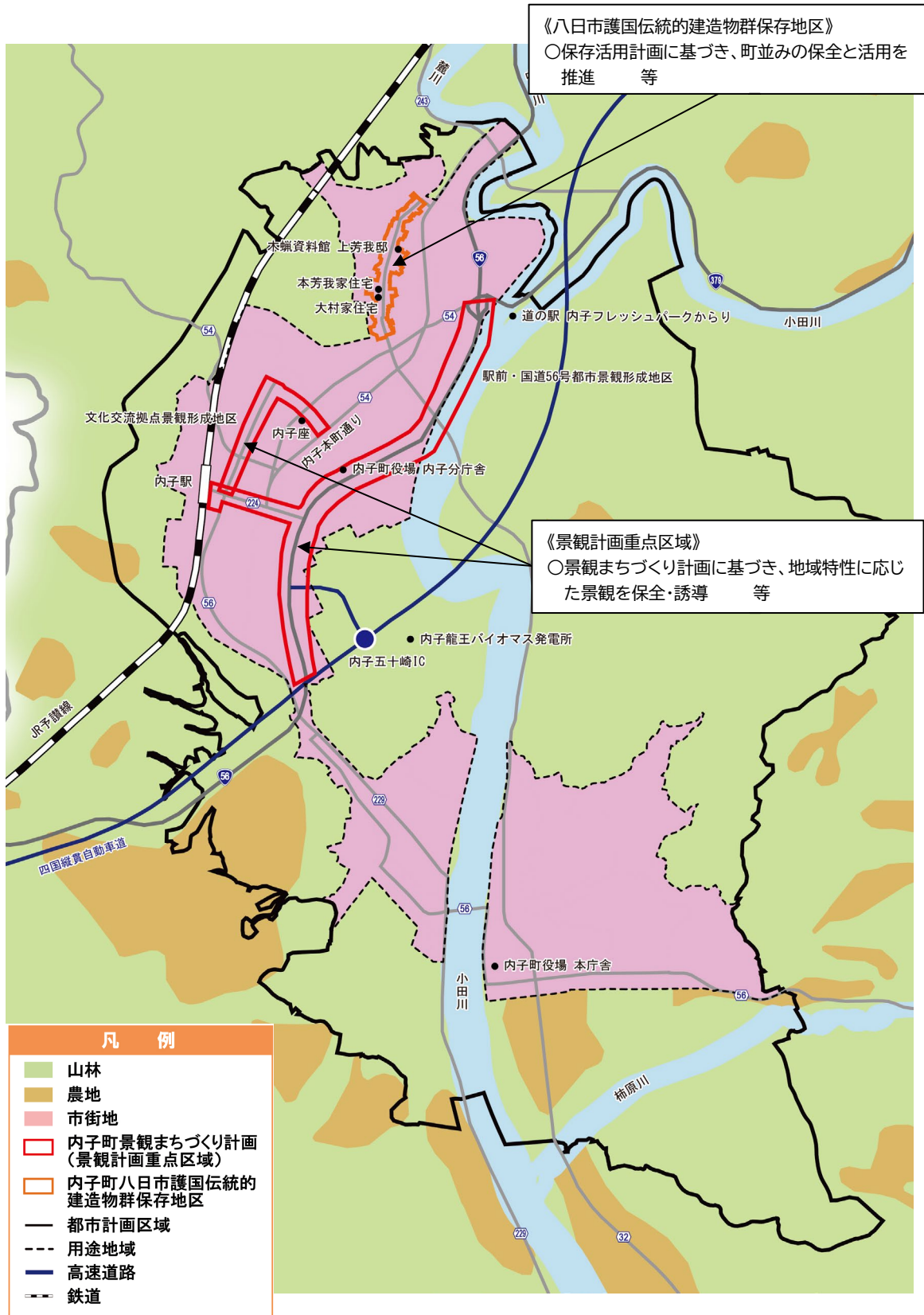
(内子町環境報告書より)

令和7（2025）年度に策定した「第3期内子町総合計画」では、「エコロジータウンの歩みを止めない1人1人が考え、行動するまち」を掲げ、ゼロカーボンシティの実現、自然環境の保全、サステナブル（持続可能）なライフスタイルへの転換、環境教育の推進を目指しています。

内子町はこれからも、「町並、村並み、山並みが美しい、持続的に発展するまち」をめざすとともに、町・町民・事業者やNPO法人等の各種団体との連携・協働によって、人と自然が調和し、将来にわたり住み続けていくことのできる「エコロジータウン内子」の実現をめざします。



都市計画区域





内子町域

《里地里山地域》(石畳)  
○内子町景観農業振興地域整備計画  
に基づき、より良い景観へ誘導 等

《景観計画重点区域》  
○景観まちづくり計画に基づき、地域特  
性に応じた景観を保全・誘導 等

《里地里山地域》(参川)  
○内子町景観農業振興地域整備計画と  
整合を図り、より良い景観へ誘導 等



《四国カルスト県立自然公園》  
○県と連携を図った散策路の整備や  
景観の維持・保全 等

凡 例	
	山林
	農地
	市街地
	内子町景観農業振興地域整備計画 (重点区域)
	内子町景観まちづくり計画 (景観計画重点区域)
	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区
	四国カルスト県立自然公園
	都市計画区域
	用途地域
	高速道路
	鉄道

施策の主な方向性	
<p>【各地域の特色ある自然環境の保全・活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○山林の保全・活用</li> <li>○農地の保全・活用</li> <li>○河川環境の保全・活用</li> </ul>	<p>【町並み・村並み・山並みの美しい景観の維持・創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地景観の保全・整備</li> <li>○農村景観の保全</li> <li>○山間地景観の保全</li> </ul>
<p>【再生可能エネルギーを活かしたまちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生可能エネルギーの普及・活用</li> <li>○バイオマスの利活用</li> </ul>	



## 5-5 公園・緑地

### (1) 公園・緑地の特性を最大限に活かす整備・活用

#### ■拠点的な公園の整備

- 内子運動公園は、公園内に新設されたうちこの森公園等のPRに努め、より幅広い年齢層による利用促進と適切な維持管理に努めます。
- 龍王公園は、敷地内の宿泊施設・健康増進施設との連携による利用促進を図ります。また、隣接する龍王城跡や宇都宮神社の社寺林を一帯的な緑地ととらえ、風致の維持に努めます。
- 城の台公園は、地元産の木材を用いた交友館や子ども広場等の特徴的な施設を活かした利用促進を図ります。

#### ■小田川の河川環境を活かした公園の整備

- 知清公園は、キャンプ場や川遊び等の体験の場として、遊歩道・トイレ・炊事棟等の整備に努め、隣接する道の駅内子フレッシュパークからりと連携した地域活性化の拠点として利用促進を図ります。
- 龍宮さくら公園は、季節により桜や紅葉が楽しめる交流・憩いの場として、遊歩道や植栽等の管理に努め、利用促進を図ります。

#### ■街区公園等の整備

- 上町児童公園、新川児童公園、平岡児童公園、妙見公園といったまちなかの公園は、地域住民にとって身近で利用しやすい公園として、遊具の更新・新設等を含めた全体の設備の維持・充実に努めます。
- 子育て世代等のニーズを踏まえ、身近な公園施設の確保等を検討します。住宅の密集等により十分な空地の確保が困難な場合は、小さな広場やポケットパーク等の整備を検討します。
- 森文醸造の工場跡地へ新たに整備する坂町小公園は、町並み保存地区における休憩スポットとして関係者と連携した管理・運営に努め、エリアマネジメント活動の活性化を図ります。



内子運動公園（うちこの森公園）



城の台公園 子ども広場



### ■公園・緑地の適切な維持管理

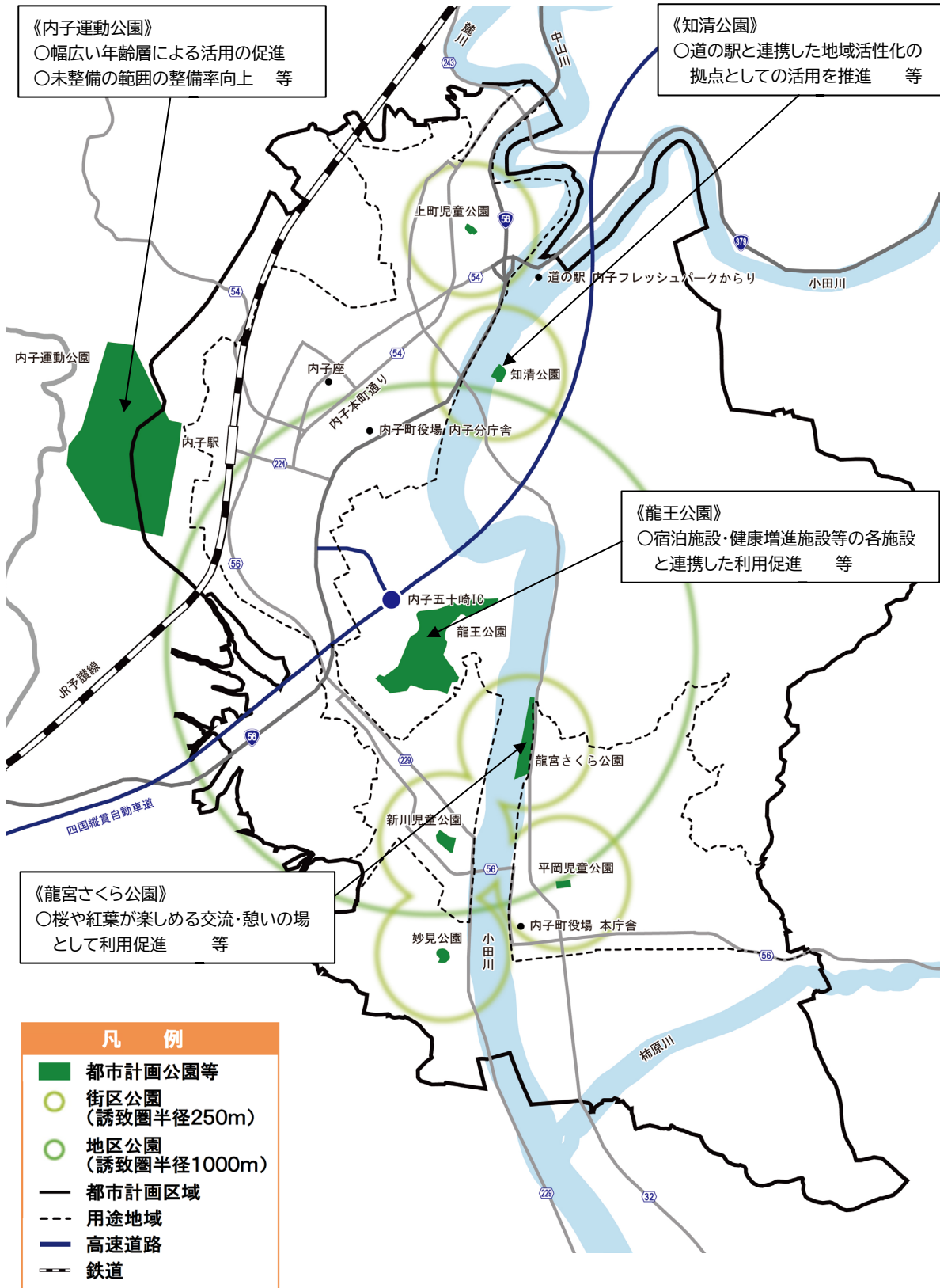
- 劣化や損傷が見られる公園施設については、長寿命化計画に基づいた計画的な修繕・更新による維持管理に努めます。また、民間が有するノウハウ等を活用するため、必要に応じて、指定管理者制度の導入を検討します。
- 全ての人が公園を利用しやすいよう、スロープ設置等のバリアフリーの推進や、ユニバーサルデザインの導入による分かりやすい案内等の整備を推進します。
- 町のランドマークである龍王城跡、小田川沿い、天神社、宇都宮神社、岡森神社、高昌寺、三嶋神社等の周辺に位置する緑地は、生物多様性を持つエコロジカルな空間の維持・管理に努めます。
- 町全体の緑地の保全・活用や、緑のネットワークの形成を図るため、緑の基本計画の策定を検討します。

### ■防災機能を有する公園の整備

- 内子運動公園、龍王公園、城の台公園を広域避難拠点と位置付け、必要となる資機材や物資等の防災機能を確保するとともに、防災訓練の実施等に努め、防災意識の向上を図る場として活用します。
- 身近な公園や、オープンスペースである広場の維持・管理に努め、延焼遮断帯や一時避難場所としての機能を確保します。



都市計画区域





内子町域

《城の台公園》  
○地元特産の木材を用いた交友館や子ども広場等を活かした利用促進 等



凡 例	
	都市計画公園等
	都市計画区域
	用途地域
	高速道路
	鉄道

施策の主な方向性

【公園・緑地の特性を最大限に活かす整備】

- 拠点的な公園の整備
- 小田川の河川環境を活かした公園の整備
- 街区公園等の整備
- 公園・緑地の適切な維持管理
- 防災機能を有する公園の整備



## 5-6 都市防災

### (1) 災害に強い安全な基盤づくり

#### ■南海トラフ巨大地震等の大規模地震対策

- 木造住宅の耐震診断や耐震改修、耐震シェルターの設置、ブロック塀の安全対策等に関する補助制度の活用を促すとともに、耐震補強の低コスト工法の普及等に努め、町内の住宅の耐震化を図ります。
- 市街地では、古くより街道沿いにコンパクトな町並みが形成されてきたため、道路幅員が狭い等の状況があることを踏まえ、道路の拡幅やオープンスペースの確保等により、防災性の向上に努めます。
- 避難路の閉塞等を防ぐため、空き家の除却に関する補助制度の活用を促し、危険空き家の棟数削減を図るとともに、市街地の無電柱化を推進します。
- 大規模地震等に伴う火災への対策として、住宅や歴史的建築物等の不燃化及び防火用設備の整備を促進します。
- 道路・トンネルや橋梁、上下水道等の都市基盤施設は、耐震化や長寿命化に努め、地震発生時の機能確保を図ります。
- 庁舎、福祉施設、自治センターや自治会館等の公共施設は、内子町公共施設個別設計画に基づく計画的な更新・修繕により、耐震化を進めます。
- 大規模盛土造成地は、国土交通省の経過観察マニュアル（令和5年12月）に基づき、継続的な安全性の確認等に取り組みます。
- 町内における耐震技術者不足を補うため、耐震工事等に関する事業者向け勉強会の開催等、担い手の育成と確保に努めます。

#### ■台風・集中豪雨等による洪水への対策

- 町の中央を流れる小田川は、県等の関係機関と連携し、河川堤防や護岸の整備、河床掘削による流下能力確保、流域治水対策等を推進し、浸水被害の防止・軽減に努めます。
- 各地域における小規模河川については、樋門や水門等の河川管理施設の維持管理に努めます。
- 市街地における内水氾濫を防ぐため、雨水を効率的に排除できるよう、幹線管渠等の整備と維持管理に努めます。
- 防災重点ため池は、地震や集中豪雨による決壊を防ぐため、耐震化を図るとともに適切な維持管理に努めます。
- 洪水リスクが特に高い区域については、立地適正化計画における誘導区域からの除外により、より安全な区域への居住の誘導に努めます。



### ■土砂災害への対策

- 土砂災害特別警戒区域等に指定されている地域のうち、未対策の地域については、国・県等と連携を図り、法面補強や砂防事業等の対策工事を促進します。
- 森林が有する水源かん養機能や土砂の流出防止機能等の多面的な機能の発揮に向けて、森林の適切な保全や治山事業等を推進します。
- 土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域については、立地適正化計画における誘導区域からの除外により、より安全な区域への居住の誘導に努めます。

## (2) 防災拠点や地域防災力の強化

### ■防災拠点の機能確保

- 災害対策本部の設置場所となる町役場本庁舎や、その代替機能として想定される町役場内子分庁舎・町役場小田支所は、災害時の防災指令拠点として位置付け、運営に必要となる資機材の充実や非常用電源・通信機器等の確保、備蓄の充実、受援体制の整備等を推進します。
- 内子運動公園・龍王公園・城の台公園を広域避難拠点と位置付け、必要となる資機材や物資等の防災機能を確保するとともに、防災訓練の実施等に努め、防災意識の向上を図る場として活用します。(再掲)
- 内子スポーツセンター・五十崎体育館・小田自治センターは、救援物資集積拠点と位置付け、災害発生後における支援物資の円滑な受け入れ・仕分けや配送等を迅速に行える体制を整備します。

### ■避難場所等の確保

- 指定緊急避難場所や指定避難所について、立地場所や収容可能人数、地域の実情等を考慮し、適正な指定・拡充に努めます。
- 学校、自治センター、自治会館等の指定避難所について、耐震化を計画的に推進するとともに、太陽光発電やバイオマス発電設備、公衆無線 LAN 等の資機材の設置等、ライフライン設備の強化に努めます。
- 災害ハザードの指定状況や、非常時の避難経路等を明確にするため、わかりやすい案内サインの整備に努めます。
- 道路・橋梁の分断に備え、避難場所への避難路については農林道等の活用を含めた代替ルートの確保に努め、災害に強い道路ネットワークの形成を図ります。

### ■地域防災力の強化に向けた取組

- 洪水、土砂災害、ため池等のハザードマップの配布により、災害リスクの周知に努めます。また、国・県等による新たな被害想定などが公表された際には、必要に応じた改訂を行います。
- 地域で実施する防災訓練や防災教育、講演会等の活動を支援し、防災士や地域防災リーダーの育成、自主防災組織の強化、消防団員の確保を図ります。
- 自治会活動を通じたコミュニティ形成を支援し、日頃から防災について話し合える場の創出と、地域の自助・共助の向上を図ります。
- 高齢者や障がい者等といった避難行動要支援者について、名簿の作成や、事前に行うべき避難準備や支援者等を明確にした個別避難計画の作成を推進します。
- 防災行政無線やメール・SNS等を活用した複数の情報伝達手段の確保・充実を図るとともに、プッシュ型の情報発信の確保を検討します。

### (3) 早期復旧・復興への取組

#### ■事前の復旧・復興の取組の検討

- 被災時の早期復旧・復興の実現に向けて、国や県と連携を図った道路啓開体制の構築、仮設住宅用地や災害廃棄物仮置場の候補地の検討、地区防災計画や事前復興計画の策定に向けた検討を進めます。
- 各種業界団体や企業との協定締結を推進し、復旧・復興に向けた受援体制の強化に努めます。



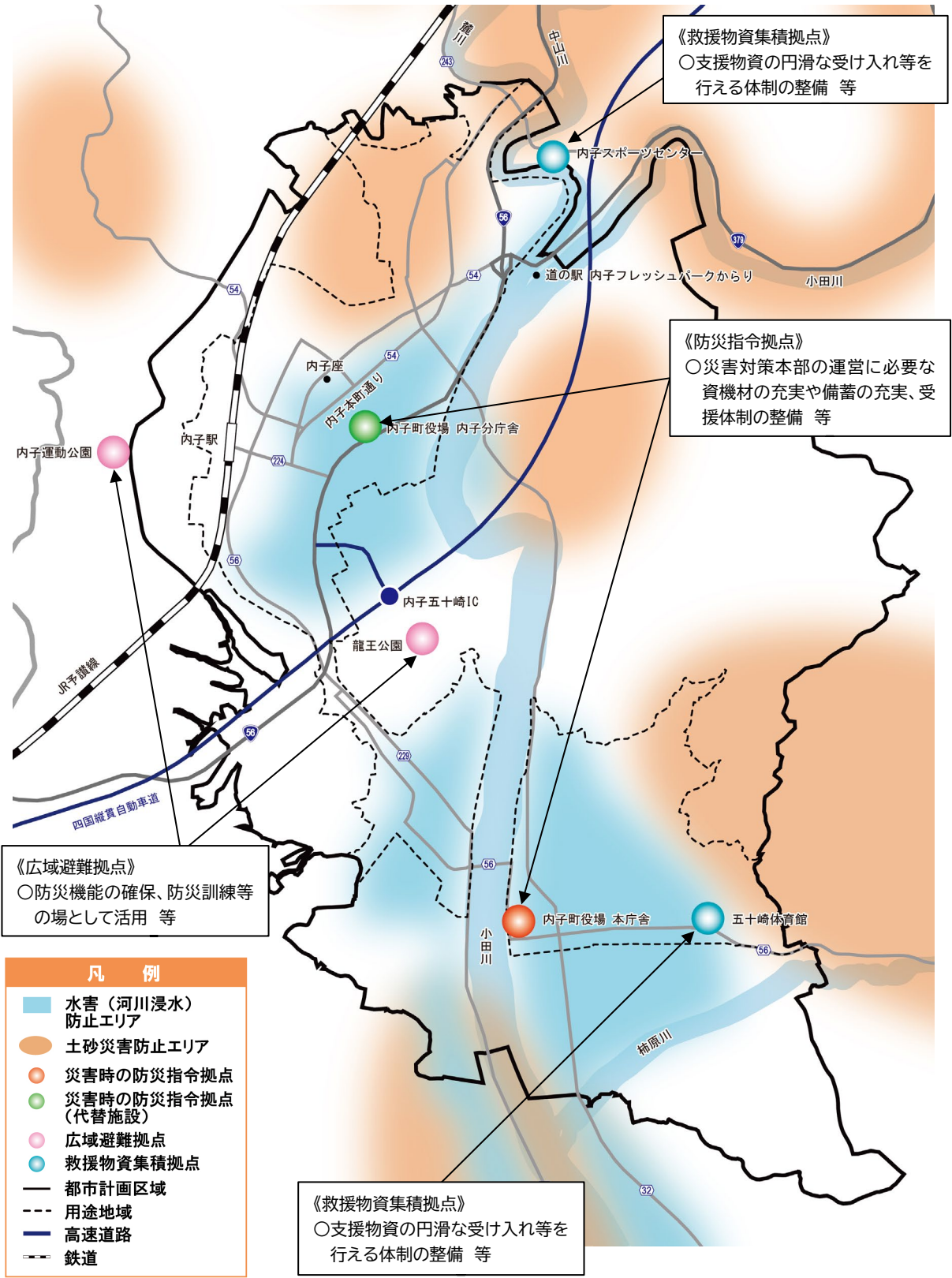
洪水ハザードマップ



消防団の活動



都市計画区域





内子町域

- 《防災指令拠点》  
○災害対策本部の運営に必要な資機材の充実や備蓄の充実、受援体制の整備 等
- 《広域避難拠点》  
○防災機能の確保、防災訓練等の場として活用 等
- 《救援物資集積拠点》  
○支援物資の円滑な受け入れ等を行える体制の整備 等



凡 例	
	水害（河川浸水） 防止エリア
	土砂災害防止エリア
	災害時の防災指令拠点
	災害時の防災指令拠点 （代替施設）
	広域避難拠点
	救援物資集積拠点
	都市計画区域
	用途地域
	高速道路
	鉄道

- 施策の主な方向性
- 【災害に強い安全な基盤づくり】  
○南海トラフ巨大地震等の大規模地震対策  
○台風・集中豪雨等による洪水への対策  
○土砂災害への対策
- 【防災拠点や地域防災力の強化】  
○防災拠点の機能確保  
○避難場所の確保  
○地域防災力の強化に向けた取組
- 【早期復旧・復興への取組み】  
○事前の復旧・復興の取組の検討

## 第6章 地域別構想

### 6-1 内子地域の整備方針

町の玄関口である内子地域では、中核的な都市機能を維持するとともに、魅力ある町並みを守り、にぎわいのあるまちづくりを目指します。

分野	まちづくりの基本的な方向性
土地利用	○市街地においては、立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりを推進し、誘導区域への居住や都市機能の維持・集約を推進する ○国道56号沿道を中心に、町民の日常生活を支える都市機能の維持を図る ○本町通りや道の駅内子フレッシュパークからり等を中心に、にぎわい創出と地域活性化を図る ○山間部においては、良好な農地や居住環境、地域コミュニティを維持する
道路・公共交通	○地域間ネットワークを担う道路の機能強化と適切な維持・管理を図る ○JR内子駅を主要結節点とする鉄道・バスの利用を促進し、公共交通ネットワークの維持・強化を図る ○運転手不足への対策として、地域住民による助け合い輸送等の新たな公共交通のあり方を検討する
生活環境	○上・下水道の維持・強化と長寿命化を図る
自然環境・景観	○八日市護国重要伝統的建造物群保存地区や小田川河川敷・知清橋周辺をはじめ、観光都市として町並み・村並み・山並みの景観保全と魅力向上を図る ○集落の周囲に広がる農地と調和した生活基盤の充実により、快適な居住空間と豊かな緑・水の保全を図る ○「エコロジータウン内子」の実現に向けて、再生可能エネルギーを活用したまちづくりを推進する
公園・緑地	○知清公園、内子運動公園をはじめとする公園・緑地の維持・充実と長寿命化を図る
都市防災	○町役場内子分庁舎（防災指令拠点）、内子運動公園（広域避難拠点）、内子スポーツセンター（救援物資集積拠点）を中心に、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進する



八日市護国重要伝統的建造物群保存地区



石畳地区の村並み保存活動



## (1) 土地利用

### ■町民生活を支える中核的な都市機能の維持・集積

- 市街地においては、立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域内への誘導施設の立地を誘導し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを目指します。
- 国道56号沿道は、町役場内子分庁舎をはじめとする行政・商業・金融施設等の維持・集積を促し、町民生活を支えるエリアとしての機能向上を図ります。

### ■観光資源の活用とにぎわいの創出

- JR内子駅から内子本町通り、八日市護国重要伝統的建造物群保存地区に至るエリアは、町の観光の中核として魅力ある町並みの保全や景観形成に努めるとともに、空き家や空き店舗の利活用を促し、集客力の向上とにぎわいの創出を図ります。
- 道の駅内子フレッシュパークからりを中心とした観光農業の展開や、隣接する知清公園と連携した利用促進に努め、物産品の販売促進や地域の活性化を図ります。

### ■安全・安心な居住環境の形成と人口の維持

- コンパクトな住居ゾーンが既に形成されていることを活かしながら、狭隘道路の拡幅やオープンスペースの確保、緑化の推進などにより、居住地の安全性向上に努めます。
- 立地適正化計画に基づき、居住誘導区域内への住宅の立地を誘導し、人口密度の維持を図ることにより、持続可能な中心市街地の形成を目指します。

### ■良好な農地の保全と地域コミュニティの維持

- 地域内に点在する農地は、守るべき土地利用として適切な維持・保全に努め、担い手への農地の集積・集約化、農道や農業水利施設等の農業基盤整備を推進します。
- 地域コミュニティを支える自治センターや自治会館は、長寿命化の考え方に基づいた改修と維持管理に努めるとともに、長期的な視点で必要に応じた更新・集約を図ります。
- 景観計画重点区域である大瀬成留屋地区は、歴史的な建物や町並みの保全を図るとともに、地域住民の生活に必要な機能の維持・充実を図ります。



国道56号沿線



大瀬の館



## (2) 道路・公共交通

### ■連携軸を担う幹線道路の整備

- 広域連携軸として位置付ける四国縦貫自動車道及び国道56号は、広域的な交流促進や産業の活性化、緊急輸送道路としての機能の維持・充実のため、国・県等と連携を図りながら、4車線化や広幅員化等の機能強化を促進します。
- 都市間連携軸として位置付ける国道379号・380号や、地域連携軸として位置付ける県道及び都市計画道路は、県等と連携し、計画的な改良・修繕を進めます。

### ■回遊性が高い道路環境の整備

- 観光客が多く訪れるJR内子駅から町並み保存地区周辺への動線では、歩道と車道を一体的なデザインとした景観整備や、広場、小さな建築物（トイレや案内所等）、ストリートファニチャー（ベンチ等）の整備を推進し、魅力ある歩行者空間の形成を図ります。
- JR内子駅や内子本町通りに導入されている、E-バイクを用いたレンタサイクルやEV車を用いたカーシェアリングの利用促進を図り、町内の回遊性向上に努めます。

### ■公共交通ネットワークの整備

- 内子町地域公共交通計画に基づき、持続可能な公共交通ネットワークの確保に向けた各種取組を推進します。
- 町営路線バス・町営デマンドバスは、利用実態やニーズを把握した上で、サービス水準の向上、待合環境の整備等を推進します。
- 交通拠点として位置付けるJR内子駅では、バス停留所等の待合空間の整備を推進するとともに、町の玄関口としてふさわしい修景整備を推進します。
- バスやタクシーの運転手不足が課題となっていることから、自家用有償旅客運送等の制度を活用した地域住民同士の助け合い輸送の運行実験を行い、本格導入に向けた検討を進めます。

## (3) 生活環境

### ■上・下水道施設の整備

- 上水道施設は、内子町水道ビジョン・経営戦略に基づき、配水管や配水池等の構造物の計画的な改修・更新等を進め、長寿命化・耐震化を図ります。
- 公共下水道施設は、人口減少や土地利用の変化も踏まえながら計画的な整備を進めるとともに、内子町下水道ストックマネジメント計画に基づく長寿命化に努めます。

### ■公共下水道計画区域外の整備

- 公共下水道計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の普及と導入支援に努め、快適な住環境の形成を推進します。



#### (4) 自然環境・景観

##### ■町並みの保全・活用

- 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存活用計画に基づき、歴史的風致形成建造物指定及び活用促進に向けた調査や修景整備、重要文化財の保存等、様々な施策を展開し、歴史的風致の維持・向上に努めます。
- 内子町景観まちづくり計画の景観計画重点区域である駅前・国道56号都市景観形成地区、文化交流拠点景観形成地区、大瀬成留屋景観形成地区は、それぞれの地域特性に応じた景観の保全・活用に努めます。
- 小田川河川敷や知清橋を一連の景観資源と捉え、美観に配慮した修繕等に努めるとともに、地域のシンボルとしての保全・活用を図ります。

##### ■村並みの保全・活用

- 営農地は、農地の利用状況の調査等により、優良農地の維持と耕作放棄地の適切な管理を促進し、良好な田園風景の保全に努めます。
- 内子町景観農業振興地域整備計画に基づき、里地里山地域の石畳地区については、景観形成基準に基づく規制等により、より良い景観への誘導に努めます。

##### ■山並みの保全・活用

- 弓削神社等、山間地に点在する景勝地は、周辺の樹木の適切な管理や溪谷・河川・池等の水質保全に努め、魅力的で周遊したくなる景観を保全します。

##### ■再生可能エネルギーを活かしたまちづくりの推進

- 町が掲げる「エコロジータウン内子」、「ゼロカーボンシティ内子」等の目指すべき方向性を踏まえ、内子町脱炭素戦略に基づく再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 内子町バイオマスタウン構想に基づき、バイオマス資源活用の取組を推進し、公共施設や住宅等への木質バイオマス利用機器の普及を促進します。

#### (5) 公園・緑地

##### ■拠点的な公園の整備・活用

- 内子運動公園は、公園内に新設されたうちこの森公園等のPRに努め、より幅広い年齢層による利用促進と適切な維持管理に努めます。
- 知清公園は、キャンプ場や川遊び等の体験の場としての施設整備に努め、道の駅内子フレッシュパークからりと連携した地域活性化の拠点として利用促進を図ります。

##### ■身近な公園・広場の整備

- 上町児童公園をはじめとする身近な公園は、地域住民にとってより利用しやすい公園となるよう、ニーズを把握し、遊具の更新等を含めた公園全体の整備・改修に努めます。
- 市街地においては、空き地や老朽空き家の除却跡地を活用した小さな広場やポケットパーク等の確保を検討します。



## (6) 都市防災

### ■大規模地震への対策

- 建物が密集した市街地は、セットバックによる細街路の拡幅やオープンスペースの確保を図るとともに、住宅や歴史的建築物等の不燃化及び防火用設備の整備を促進することにより、安全性の向上に努めます。
- 大規模盛土造成地は、社会資本総合整備計画に基づくスクリーニングを実施し、必要に応じた対策工事を推進します。

### ■洪水への対策

- 小田川の洪水による浸水が想定されるエリアでは、立地適正化計画の防災指針に基づくハード・ソフト対策を推進し、被害の防止・軽減を図ります。
- 市街地における内水氾濫を防ぐため、雨水を効率的に排除できるよう、幹線管渠等の整備と維持管理に努めます。
- 地域内に点在する防災重点ため池は、地震や集中豪雨による決壊を防ぐため、耐震化を図るとともに適切な維持管理に努めます。

### ■土砂災害への対策

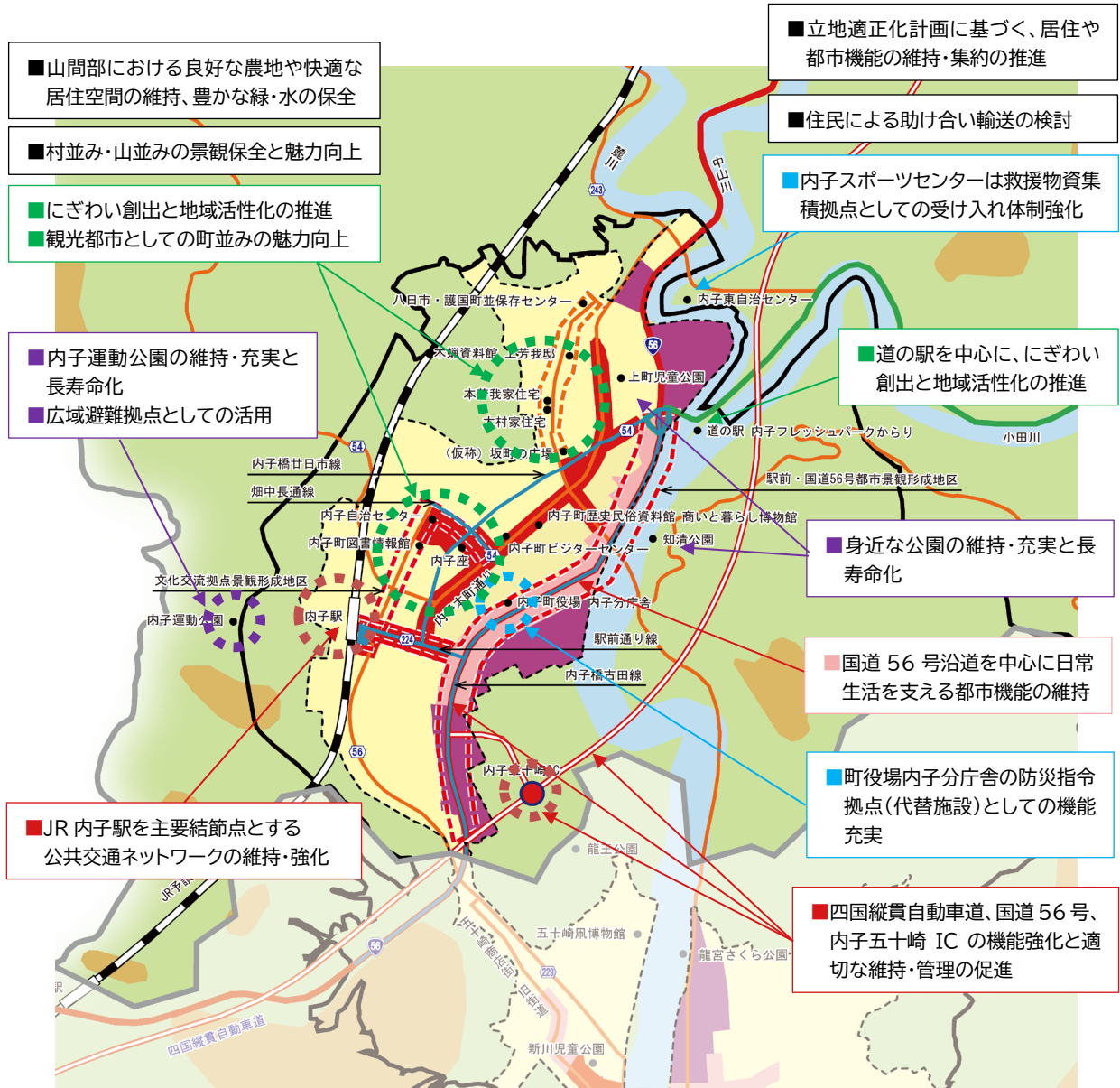
- 土砂災害特別警戒区域等に指定されている地域のうち、未対策の地域については、国・県等と連携を図り、法面補強や砂防事業等の対策工事を促進します。
- 森林が有する水源かん養機能や土砂の流出防止機能等の多面的な機能の発揮に向けて、森林の適切な保全や治山事業等を推進します。

### ■防災拠点や地域防災力の強化

- 町役場内子分庁舎は、防災指令拠点（代替施設）として運営に必要となる資機材の充実や非常用電源・通信機器等の確保、備蓄の充実、受援体制の整備などを推進します。
- 内子運動公園は、広域避難拠点として必要となる資機材や物資等の防災機能を確保するとともに、防災訓練の実施等に努め、防災意識の向上を図る場として活用します。
- 内子スポーツセンターは、救援物資集積拠点として災害発生後における支援物資の円滑な受け入れ・仕分けや配送等を迅速に行える体制を整備します。
- 緊急輸送道路に指定されている国道56号・国道379号は、法面对策や橋梁の耐震化等を促進するとともに、農林道等の活用を含めた緊急時の代替ルートの確保・整備に努め、災害に強い道路ネットワークの形成を図ります。
- 国道・県道沿い等における倒木による道路閉塞等を防止するため、適正な植林の管理を促すとともに、所有者不在等による放置森林の解消に努めます。



内子地域【都市計画区域】 整備方針図



凡 例

■土地利用	■道路	■区域等
■ 商業・業務ゾーン	□ 広域連携軸 (高速道路)	■ 内子町景観まちづくり計画 (景観計画重点区域)
■ 沿道商業ゾーン	■ 広域連携軸 (国道)	■ 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区
■ 工業ゾーン	■ 都市間連携軸 (国道)	— 都市計画区域
■ 住居ゾーン	■ 地域連携軸 (県道等)	- - - 用途地域
■ 農用地・集落地ゾーン	■ 地域連携軸 (都市計画道路)	— 鉄道
■ 緑環境ゾーン		
■ 河川ゾーン		

## 6-2 五十崎地域の整備方針

町役場本庁舎が立地する五十崎地域では、地域住民の生活に必要な都市機能を維持するとともに、小田川を中心とする村並み景観を守り、交流といこいのまちづくりを目指します。

分野	まちづくりの基本的な方向性
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地においては、立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりを推進し、誘導区域への居住や都市機能の維持・集約を推進する</li> <li>○町役場本庁舎を中心に、地域住民の日常生活を支える都市機能の維持を図る</li> <li>○山間部においては、良好な農地や居住環境、地域コミュニティを維持する</li> </ul>
道路・公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域間ネットワークを担う道路の機能強化と適切な維持・管理を図る</li> <li>○町営路線バス・町営デマンドバスの利用を促進し、公共交通ネットワークの維持・強化を図る</li> <li>○運転手不足への対策として、地域住民による助け合い輸送等の新たな公共交通のあり方を検討する</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合併処理浄化槽の普及率の向上を図る</li> </ul>
自然環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集落の周囲に広がる農地と調和した生活基盤の充実により、快適な居住空間と豊かな緑・水の保全を図る</li> <li>○小田川河川敷・豊秋橋周辺の景観をはじめ、観光都市として町並み・村並み・山並みの景観保全と魅力向上を図る</li> <li>○バイオマス発電所の利活用を推進する</li> </ul>
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○龍王公園、龍宮さくら公園をはじめとする公園・緑地の維持・充実と長寿命化を図る</li> </ul>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町役場本庁舎（防災指令拠点）、龍王公園（広域避難拠点）、五十崎体育館（救援物資集積拠点）を拠点に、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進する</li> </ul>



いかざき大凧合戦



町役場本庁舎



## (1) 土地利用

### ■地域住民の生活を支える都市機能の維持・集積

- 市街地においては、立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域内への誘導施設の立地を誘導し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを目指します。
- 町役場本庁舎を中心とした行政・交流の拠点では、五十崎自治センター等、周辺の都市機能とあわせて地域住民の生活を支える生活利便エリアとして維持・充実を図ります。
- 旧街道沿いを中心とした沿道商業ゾーンは、歴史的風致を残しつつも地域住民にとって身近な商業エリアとして、機能の維持・集積を促進します。

### ■観光資源の活用とにぎわいの創出

- 小田川河川敷は、適切な管理により環境・景観の保全を図るとともに、いかざき大凧合戦をはじめとするイベント・交流の場としての魅力づくりに努めます。
- 龍王公園を中心とした観光・交流の拠点では、町内外の人が集う交流の場としての維持・充実や宿泊施設への誘客に努めます。
- 大洲和紙の伝統的な製法を受け継ぐ天神産紙工場をはじめ、紙製品や桐下駄製造等、特徴ある地域産業の振興を図るとともに、人材育成と技術の継承を支援します。

### ■安全・安心な居住環境の形成と人口の維持

- コンパクトな住居ゾーンが既に形成されていることを活かしながら、狭隘道路の拡幅やオープンスペースの確保、緑化の推進などにより、居住地の安全性向上に努めます。
- 立地適正化計画に基づき、居住誘導区域内への住宅の立地を誘導し、人口密度の維持を図ることにより、持続可能な中心市街地の形成を目指します。

### ■良好な農地の保全と地域コミュニティの維持

- 地域内に点在する農地は、守るべき土地利用として適切な維持・保全に努め、担い手への農地の集積・集約化、農道や農業水利施設等の農業基盤整備を推進します。
- 地域コミュニティを支える自治センターや自治会館は、長寿命化の考え方に基づいた改修と維持管理に努めるとともに、長期的な視点で必要に応じた更新・集約を図ります。



## (2) 道路・公共交通

### ■連携軸を担う幹線道路の整備

- 広域連携軸として位置付ける四国縦貫自動車道及び国道56号は、広域的な交流促進や産業の活性化、緊急輸送道路としての機能の維持・充実のため、国・県等と連携を図りながら、4車線化や広幅員化等の機能強化を促進します。
- 地域連携軸として位置付ける県道は、県等と連携し、計画的な改良・修繕を進めます。

### ■公共交通ネットワークの整備

- 内子町地域公共交通計画に基づき、持続可能な公共交通ネットワークの確保に向けた各種取組を推進します。
- 町営路線バス・町営デマンドバスは、利用実態やニーズを把握した上で、サービス水準の向上、待合環境の整備等を推進します。
- バスやタクシーの運転手不足が課題となっていることから、自家用有償旅客運送等の制度を活用した地域住民同士の助け合い輸送の運行実験を行い、本格導入に向けた検討を進めます。

## (3) 生活環境

### ■上・下水道施設の整備

- 上水道施設は、内子町水道ビジョン・経営戦略に基づき、配水管や配水池等の構造物の計画的な改修・更新等を進め、長寿命化・耐震化を図ります。
- 龍王公園の一部で整備されている公共下水道施設は、人口減少や土地利用の変化も踏まえながら計画的な整備を進めるとともに、内子町下水道ストックマネジメント計画に基づく長寿命化に努めます。

### ■公共下水道計画区域外の整備

- 公共下水道計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の普及と導入支援に努め、快適な住環境の形成を推進します。



龍王公園



町役場前バス停留所



#### (4) 自然環境・景観

##### ■町並みの保全・活用

- 町が文化遺産に指定している栗田家住宅・村上家住宅といった建造物や、旧街道沿いの商店街は、在郷町・五十崎の歴史的風致を残す地域として、良好な町並み景観の保全・活用を図ります。
- 小田川河川敷や豊秋橋等の周辺に立地する旧・宿間屋等の建造物を一連の景観資源と捉え、美観に配慮した修繕等に努めるとともに、地域のシンボルとしての保全・活用を図ります。

##### ■村並みの保全・活用

- 営農地は、農地の利用状況の調査等により、優良農地の維持と耕作放棄地の適切な管理を促進し、良好な田園風景の保全に努めます。

##### ■山並みの保全・活用

- 紅葉ヶ滝、三島神社社叢や神南山等の山並み景観を有しており、周辺の樹木の適切な維持管理や渓谷・河川・池等の水域の水質保全に努めるなど、魅力的で周遊したくなる景観を保全します。

##### ■再生可能エネルギーを活かしたまちづくりの推進

- 町が掲げる「エコロジータウン内子」、「ゼロカーボンシティ内子」等の目指すべき方向性を踏まえ、内子町脱炭素戦略に基づく再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 内子町バイオマスタウン構想に基づき、内子龍王バイオマス発電所をはじめとするバイオマス資源活用の取組を推進し、公共施設や住宅等への木質バイオマス利用機器の普及を促進します。

#### (5) 公園・緑地

##### ■拠点的な公園の整備・活用

- 龍王公園は、遊具の更新等を含めた公園全体の改修に努めるとともに、宿泊施設やフィットネスクラブ等の周辺施設と連携した利用促進を図ります。

##### ■身近な公園・広場の整備

- 龍宮さくら公園をはじめとする身近な公園は、地域住民にとってより利用しやすい公園となるよう、ニーズを把握し、遊具の更新等を含めた公園全体の整備・改修に努めます。
- 市街地においては、空き地や老朽空き家の除却跡地を活用した小さな広場やポケットパーク等の確保を検討します。



## (6) 都市防災

### ■大規模地震への対策

- 建物が密集した市街地は、セットバックによる細街路の拡幅やオープンスペースの確保を図るとともに、住宅や歴史的建築物等の不燃化及び防火用設備の整備を促進することにより、安全性の向上に努めます。

### ■洪水への対策

- 小田川の洪水による浸水が想定されるエリアでは、立地適正化計画の防災指針に基づくハード・ソフト対策を推進し、被害の防止・軽減を図ります。
- 市街地における内水氾濫を防ぐため、雨水を効率的に排除できるよう、幹線管渠等の整備と維持管理に努めます。
- 地域内に点在する防災重点ため池は、地震や集中豪雨による決壊を防ぐため、耐震化を図るとともに適切な維持管理に努めます。

### ■土砂災害への対策

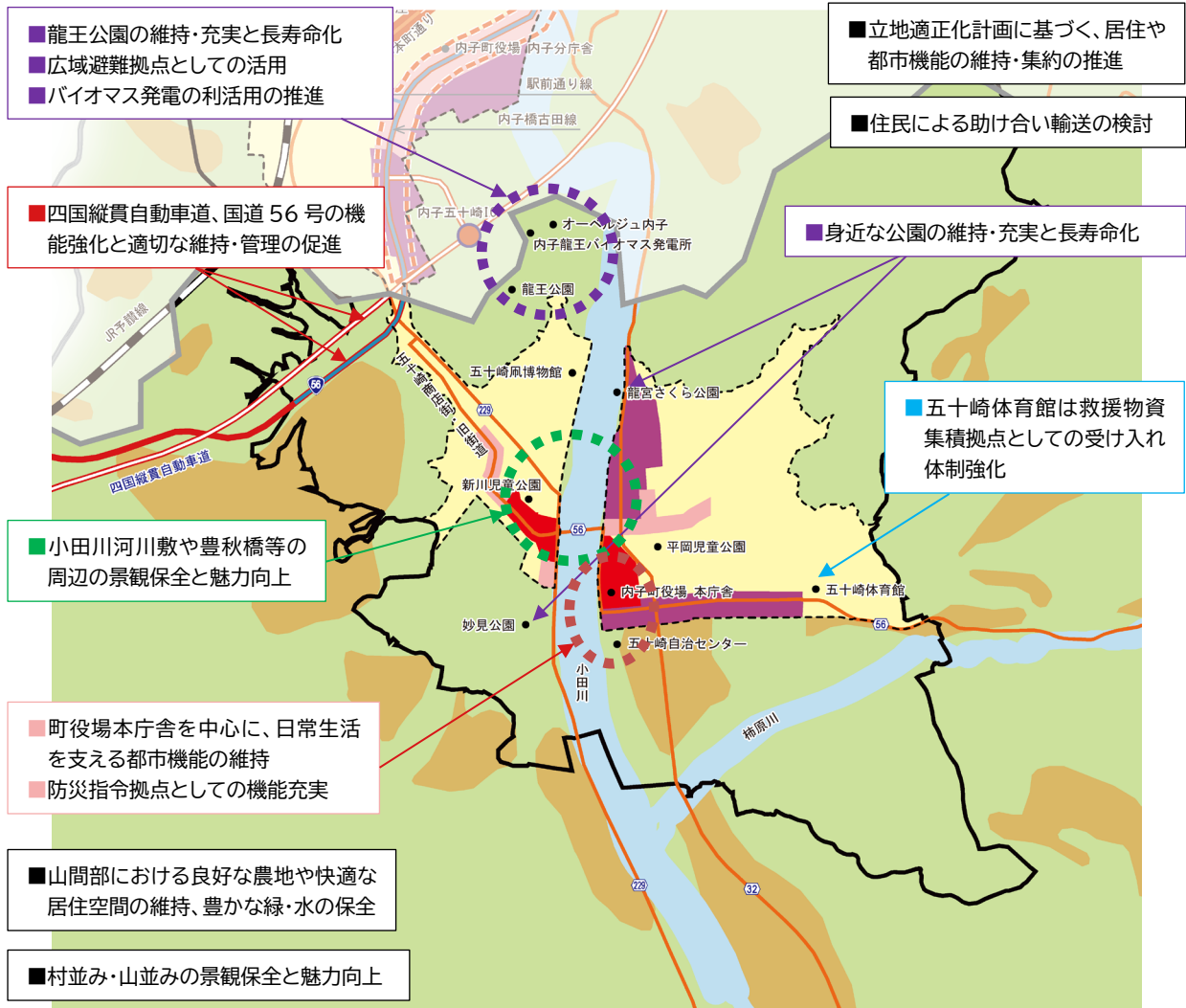
- 土砂災害特別警戒区域等に指定されている地域のうち、未対策の地域については、国・県等と連携を図り、法面補強や砂防事業等の対策工事を促進します。
- 森林が有する水源かん養機能や土砂の流出防止機能等の多面的な機能の発揮に向けて、森林の適切な保全や治山事業等を推進します。

### ■防災拠点や地域防災力の強化

- 町役場本庁舎は、防災指令拠点として、運営に必要となる資機材の充実や非常用電源・通信機器等の確保、備蓄の充実、受援体制の整備などを推進します。
- 龍王公園は、広域避難拠点として必要となる資機材や物資等の防災機能を確保するとともに、防災訓練の実施等に努め、防災意識の向上を図る場として活用します。
- 五十崎体育館は、救援物資集積拠点として災害発生後における支援物資の円滑な受け入れ・仕分けや配送等を迅速に行える体制を整備します。
- 緊急輸送道路に指定されている県道32号(肱川公園線)・県道56号(内子河辺野村線)は、法面对策や橋梁の耐震化等を促進するとともに、農林道等の活用を含めた緊急時の代替ルートの確保・整備に努め、災害に強い道路ネットワークの形成を図ります。
- 国道・県道沿い等における倒木による道路閉塞等を防止するため、適正な植林の管理を促すとともに、所有者不在等による放置森林の解消に努めます。



五十崎地域【都市計画区域】 整備方針図



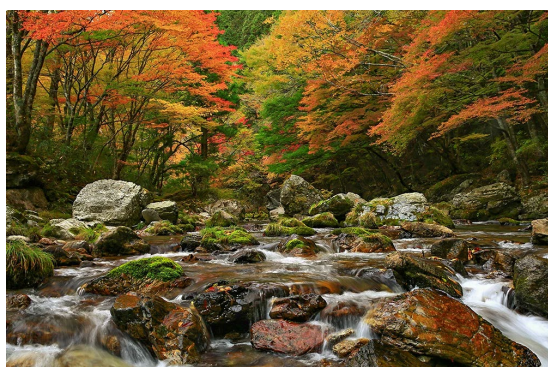
凡 例

■ 土地利用	■ 道路	■ 区域等
■ 商業・業務ゾーン	■ 広域連携軸（高速道路）	— 都市計画区域
■ 沿道商業ゾーン	■ 広域連携軸（国道）	- - - 用途地域
■ 工業ゾーン	■ 地域連携軸（県道等）	— 鉄道
■ 住居ゾーン	■ 地域連携軸（都市計画道路）	
■ 農用地・集落地ゾーン		
■ 緑環境ゾーン		
■ 河川ゾーン		

### 6-3 小田地域の整備方針

山間部に位置する小田地域では、地域住民の生活に必要な都市機能を維持するとともに、小田深山をはじめとする山並み景観を守り、みどりと交流のまちづくりを目指します。

分野	まちづくりの基本的な方向性
土地利用	○町役場小田支所を中心に、地域住民の日常生活を支える都市機能の維持を図る ○道の駅小田の郷せせらぎを中心に、にぎわい創出と地域活性化を図る ○良好な農地や居住環境、地域コミュニティを維持する
道路・公共交通	○地域間ネットワークを担う道路の機能強化と適切な維持・管理を図る ○町営路線バス・町営デマンドバスの利用を促進し、公共交通ネットワークの維持・強化を図る ○運転手不足への対策として、地域住民による助け合い輸送等の新たな公共交通のあり方を検討する
生活環境	○合併処理浄化槽の普及率の向上を図る
自然環境・景観	○集落の周囲に広がる農地と調和した生活基盤の充実により、快適な居住空間と豊かな緑・水の保全を図る ○営農地の村並みや小田深山等の山並みの景観保全と魅力向上を図る ○バイオマス発電所の利活用を推進する
公園・緑地	○城の台公園をはじめとする公園・緑地の維持・充実と長寿命化を図る
都市防災	○町役場小田支所（防災指令拠点）、城の台公園（広域避難拠点）、小田自治センター（救援物資集積拠点）を拠点に、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進する



小田深山溪谷



内子バイオマス発電所



## (1) 土地利用

### ■地域住民の生活を支える都市機能の維持・充実

○町役場小田支所を中心とした行政・交流の拠点では、小田自治センターや道の駅小田の郷せせらぎ等、周辺の都市機能とあわせて、多くの地域住民が集い、交流するエリアとして、コミュニティ機能や生活に必要な機能の維持・充実を図ります。

### ■観光資源の活用とにぎわいの創出

- 道の駅小田の郷せせらぎを中心とした観光・交流の拠点では、小田地域の物産を生かした魅力の向上と発信に努め、にぎわい創出と地域活性化を図ります。
- 小田深山溪谷を中心とした観光・交流の拠点では、キャンプ場等の利用客誘致を推進するとともに、町内・町外の人が集う交流の場として適切な維持・管理に努めます。
- SOL-FA オダスキーグレンデや宿泊施設の獅子越荘を中心とした文化・交流の拠点では、冬期は県内に3箇所しかないスキー場の1つとして、春から秋にかけては様々なイベントで町内・町外の人が集う交流の場として、活用を促進します。

### ■良好な定住環境の維持・形成

○小田川沿いに形成されている住居ゾーンは、周辺の山林や農地と調和した景観・環境の保全に努め、良好な定住環境の維持・形成を図ります。

### ■良好な農地の保全と地域コミュニティの維持

- 農業生産の基盤である農地は、守るべき土地利用として適切な維持・保全に努め、担い手への農地の集積・集約化、農道や農業水利施設等の農業基盤整備を推進します。
- 地域コミュニティを支える自治センターや自治会館は、長寿命化の考え方に基づいた改修と維持管理に努めるとともに、長期的な視点で必要に応じた更新・集約を図ります。

## (2) 道路・公共交通

### ■連携軸を担う幹線道路の整備

○都市間連携軸として位置付ける国道379号・380号や、地域連携軸として位置付ける県道は、県等と連携し、計画的な改良・修繕を進めます。

### ■公共交通ネットワークの整備

- 内子町地域公共交通計画に基づき、持続可能な公共交通ネットワークの確保に向けた各種取組を推進します。
- 町営路線バス・町営デマンドバスは、利用実態やニーズを把握した上で、サービス水準の向上、待合環境の整備等を推進します。
- バスやタクシーの運転手不足が課題となっていることから、自家用有償旅客運送等の制度を活用した地域住民同士の助け合い輸送の運行実験を行い、本格導入に向けた検討を進めます。



### (3) 生活環境

#### ■上水道施設の整備

○上水道施設は、内子町水道ビジョン・経営戦略に基づき、配水管や配水池等の構造物の計画的な改修・更新等を進め、長寿命化・耐震化を図ります。

#### ■汚水処理施設の整備

○生活排水の処理施設として、合併処理浄化槽の普及と導入支援に努め、快適な住環境の形成を推進します。

### (4) 自然環境・景観

#### ■村並みの保全・活用

○営農地は、農地の利用状況の調査等により、優良農地の維持と耕作放棄地の適切な管理を促進し、良好な田園風景の保全に努めます。

○内子町景観農業振興地域整備計画に基づき、里地里山地域の参川地区については、景観形成基準に基づく規制等により、より良い景観への誘導に努めます。

#### ■山並みの保全・活用

○小田深山国有林をはじめとする広大な山並みは、内子町山並保全・活用計画書（せんの森プロジェクト）に基づく保全・活用を推進し、内子町の財産である小田深山の価値を高めるとともに、今ある豊かな自然、自然を大切にする心、自然とともに生きる文化を、未来の人々に引き継ぎます。

#### ■再生可能エネルギーを活かしたまちづくりの推進

○町が掲げる「エコロジータウン内子」、「ゼロカーボンシティ内子」等の目指すべき方向性を踏まえ、内子町脱炭素戦略に基づく再生可能エネルギーの導入を推進します。

○内子町バイオマスタウン構想に基づき、内子バイオマス発電所をはじめとするバイオマス資源活用の取組を推進し、公共施設や住宅等への木質バイオマス利用機器の普及を促進します。

### (5) 公園・緑地

#### ■拠点的な公園の整備

○城の台公園は、内子町公園施設長寿命化計画に基づいた計画的な点検と更新等による適切な維持管理に努めるとともに、地元産の木材を用いた交友館や子ども広場等の特徴的な施設を活かした利用促進を図ります。

#### ■緑地の適切な維持管理

○道の駅小田の郷せせらぎに隣接する河川緑地等、地域内に多く分布する緑地は、生物多様性に配慮したエコロジカルな空間となるよう適切な維持管理に努めます。

## (6) 都市防災

### ■土砂災害への対策

- 土砂災害特別警戒区域等に指定されている地域のうち、未対策の地域については、国・県等と連携を図り、法面補強や砂防事業等の対策工事を促進します。
- 森林が有する水源かん養機能や土砂の流出防止機能等の多面的な機能の発揮に向けて、森林の適切な保全や治山事業等を推進します。

### ■防災拠点や地域防災力の強化

- 町役場小田支所は、防災指令拠点（代替施設）として運営に必要となる資機材の充実や非常用電源・通信機器等の確保、備蓄の充実、受援体制の整備などを推進します。
- 城の台公園は、広域避難拠点として必要となる資機材や物資等の防災機能を確保するとともに、防災訓練の実施等に努め、防災意識の向上を図る場として活用します。
- 小田自治センターは、救援物資集積拠点として災害発生後における支援物資の円滑な受け入れ・仕分けや配送等を迅速に行える体制を整備します。
- 緊急輸送道路に指定されている国道379号・国道380号は、法面对策や橋梁の耐震化等を促進するとともに、農林道等の活用を含めた緊急時の代替ルートの確保・整備に努め、災害に強い道路ネットワークの形成を図ります。
- 国道・県道沿い等における倒木による道路閉塞等を防止するため、適正な植林の管理を促すとともに、所有者不在等による放置森林の解消に努めます。



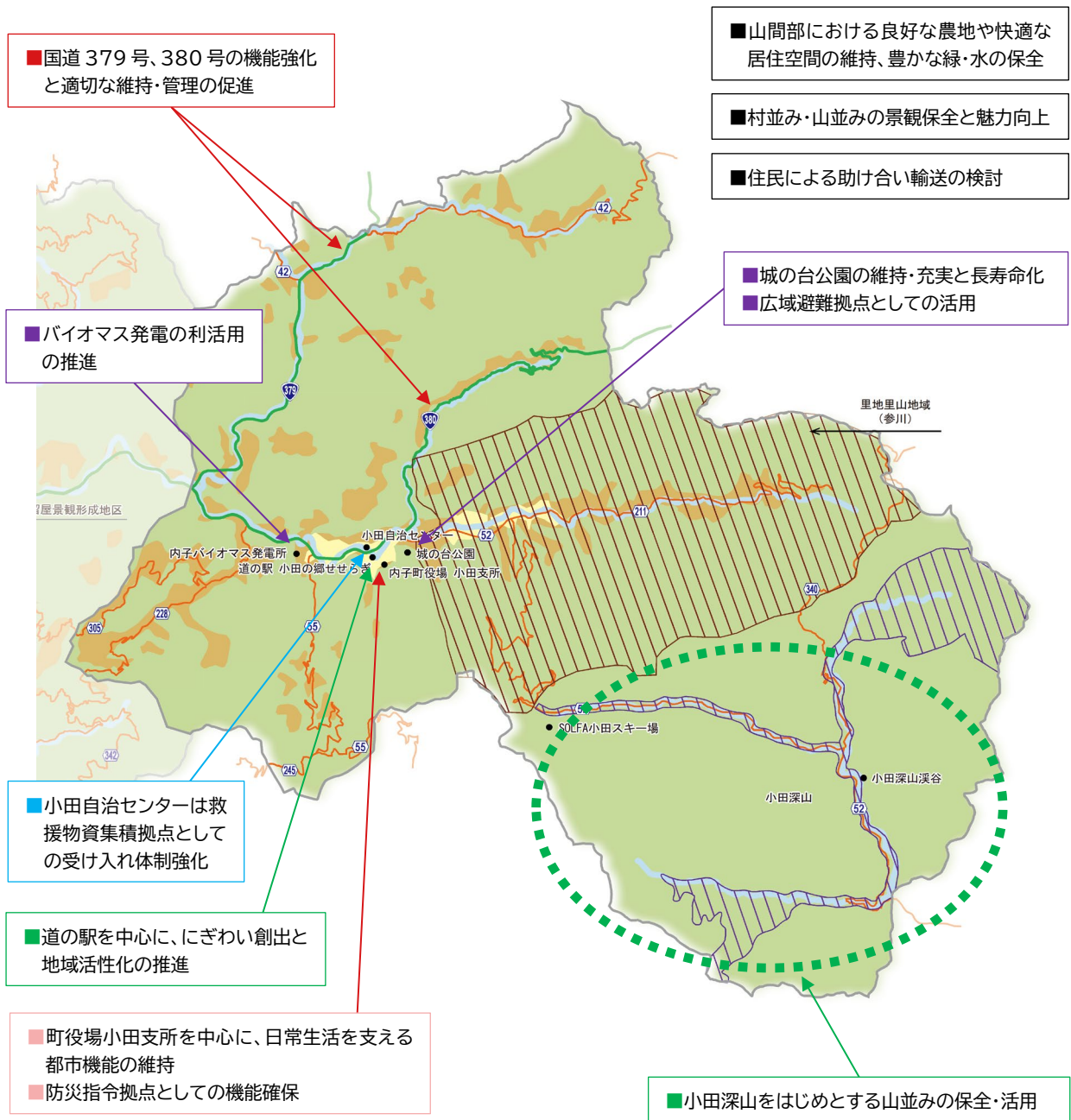
道の駅小田の郷せせらぎ



小田自治センター



小田地域 整備方針図



凡 例		
<b>■土地利用</b>	<b>■道路</b>	<b>■区域等</b>
住居ゾーン	都市間連携軸（国道）	内子町景観農業振興地域整備計画（重点区域）
農用地・集落地ゾーン	地域連携軸（県道等）	四国カルスト県立自然公園
緑環境ゾーン		
河川ゾーン		



## 第7章 立地適正化計画

### 7-1 立地適正化計画の概要

#### (1) 対象区域

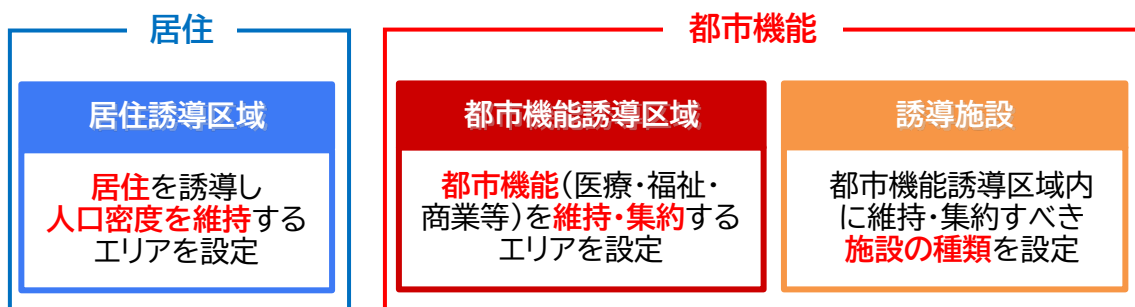
立地適正化計画の対象区域は、都市再生特別措置法第81条により都市計画区域内と定められていることから、内子・五十崎市街地を中心に指定されている「内子都市計画区域」を対象区域とします。



#### (2) 立地適正化計画で目指すもの

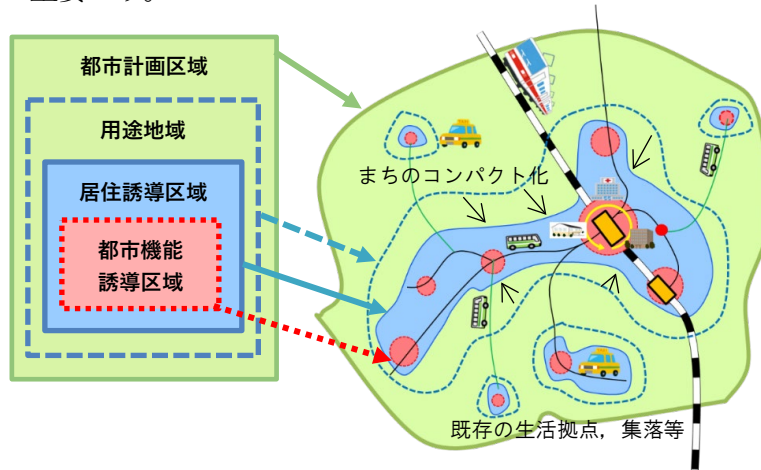
立地適正化計画は、人口が減少していく中においても「コンパクトなまちづくり」を推進し、居住や都市機能の集約化・効率化を図ることにより、持続可能なまちを目指す計画です。

将来にわたって人口密度の維持を図るべき「居住誘導区域」と、生活に必要な都市機能の集約を図るべき「都市機能誘導区域」を定めるとともに、都市機能誘導区域内にどのような施設を維持・誘導するか（誘導施設）を設定します。



### (3) 誘導区域を設定する上での着眼点

今後の人口減少が見込まれる中で持続可能なまちづくりを進めていくためには、居住や都市機能をできるだけ集約し、まちのコンパクト化を図るとともに、既存の生活拠点・集落等への公共交通を確保し「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指すことが重要です。



コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ

#### 【居住誘導区域】

一定のエリアに居住を誘導し、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目指す

#### 【都市機能誘導区域】

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点等に誘導し、集約することにより、生活に必要な各種サービスの効率的な提供が図られることを目指す

### ■立地適正化計画をめぐる誤解

立地適正化計画は、各地域の拠点性を活かしながら持続可能なまちのすがたを目指すものであり、まちの全てを一極集中させるものではありません。町民の理解を深めつつ、長期的な視点で暮らしやすく、持続するまちづくりの推進を図るものです。

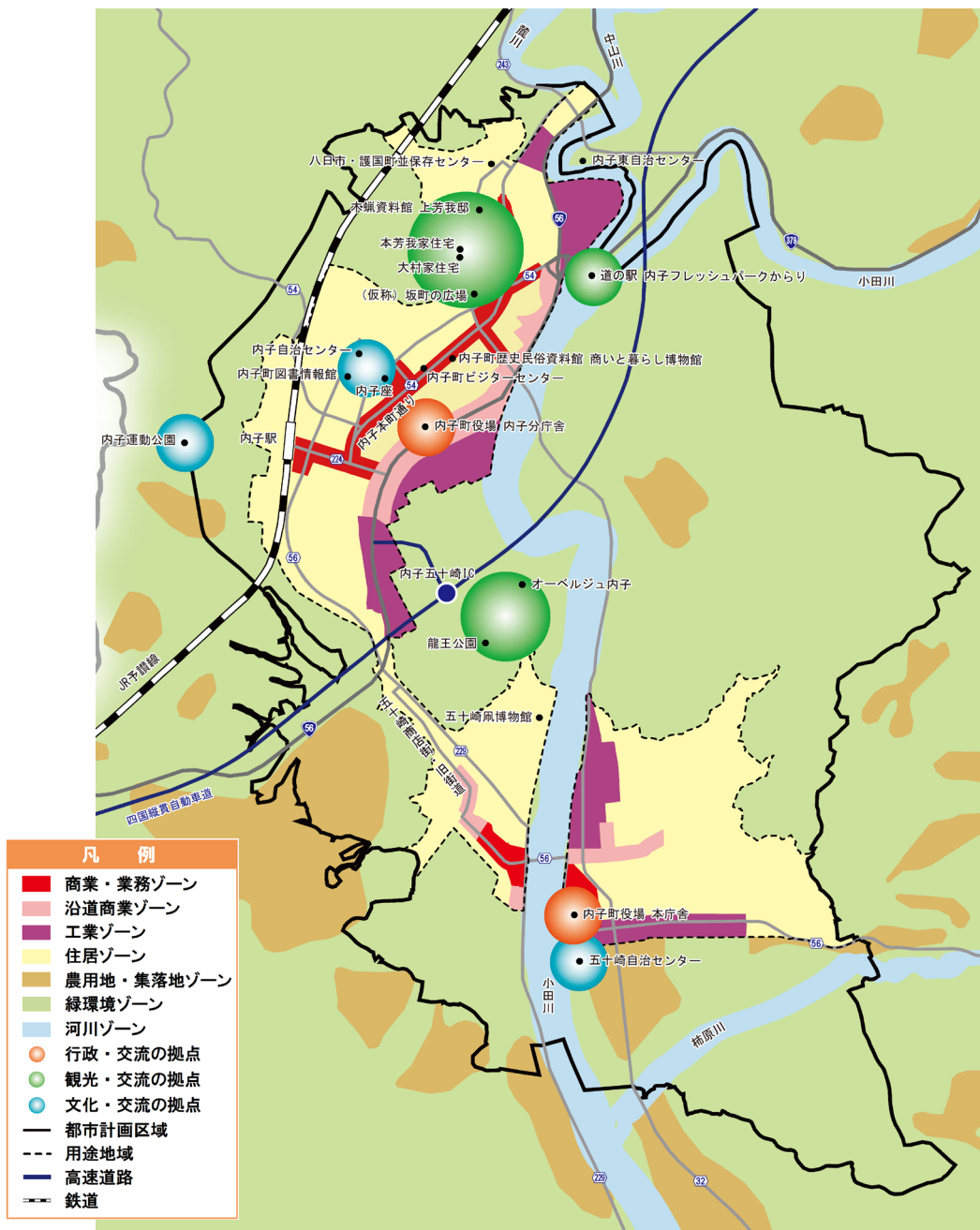
誤解	正しい解釈
<p><b>一極集中?</b> 町内の最も主要な拠点1カ所に、全ての機能を集約させるのか?</p>	<p><b>多極ネットワーク型</b> 中心的な拠点だけではなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指す</p>
<p><b>全ての人口の集約?</b> 全ての居住者を一定のエリアに集約することを目指すのか?</p>	<p><b>全ての人口の集約を図るものではない</b> 市街地以外の全ての居住者を市街地へ移住させることを目指すものではない</p>
<p><b>強制的な集約?</b> 居住者や住宅を強制的に短期間で移転させるのか?</p>	<p><b>誘導による集約</b> 本計画に基づく様々な施策によって、長期的な視点で居住を誘導し、集約化を推進する</p>



## 7-2 立地適正化計画の策定方針

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第82条の規定により都市計画マスタープランの一部と見なされるものであり、都市計画マスタープランに掲げる方向性の実現に向けて、具体的な区域等を定めるものです。

従って、「第5章 まちづくりの分野別方針」に示す土地利用方針(P.51)を踏まえ、整合を図りながら策定するものとします。



土地利用方針図（都市計画区域内）



### 7-3 居住誘導区域・都市機能誘導区域

#### (1) 基本的な考え方

国の「都市計画運用指針」では、居住誘導区域・都市機能誘導区域についての基本的な考え方として、以下のことが示されています。

##### 【居住誘導区域】

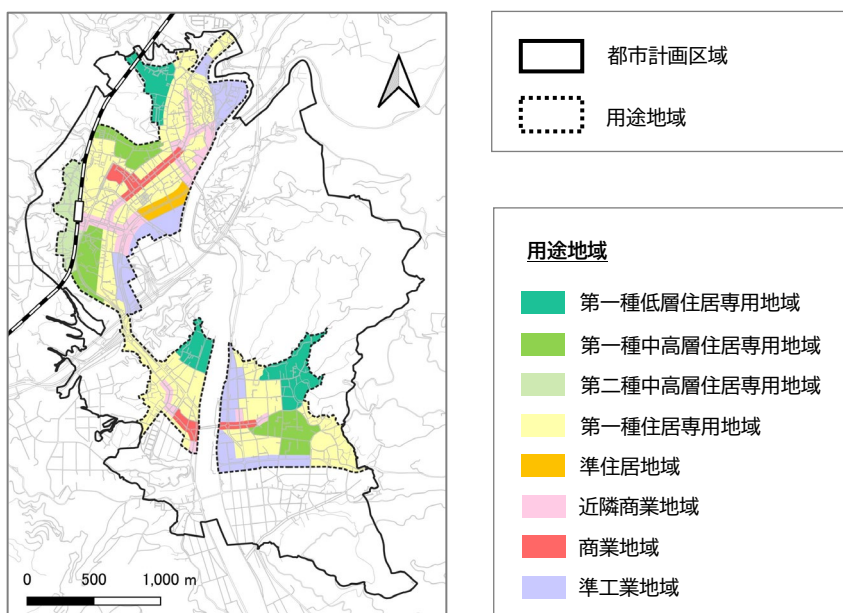
- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に、公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 合併前の旧市町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

##### 【都市機能誘導区域】

- 鉄道駅に近く、業務・商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等
- 都市の拠点となるべき区域

(原則として居住誘導区域を兼ねるものとして、居住誘導区域の内側に設定する)

内子都市計画区域内では、市街地における住居や商業・工業といった土地利用に関する方向性を定める「用途地域」を指定しており、都市計画マスタープランに掲げる「住居ゾーン」、「商業・業務ゾーン」、「沿道商業ゾーン」が用途地域内に設定されていることから、用途地域を対象に誘導区域を検討することとします。



用途地域

## (2) 区域の検討手順

国の考え方を踏まえ、用途地域を対象として以下の手順によって誘導区域を検討します。

### STEP1 誘導区域の設定が望ましい区域の抽出

**「人口」、「居住環境」、「都市機能」、「公共交通」の現状を踏まえ、  
誘導区域の設定が望ましい区域を抽出**

#### 【居住誘導区域】

- 現時点で人口が集積しており、今後も人口密度を維持することが望ましいエリア
- 居住環境を向上させる都市基盤(道路・公園・下水道)が整備され、今後も整備を行うエリア

#### 【都市機能誘導区域】

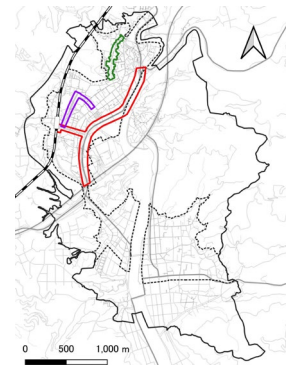
- 都市機能が集積しているエリア
- 公共交通の利便性が高いエリア

### STEP2 町の特徴を考慮した区域の検討

**町の最大の特性である「景観」を重点的に保全・  
整備するエリアを考慮**

- 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区
- 内子町景観まちづくり計画に定められている景観計画重点区域(駅前・国道56号都市景観形成地区、文化交流拠点景観形成地区)

- 駅前・国道56号都市景観形成地区
- 文化交流拠点景観形成地区
- 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区



### STEP3 誘導区域に含めない区域の抽出

**法令や災害リスクを考慮し、誘導区域に含めない区域を抽出**

- 法令上、誘導区域に含めない区域(農用地区域、保安林、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等)
- 災害リスクや防災・減災への取組等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される区域(土砂災害警戒区域、浸水想定区域等)

### STEP4 誘導区域の設定

#### 具体的な区域案の設定

誘導区域に望ましい区域(STEP1)や地域特性を考慮(STEP2)した上で、含めない区域(STEP3)を除外し、用途地域の境界や地形地物(道路・河川の境界等)等を踏まえて誘導区域を設定します。

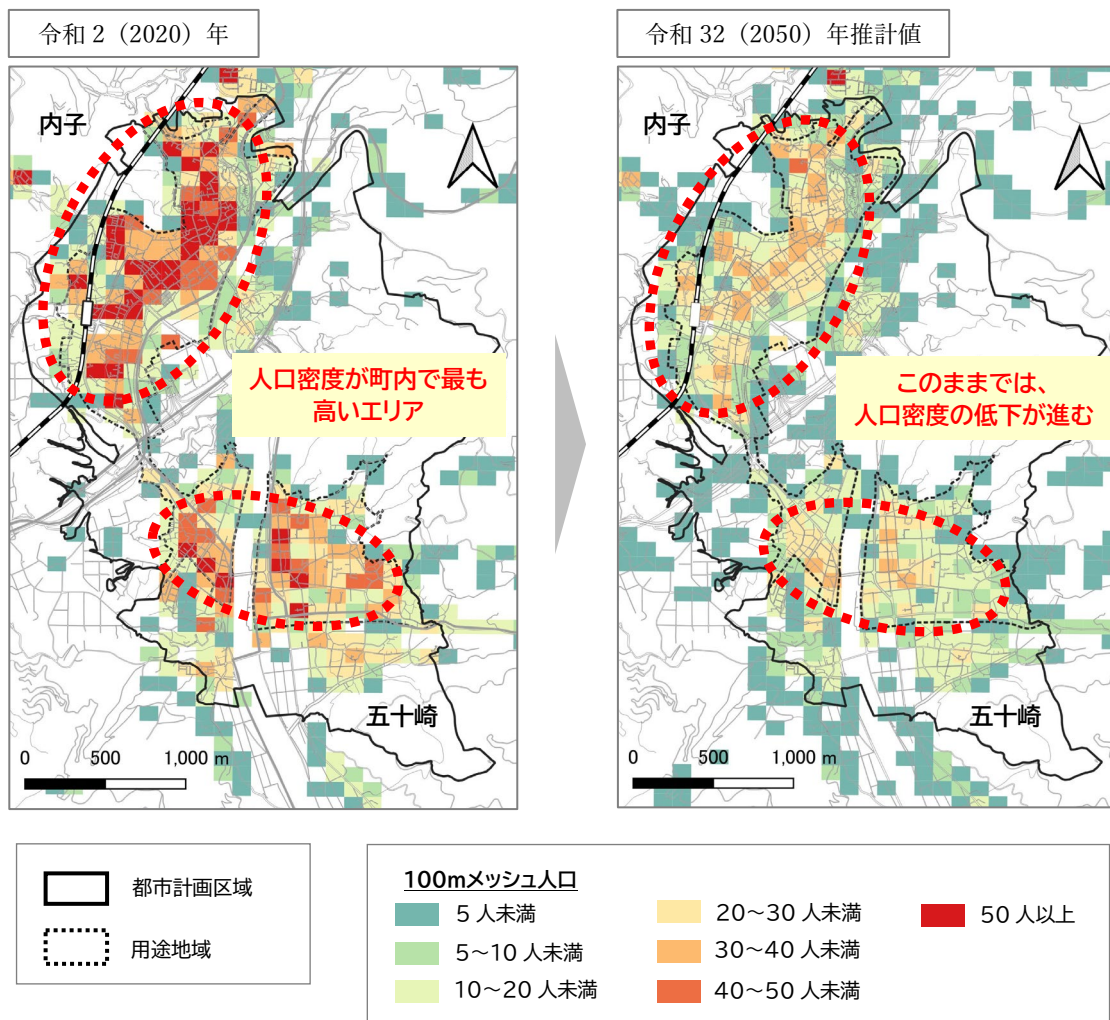
### (3) 誘導区域の設定が望ましい区域の抽出【STEP1】

#### ① 居住誘導区域

##### ■ 現時点で人口が集積しており、今後も人口密度を維持することが望ましいエリア

現在、内子地域・五十崎地域の用途地域内は、町内では最も人口が集積していますが、現在の人口減少傾向のまま推移した場合には、将来的に 40 人/ha 以上のエリアがほぼなくなることが予測されます。

中心市街地としての機能を維持するためには、これらのエリアを対象に、定住・移住施策や、町の強みである町並み・観光資源等を活かした施策の充実を図り、今後も人口密度を維持することが必要です。



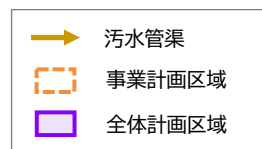
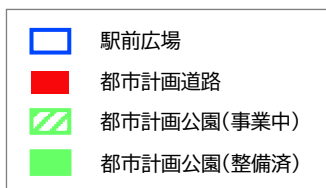
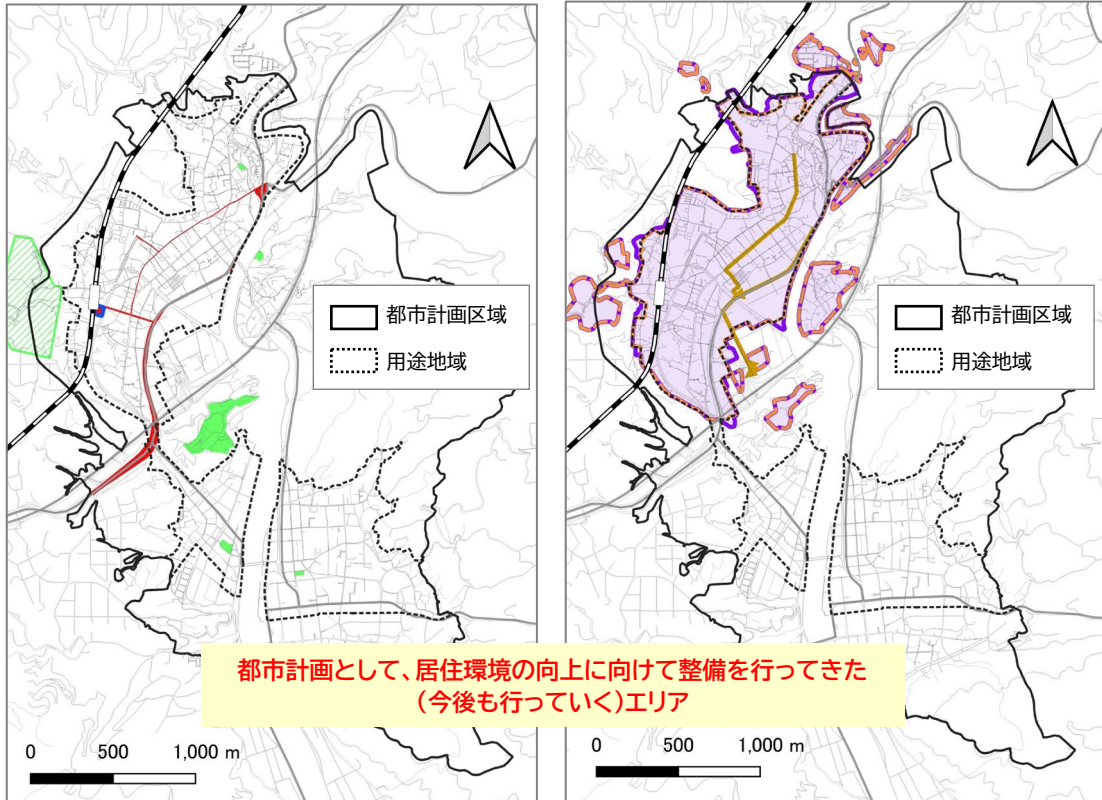
人口の分布状況 (100mメッシュ)

資料：「令和2年国勢調査(総務省)」の小地域人口を基に、建物面積による按分にて算出



■居住環境を向上させる都市基盤が整備され、今後も整備を行うエリア

町の都市計画では、内子地域を中心として道路・公園・公共下水道等の整備を進め、居住環境の向上に努めてきました。今後も、これらの整備の推進を図るとともに、計画的な更新・修繕を行っていきます。



都市計画道路・都市計画公園の整備状況

公共下水道（污水）の整備状況

資料：えひめの都市計画 2024 資料編（愛媛県）、令和5年度 内子町都市計画基礎調査

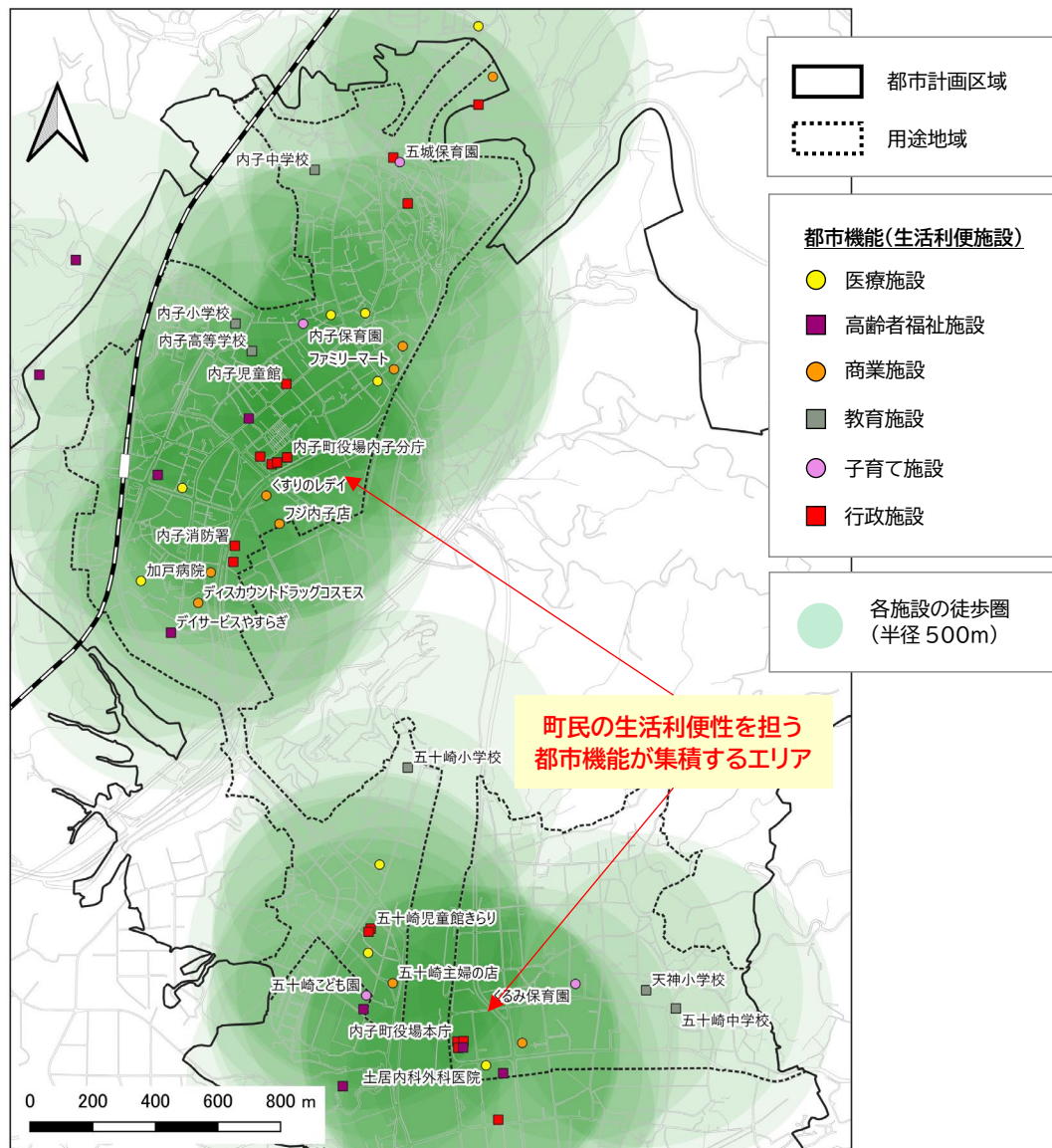


## ②都市機能誘導区域

### ■都市機能が集積しているエリア

町民の生活利便性に直結する医療・高齢者福祉・商業・教育・子育て・行政といった都市機能の立地状況に着目し、これらが特に集積しているエリアを以下に図示します。

集積しているエリアは生活利便性が高いエリアといえ、これらを参考に都市機能誘導区域を検討するとともに、誘導施設については、現状の機能の充足・不足状況や、町等が実施する具体事業の見通し等を勘案して検討します。



都市機能の立地状況と徒歩圏

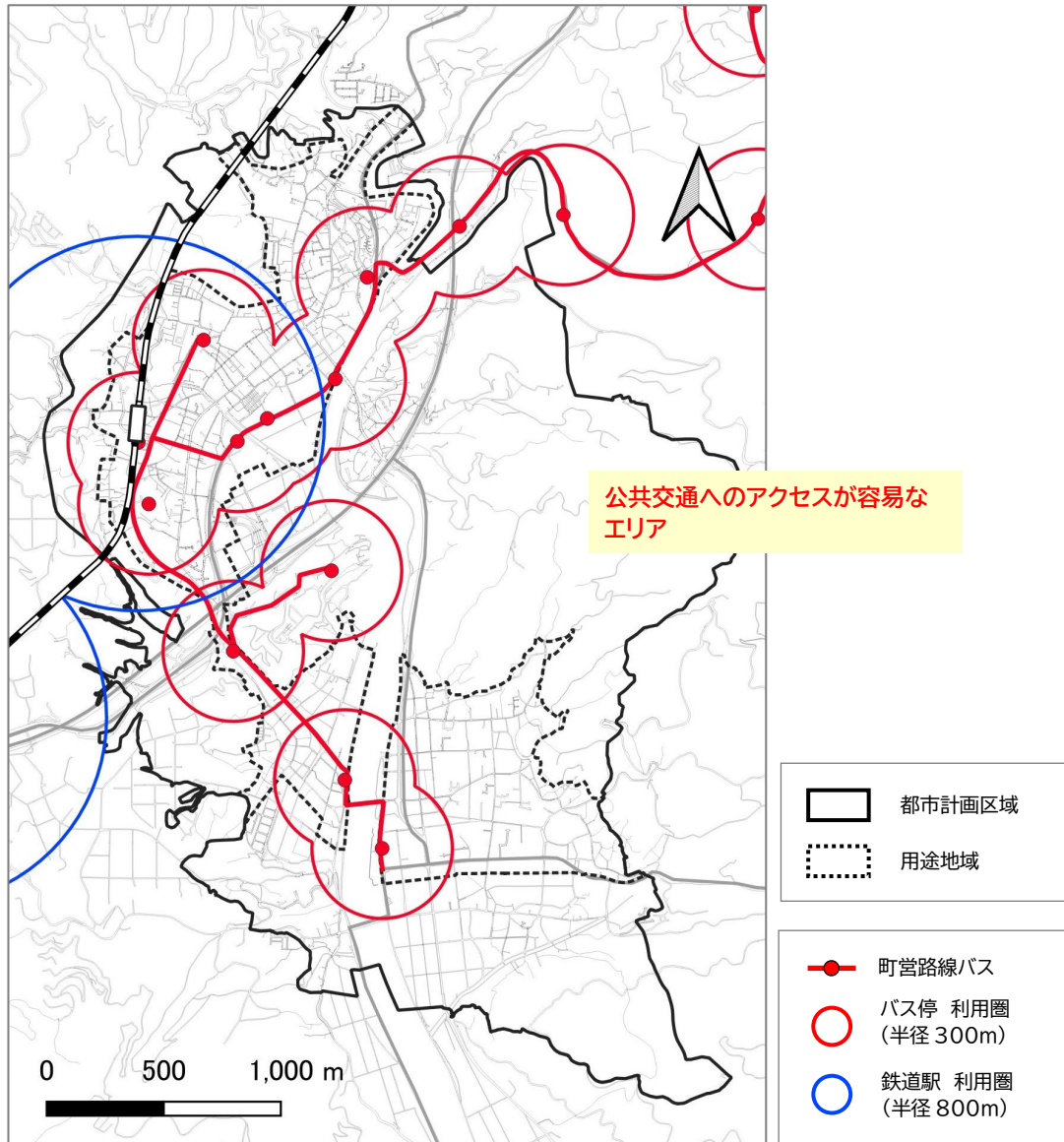
資料：内子町資料、iタウンページ

(徒歩圏は、国土交通省都市局「都市構造の評価に関するハンドブック」にて「高齢者の徒歩圏」とされる500mを採用)

### ■公共交通の利便性が高いエリア

本計画が目指す「コンパクトなまちづくり」では、自家用車に過度に頼らなくとも町内のさまざまな地区での生活を続けられることを目指しており、公共交通が重要な役割を担っています。

そのため、公共交通へのアクセスが容易なエリアとして、町内の主要な公共交通である「町営路線バス」及び「鉄道」の利用圏を抽出します。



公共交通利用圏（鉄道・町営路線バス）

資料：内子町資料、国土数値情報（国土交通省）

（利用圏は、国土交通省都市局「都市構造の評価に関するハンドブック」にて示される「バス停から300m、鉄道駅から800m」を採用）





(5) 誘導区域に含めない区域の抽出【STEP3】

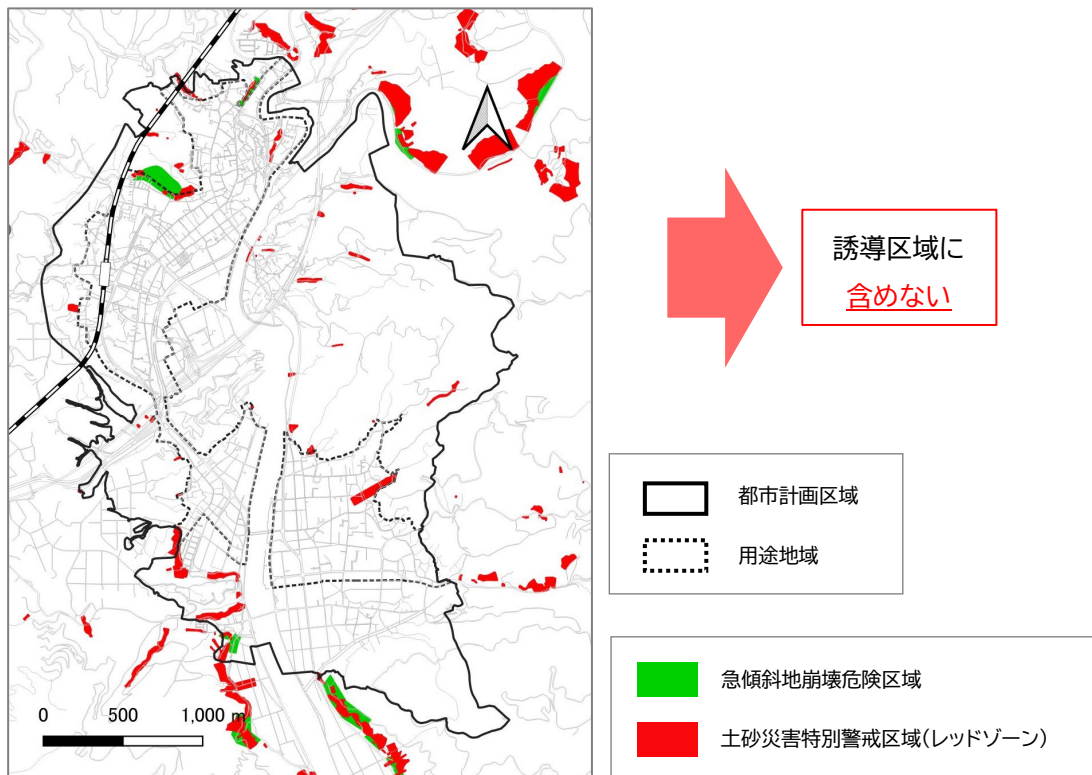
■法令上、誘導区域に含めない区域

国土交通省都市局「都市計画運用指針」では、誘導区域に含めない区域を、下表のように定めています。町内の用途地域では「急傾斜地崩壊危険区域」と「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」が指定されており、誘導区域には含めないこととします。

《誘導区域に含めない区域》

種別	根拠法令	用途地域内の該当箇所
農用地区域	農振法 第8条	なし
保安林	森林法 第25条	なし
自然公園特別地域	自然公園法 第20条	なし
地すべり防止区域	地すべり等防止法 第3条	なし
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法 第3条	あり
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害防止法 第9条	あり

(町内に該当区域がないものは省略)



急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

■災害リスクや防災・減災への取組等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される区域

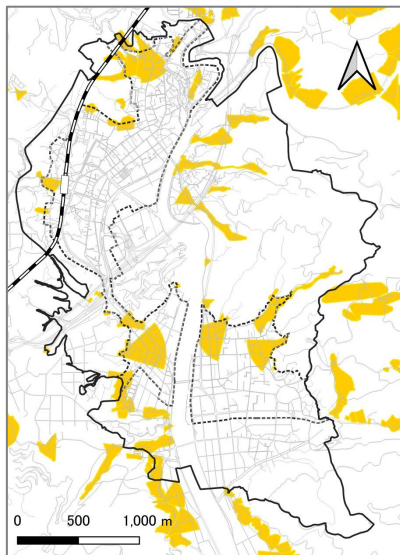
種別	根拠法令	用途地域内の該当箇所
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害防止法 第7条	あり
浸水想定区域	水防法 第15条	あり
その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 ・ 浸水継続時間が長期に及ぶ区域 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域 ・ ため池浸水想定区域 ・ 既往の災害発生箇所	-	あり



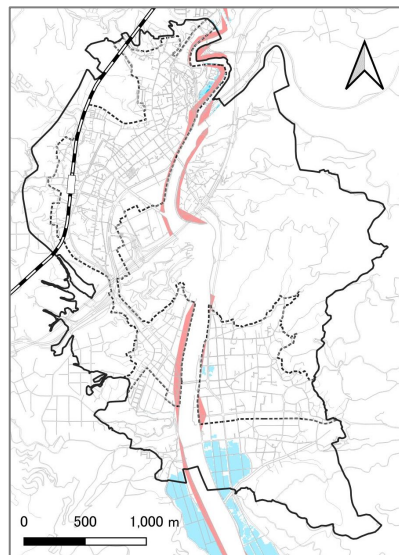
○土砂災害警戒区域(イエローゾーン)  
○浸水想定区域(計画規模)の浸水深 3.0m以上  
○家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)

誘導区域に含まない

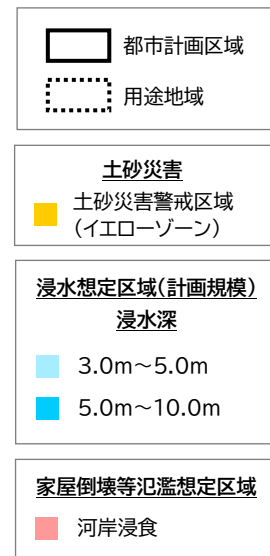
(検討の詳細は「第8章 防災指針」を参照)



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）



浸水想定区域（計画規模）  
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）





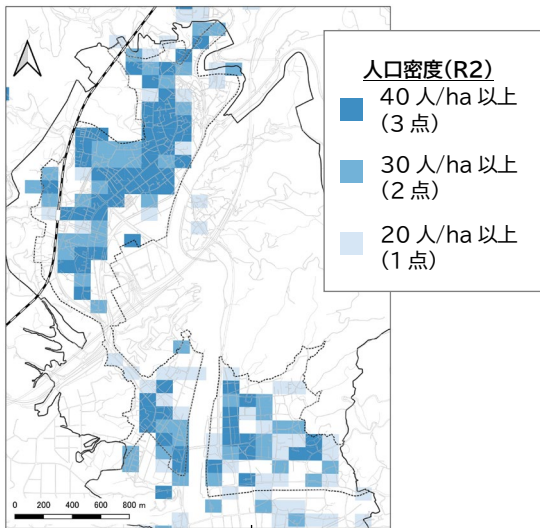
(6) 誘導区域の設定【STEP4】

具体的な誘導区域を設定するため、STEP 1 の各項目については 100mメッシュを用いた点数化を行うとともに、STEP 2 の区域について都市機能誘導区域の候補エリアとの重ね合わせを行います。

① 居住誘導区域

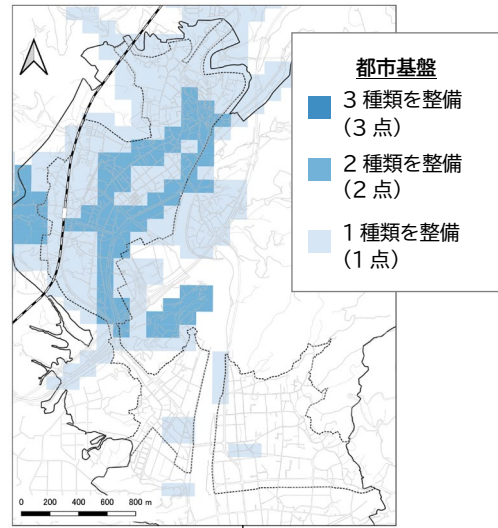
■ 人口密度

令和 2(2020)年人口密度による評価

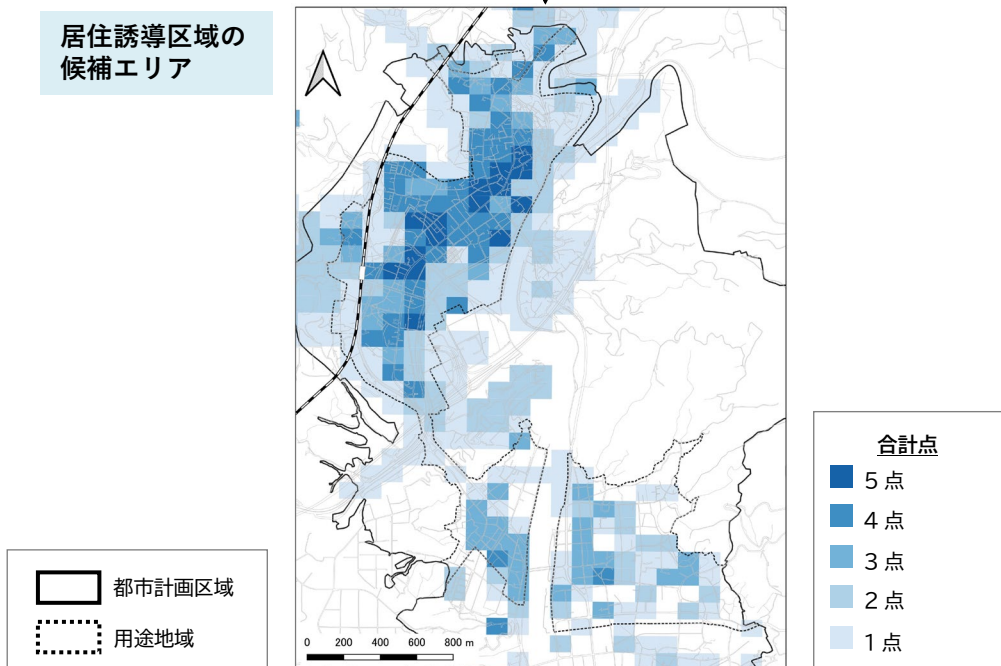


■ 都市基盤

公共下水道・都市公園・都市計画道路の3種類の整備エリアによる評価



居住誘導区域の候補エリア

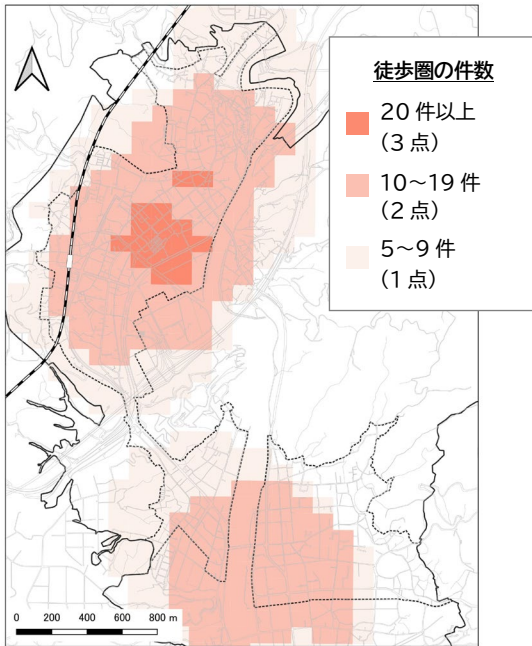




②都市機能誘導区域

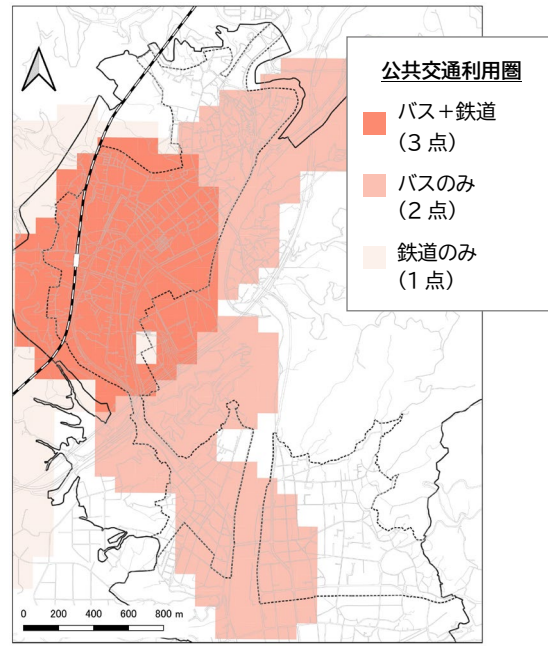
■都市機能

徒歩圏(500m圏)内に立地する都市施設の  
件数で評価

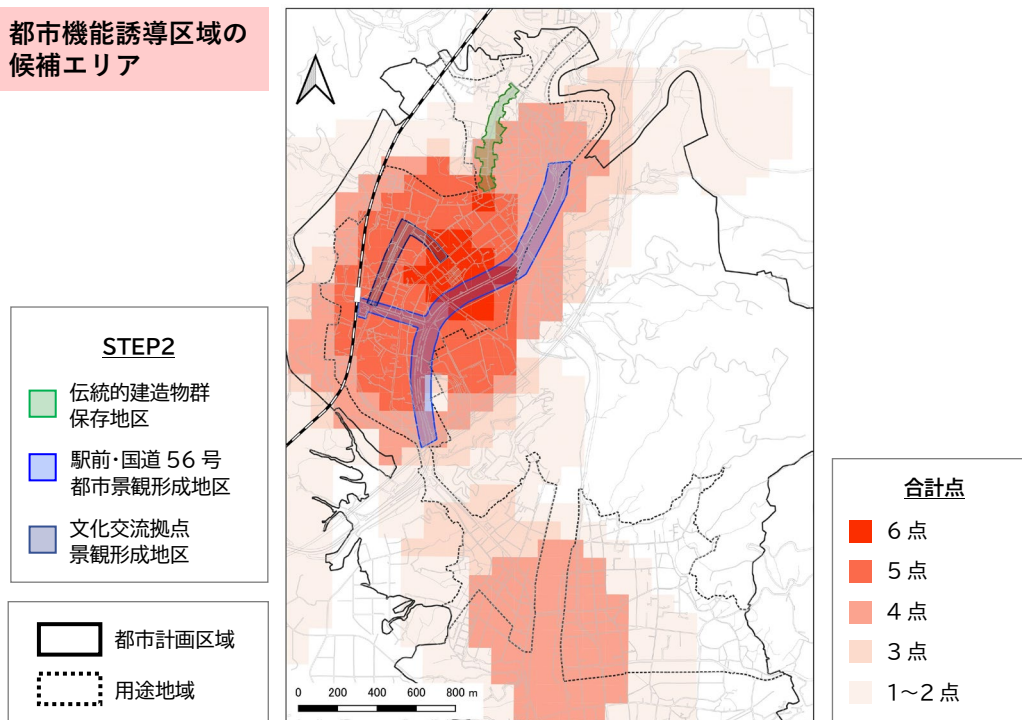


■公共交通

公共交通利用圏(鉄道 800m、町営路線バス  
300m)で評価



都市機能誘導区域の  
候補エリア





前ページまでに検討した候補エリアを踏まえ、以下の考え方により誘導区域を設定します。

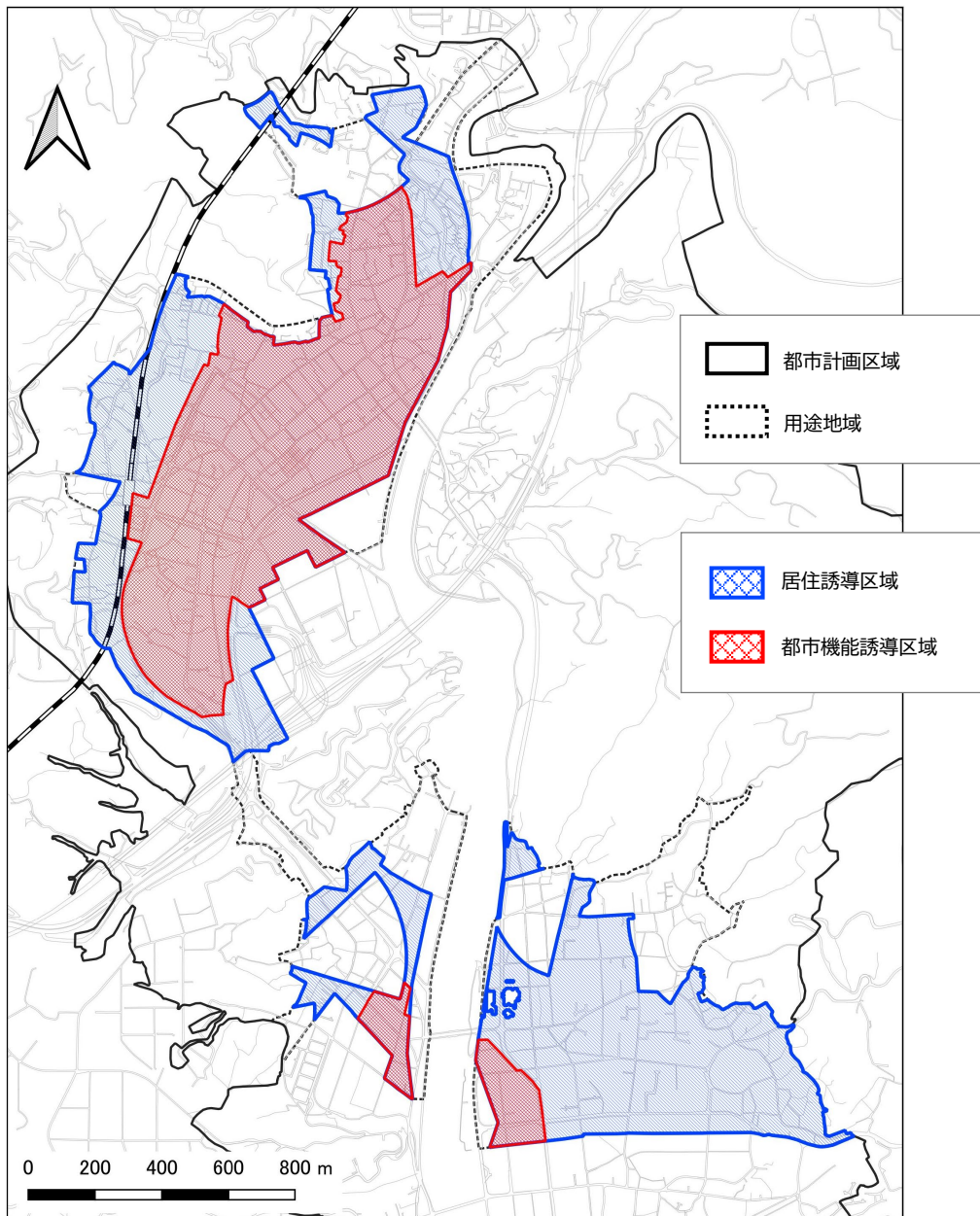
■**居住誘導区域**：

- ・合計点が2点以上のメッシュを中心に、用途地域の境界で線引き  
⇒STEP3のエリアを除外

■**都市機能誘導区域**：

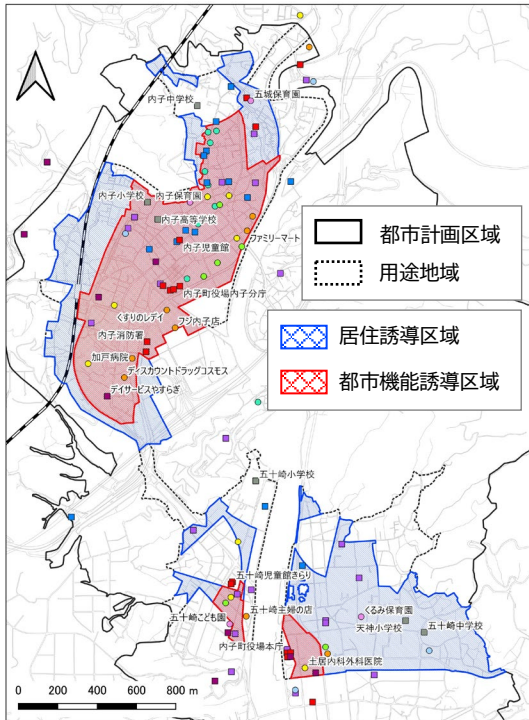
- ・内子地域は合計点が5点以上、五十崎地域は合計点が4点以上のメッシュを中心に、STEP2のエリアを包含するように用途地域の境界や道路・河川等の地物を目安に線引き  
⇒STEP3のエリアを除外

《居住誘導区域・都市機能誘導区域》

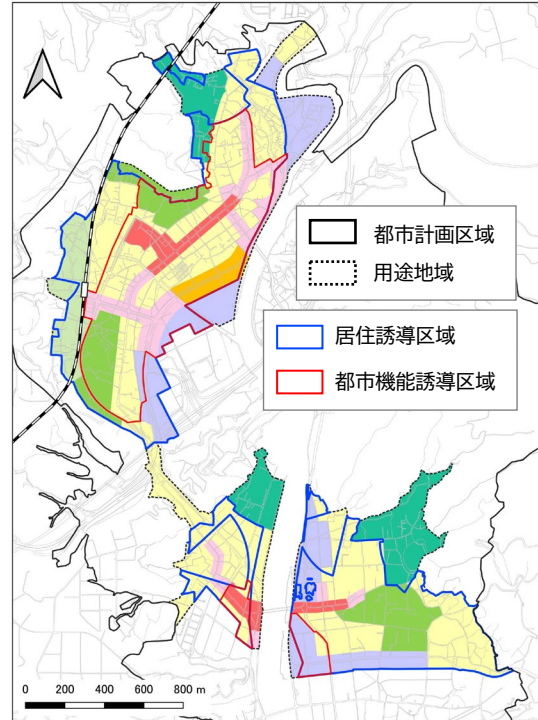




《参考図》都市機能との重ね合わせ



《参考図》用途地域との重ね合わせ



都市機能(生活利便施設)	
● 医療施設	● 文化施設
■ 高齢者福祉施設	■ 交流施設
● 商業施設	● 金融施設
■ 教育施設	■ 観光施設
● 子育て施設	● 宿泊施設
■ 行政施設	

用途地域	
■ 第一種低層住居専用地域	■ 準住居地域
■ 第一種中高層住居専用地域	■ 近隣商業地域
■ 第二種中高層住居専用地域	■ 商業地域
■ 第一種住居地域	■ 準工業地域

《誘導区域の面積・人口密度》

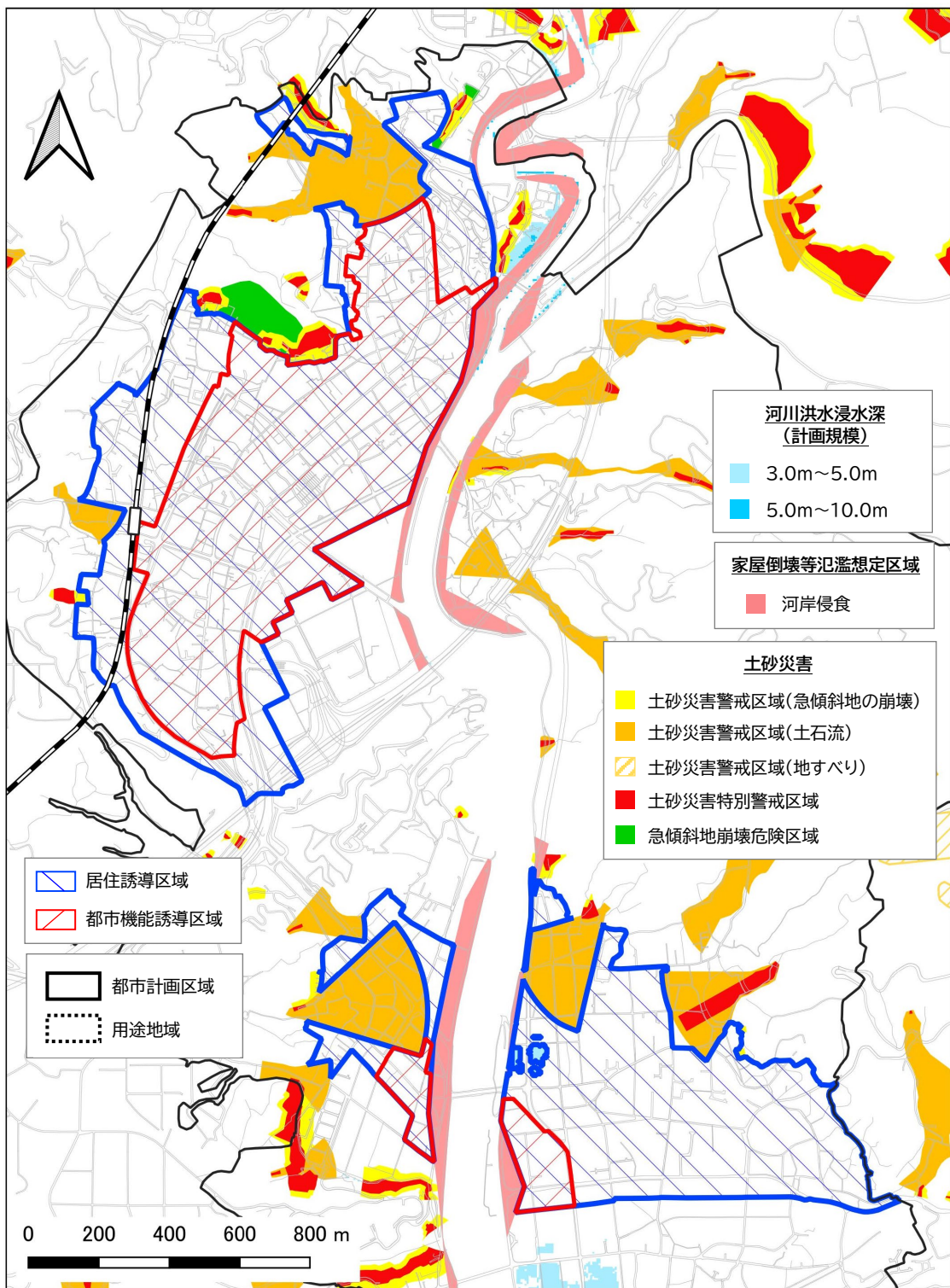
居住誘導区域の面積は用途地域の71.0%、都市機能誘導区域の面積は用途地域の32.6%となっています。

		内地域	五十崎地域	合計	(面積割合)
用途地域	面積	133.7 ha	99.7 ha	233.4 ha	-
	人口	3,801 人	2,435 人	6,236 人	
	人口密度	28.4 人/ha	24.4 人/ha	26.7 人/ha	
居住誘導区域	面積	107.6 ha	58.0 ha	165.6 ha	(71.0%)
	人口	3,229 人	1,510 人	4,739 人	
	人口密度	30.0 人/ha	26.0 人/ha	28.6 人/ha	
都市機能誘導区域	面積	69.6 ha	6.6 ha	76.2 ha	(32.6%)
	人口	2,386 人	160 人	2,546 人	
	人口密度	34.3 人/ha	24.3 人/ha	33.4 人/ha	

- ・面積はGISによる図上計測、人口は100mメッシュによる算出
- ・面積割合は、用途地域のうち各区域が占める面積の割合

《参考図》災害ハザードエリアとの重ね合わせ

居住誘導区域周辺における災害リスクに対しては、「第8章 防災指針」に示すハード・ソフト対策を推進し、リスク低減を図ります。また、下図に示す災害ハザードエリアは、リスク回避のため居住誘導区域及び都市機能誘導区域に含めません。





## 7-4 誘導施設

### (1) 基本的な考え方

誘導施設は、立地適正化計画が目指す「都市機能や人口密度の維持・向上を図り、コンパクトで持続可能なまちをつくる」ため、都市機能誘導区域内に誘導すべき施設を設定するものであり、国の「都市計画運用指針」も踏まえつつ、以下の観点から検討を行います。

- 町民の生活利便性の向上に資する（町民が利用する）施設とする  
⇒観光施設・宿泊施設は設定しない
- 地域特性等も踏まえ、都市機能誘導区域内に必要な施設に絞り込む  
⇒市街地以外も含めて広範囲に立地した方が便利な施設（小規模な診療所、福祉施設、コンビニ・ドラッグストア、自治会館等）は設定しない
- 具体的な整備計画等がある施設については設定を検討する  
⇒ただし、現時点で計画が無くとも、将来的な移転・再編等が考えられる施設は設定を検討

また、内子地域・五十崎地域の特性を踏まえ、以下の観点を加えます。

- ・内子地域：町全体の広範囲からの利用が見込まれる基幹的施設
- ・五十崎地域：五十崎地域周辺の日常生活に必要な施設

### (2) 誘導施設の設定

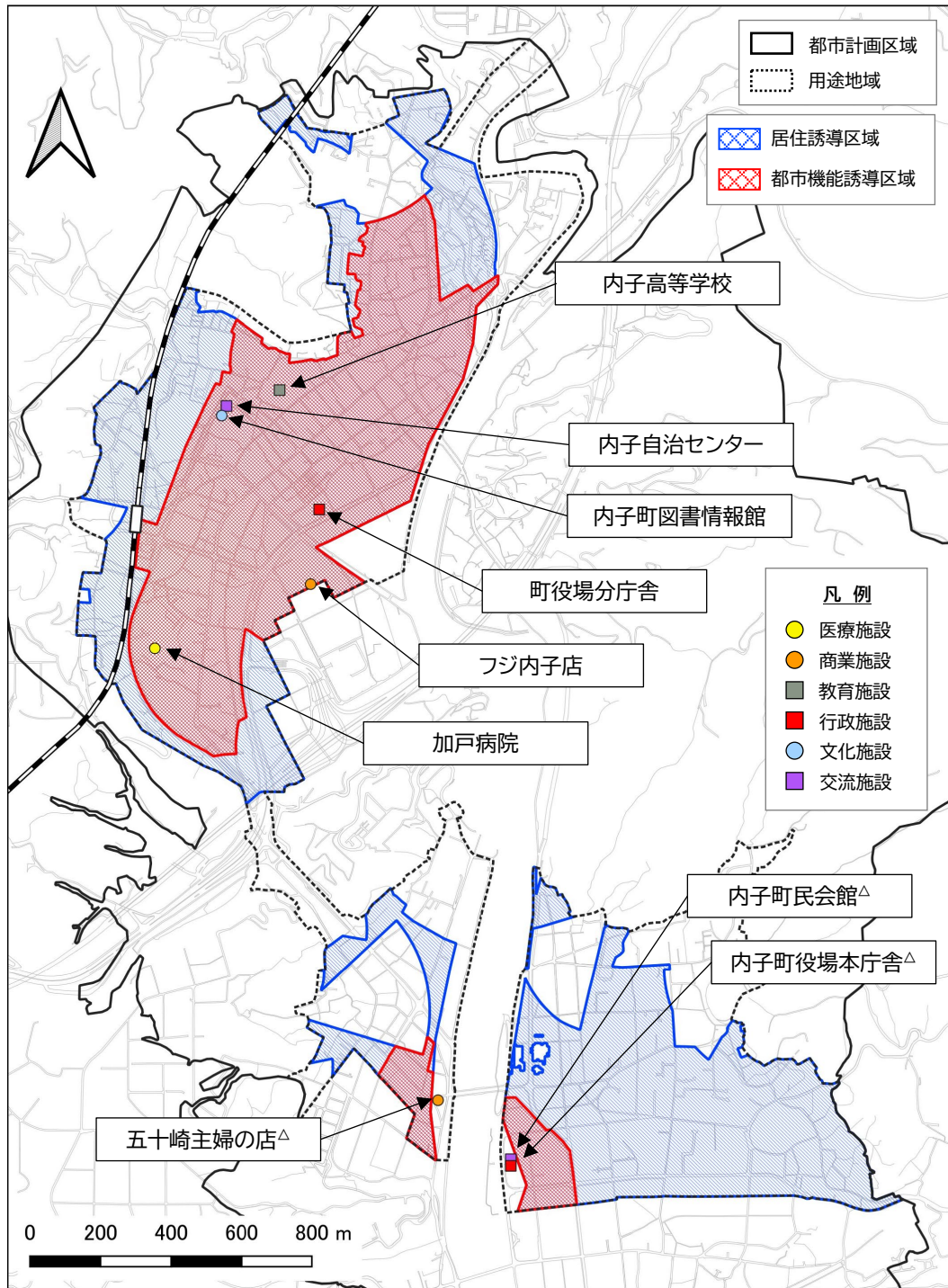
以上の検討から、内子地域・五十崎地域の誘導施設を以下のように設定します。

分野	誘導施設	内子地域	五十崎地域	備考	参照法令
医療	病院 (20床以上)	○	○	生活に必要な機能、両地域に不足	病院法第1条の5
商業	大型スーパー	○ 3,000㎡以上	○ 1,000㎡以上	生活に必要な機能、両地域に不足	大規模小売店舗立地法第2条第2項(生鮮食品を扱うものに限る)
教育	高等学校	○	/	若者の流出を抑えるため、交通利便性の高い内子地域に設定	学校教育法第1条
行政	町役場、分庁舎	○	○	将来的な建替え・複合化等を視野に設定	内子町の事務所の位置を定める条例
文化	図書館、博物館	○	○	町民生活の豊かさを向上させる施設	図書館法第2条、博物館法第2条及び第31条
交流	町民会館、自治センター	○	○	将来的な建替え・複合化等を視野に設定	内子町民会館条例、内子町立公民館条例



(3) 都市施設の現在の立地状況

現時点で都市機能誘導区域内または近隣に立地する誘導施設は、下図の通りです。  
(令和6年12月現在)



△：近接しているものの、都市機能誘導区域外に立地している施設



## 7-5 誘導施策

居住誘導区域内への居住の促進及び都市機能誘導区域内への誘導施設の立地を促進するために取組む、さまざまな施策を以下に示します。

### (1) 町が取り組む施策

「第5章 まちづくりの分野別方針」に示すまちづくり施策のうち、立地適正化計画との関連が特に深いものを以下に分類します。また、今後は、誘導区域内における支援の強化等、さらなる誘導を図るための施策を検討します。

まちづくりの目標	居住誘導に関する施策	都市機能誘導に関する施策
<b>目標1</b> 内子流の エコでコンパクトな まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー・バイオマスの普及・活用</li> <li>公共交通ネットワークの整備</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民生活を支える商業機能等の集積</li> <li>空き店舗の活用や既存店舗のリニューアルへの支援</li> <li>回遊性が高く滞在しやすくなる環境整備</li> </ul> 等
<b>目標2</b> 生活利便性が高く、 住み続けられる 基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てしやすい環境の充実</li> <li>住宅が密集する地域の居住環境の改善</li> <li>身近な緑を感じる都市緑地の創出</li> <li>拠点的な公園の整備</li> <li>上・下水道の維持・管理</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政・文化・交流等の都市機能の維持・充実</li> <li>交通結節点の整備</li> <li>連携軸となる道路ネットワークの整備</li> <li>JR内子駅周辺における商業・業務機能の集積</li> </ul> 等
<b>目標3</b> 助け合いによる 災害に強い 安全なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害へのハード・ソフト対策</li> <li>自主防災組織の活動支援</li> <li>建築物の耐震改修への支援</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点の機能確保、避難所の充実</li> <li>災害リスクに配慮した土地利用の推進</li> </ul> 等
<b>目標4</b> 個性と魅力ある 地域のミライづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川環境の活用と魅力の創出</li> <li>移住者への情報発信や住宅確保への支援</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存ストックの活用による良好な町並みの維持</li> <li>内子本町通りのにぎわい創出と地域活性化</li> </ul> 等
<b>目標5</b> 多様な主体が活躍し、 みんなでつくる まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>住み続けられる地域コミュニティの維持</li> <li>町内での就職に対する奨励金制度</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道の駅を拠点としたにぎわいの創出</li> <li>町内企業と競合しない企業の誘致・進出の促進</li> </ul> 等

### (2) 国の支援を受けて町が取り組む施策

立地適正化計画の策定によって活用可能となる国の補助事業について、必要に応じて活用を検討します。

### (3) 届出制度

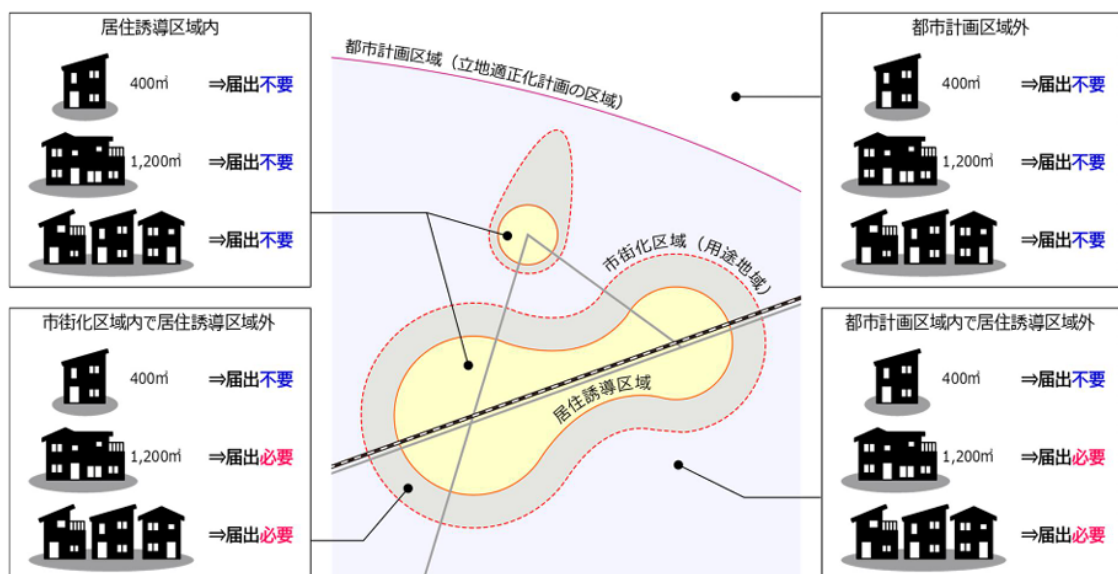
立地適正化計画が施行されると、居住や都市機能の誘導を効果的に推進するため、都市再生特別措置法第88条及び第108条に基づく「届出制度」が始まります。都市計画区域内では、以下に示す開発行為や建築等行為について、着手する30日前までに町への届出を行うことが義務付けられます。

この届出は立地を制限するものではなく、町として開発・建築等の動向を把握し、その行為がコンパクトなまちづくりの支障になり得ると判断した場合には「勧告」等を行うとともに、土地の斡旋等により、誘導区域内での立地が進むよう誘導するものです。

#### ① 居住誘導区域外で必要な届出（開発行為、建築等行為）

開発行為	建築等行為
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）
③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）	③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

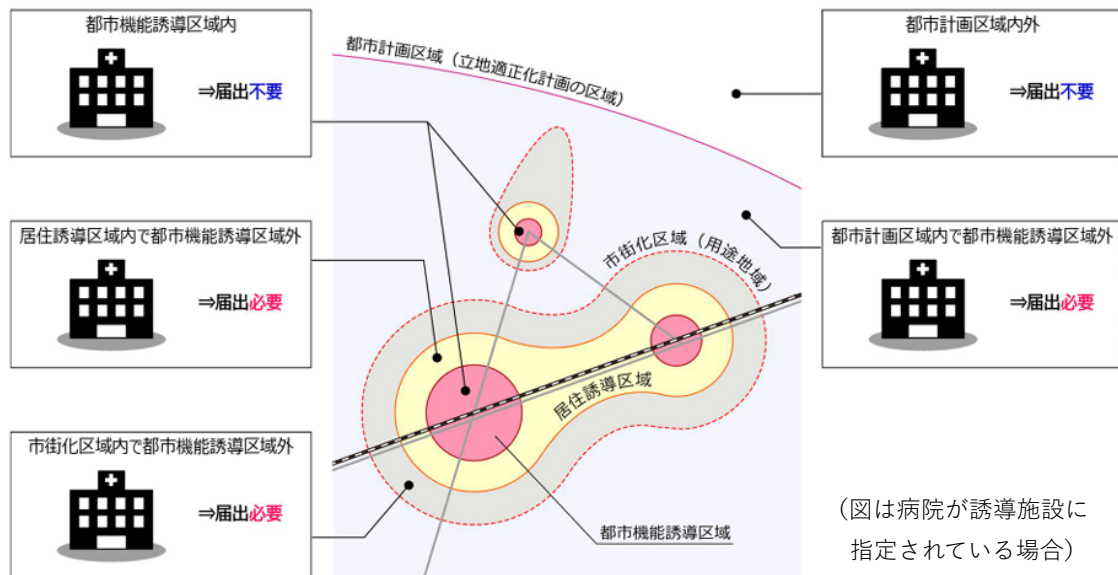
（農林漁業者の居住のための住宅や、仮設のものは届出不要）



出典：「立地適正化計画の手引き【基本編】」（国土交通省）

②都市機能誘導区域外で必要な届出（開発行為、建築等行為）

開発行為	建築等行為
○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



出典：「立地適正化計画の手引き【基本編】」（国土交通省）

③都市機能誘導区域内で必要な届出（誘導施設の休廃止）

誘導施設の休廃止
○都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

休廃止に係る届出は、市町村が既存建物・設備の有効活用等、機能維持に向けて、誘導施設の休廃止を事前に把握し、他の事業者を誘致するなどの対応機会を確保するための制度です。



## 7-6 目標・効果

### (1) 目標値の設定

立地適正化計画は、概ね5年ごとに施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めることとされており、計画の必要性・妥当性を客観的かつ定量的に評価するため、目標値を設定します。

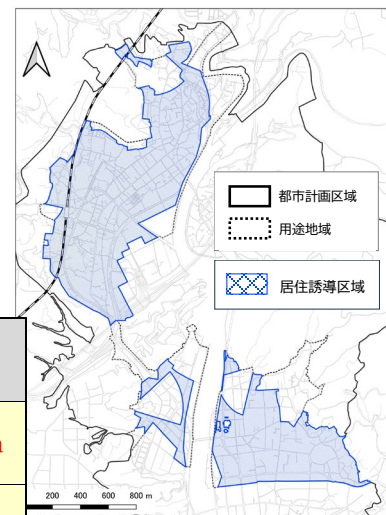
評価の指標は、人口密度や公共交通の利用状況、町の財政等に関するものとし、定期的な算出が可能なものとしします。

#### 《立地適正化計画の目標値》

	現況値	推計値 (R27)	目標値 (R27)
①居住誘導区域内の人口密度	28.6 人/ha (R2)	18.0 人/ha	21.6 人/ha 以上
②都市機能誘導区域内の誘導施設の件数	6 件 (R6)	—	6 件 以上
③路線バス等の利用者数 (町営路線バス・町営デマンドバス・その他)	16,962 人/年 (R4)	9,963 人 /年	10,000 人/年 以上
④町民1人あたりの行政コスト	750 千円/人 (R5)	—	750 千円/人 以下

#### ①居住誘導区域内の人口密度

居住誘導区域内の人口密度は、現況値の 28.6 人/ha から、令和 27 年には 18.0 人/ha まで低下することが予測されていますが、誘導施策等により居住誘導区域内の人口減少の抑制及び区域外からの人口流入の促進を図り、人口密度を 21.6 人/ha 以上に保つことを目指します。



	現況値(R2)	推計値(R27)	目標値 (R27)
居住誘導区域内 人口密度	28.6 人/ha	18.0 人/ha	21.6 人/ha
(同上人口)	(4,739 人)	(2,982 人)	(3,582 人)
(町の総人口に 占める割合)	(30.9%)	(33.1%)	(35.8%)

(人口は 100mメッシュによる算出)

目標達成には 推計値+600 人が必要であるが、内子町人口ビジョンでは町全体で推計値から 1,000 人の増を目指すこととしており、そのうちの 6 割を居住誘導区域内で実現することにより達成可能



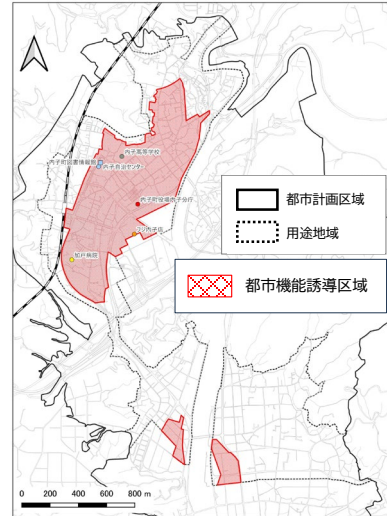
## ②都市機能誘導区域内の誘導施設の件数

都市機能誘導区域内に立地する誘導施設は、現況値では6件ですが、町の中核を担う機能の維持・向上を図るため、現況値以上の立地を目指します。

現況値 (R6)	目標値 (R27)
6 件	6 件以上

《既存の誘導施設》

- ・内子町役場分庁舎
- ・フジ内子店
- ・加戸病院
- ・内子高等学校
- ・内子図書情報館
- ・内子自治センター



## ③路線バス等の利用者数（町営路線バス・町営デマンドバス・その他）

町内の公共交通は今後大きく再編される可能性があり、現時点では目標値の詳細な検討は困難ですが、推計値を上回る利用者数を目指すこととします。将来的に、計画見直しを行う際には、その時点での状況を踏まえて目標値を再検討します。

	現況値 (R4)		推計値 (R27)	目標値 (R27)
町営路線バス	11,202 人/年	合計 16,962 人/年	9,963 人 /年	10,000 人/年以上
町営デマンドバス	5,760 人/年			
住民助け合い輸 送	—			

- ・推計値は、将来推計人口における令和2年⇒令和27年の人口減少率（41.3%）を現況値に乗じて算出
- ・住民助け合い輸送は、町が検討を行っている、町民の自家用車による輸送力を活用した新しい交通スタイル

## ④町民1人あたりの行政コスト

市街地が集約化し、人口密度が上昇すると、公共施設やインフラの維持・管理業務やゴミ収集等の行政サービスが効率化し、住民1人あたりの行政コストが抑えられる傾向があることから、現況値以下を目指します。

現況値 (R5)	目標値 (R27)
750 千円/人	750 千円/人 以下

(行政コストは「行政コスト計算書」、人口は年度末時点の住民基本台帳より算出)



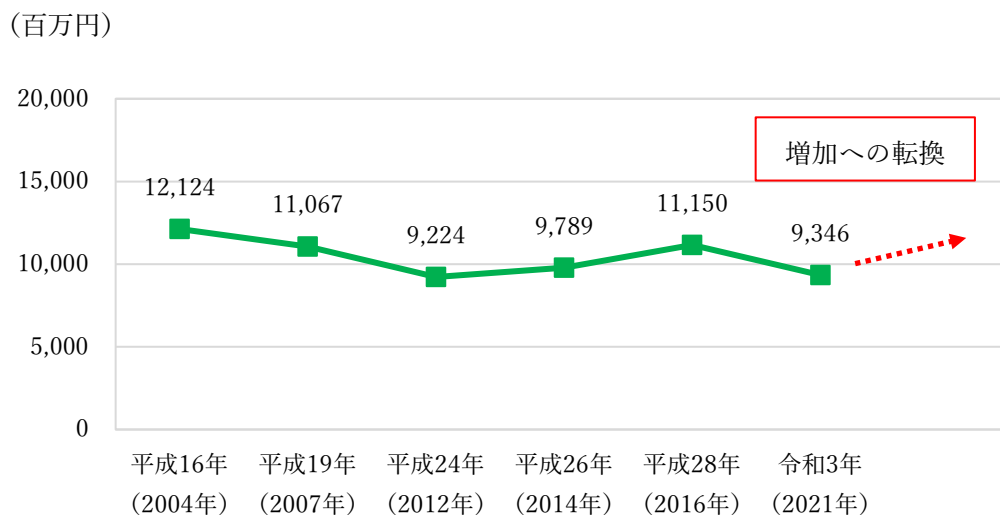
## (2) 期待される効果

立地適正化計画を進めることによって期待される効果として以下の3つを想定し、評価指標を設定します。これらは本計画による直接的な目標ではなく、持続可能なまちづくりが進展することによる波及効果として改善が想定される指標であるため、目標値の設定は行わないものの、その数値の推移について定期的に観察していくこととします。

期待される効果	評価指標	現況値 (R3)
人口の集積・店舗の誘導等による経済の活性化	①小売業の売上額	9,346 百万円
自家用車への依存度の抑制による CO 排出量削減	②自動車交通による CO2 排出量 (住民1人当たり)	1.68 トン/年
徒歩による外出機会の増加による健康の増進、介護等の福祉関係費用の抑制	③歳出における民生費の割合	26.0%

### ①小売業の売上額

新しい商業施設の立地や、周辺部の人口密度の維持、それらがまとまって立地することによる利便性の向上等により、経済の活性化が期待されます。

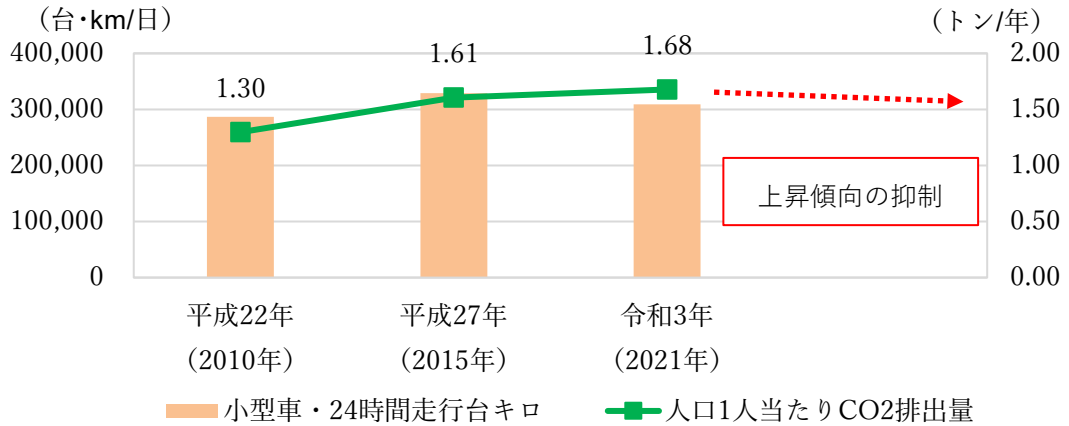


出典：経済センサス活動調査 (国土交通省)



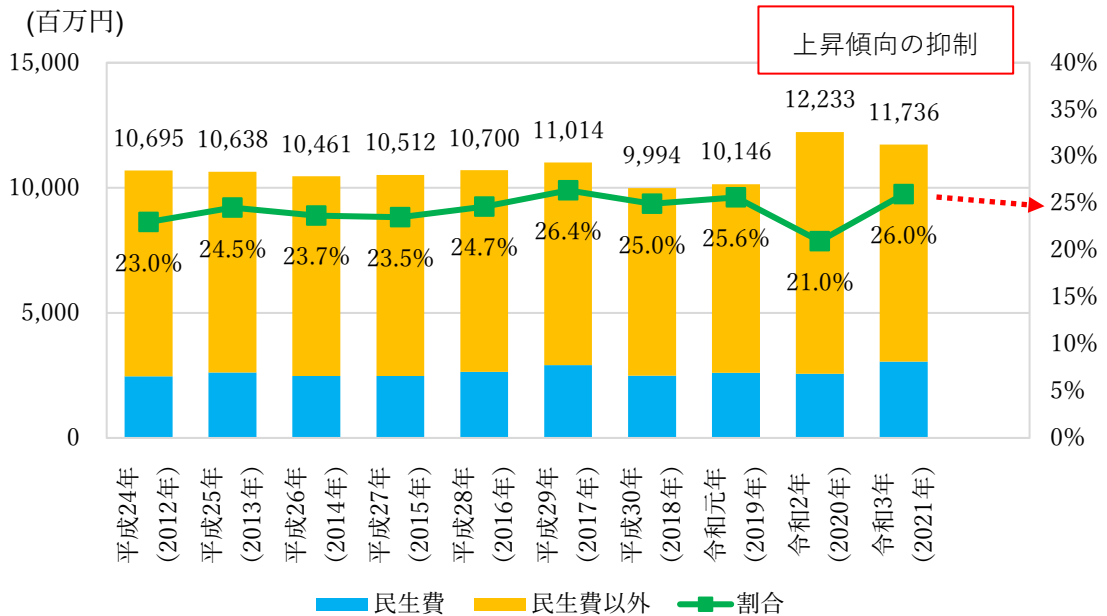
### ②自動車交通によるCO2排出量（住民1人当たり）

コンパクトなまちづくりの進展や、公共交通の利便性向上等により自家用車以外で外出する人が増えると、住民1人当たりの自動車交通によるCO2排出量の抑制が期待されます。



### ③歳出における民生費の割合

市街地の魅力向上による外出機会の増加や、回遊性向上により歩く距離が延びる等により町民の健康が増進し、介護等の福祉関係費用の抑制が期待されます。

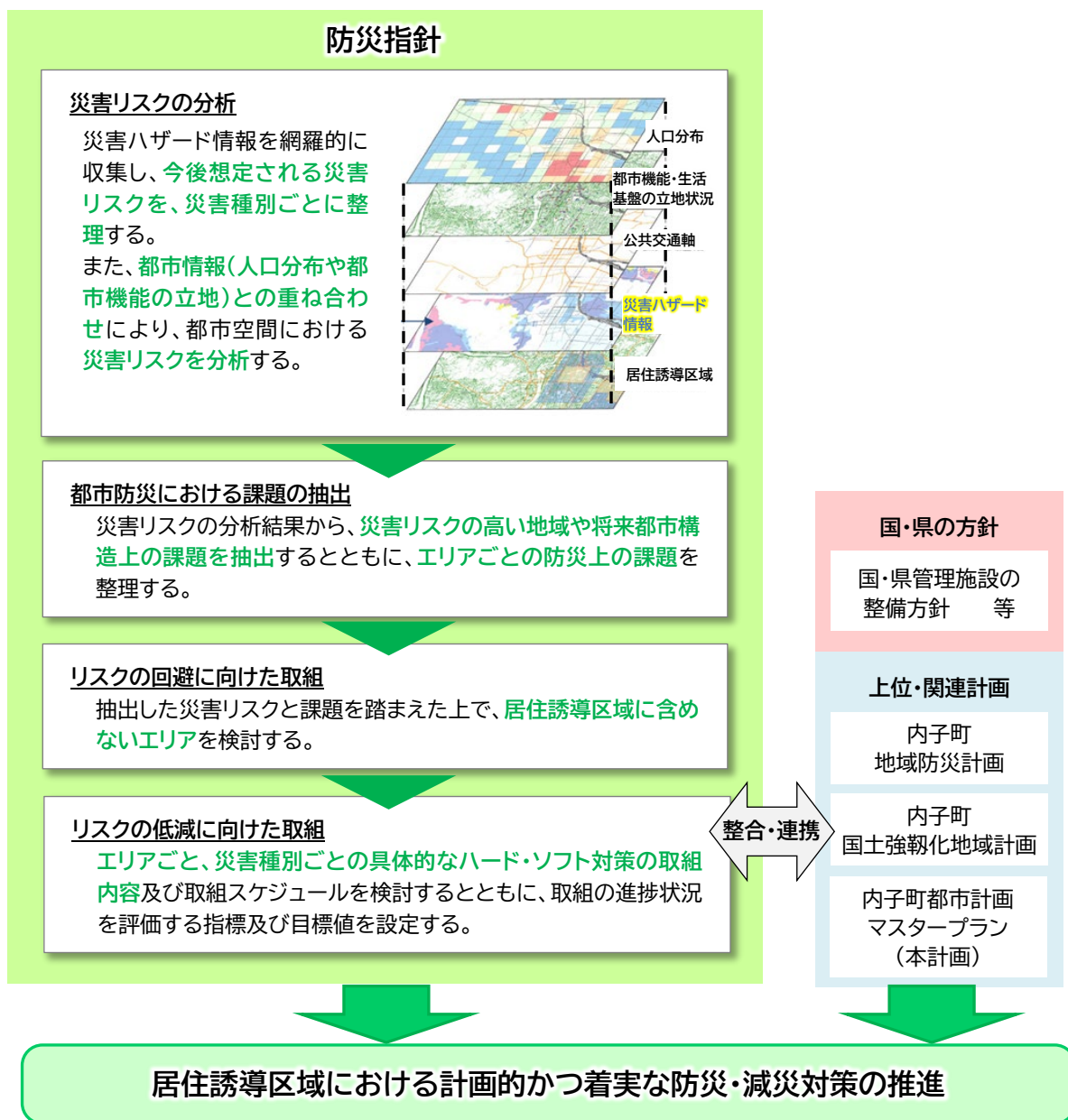




## 7-7 防災指針

近年、自然災害が頻発・激甚化の傾向を見せていることから、まちづくりの計画策定においても防災・減災の観点からの検討を行うことが求められ、都市再生特別措置法第81条の5において、立地適正化計画に「防災指針」を作成することが定められています。

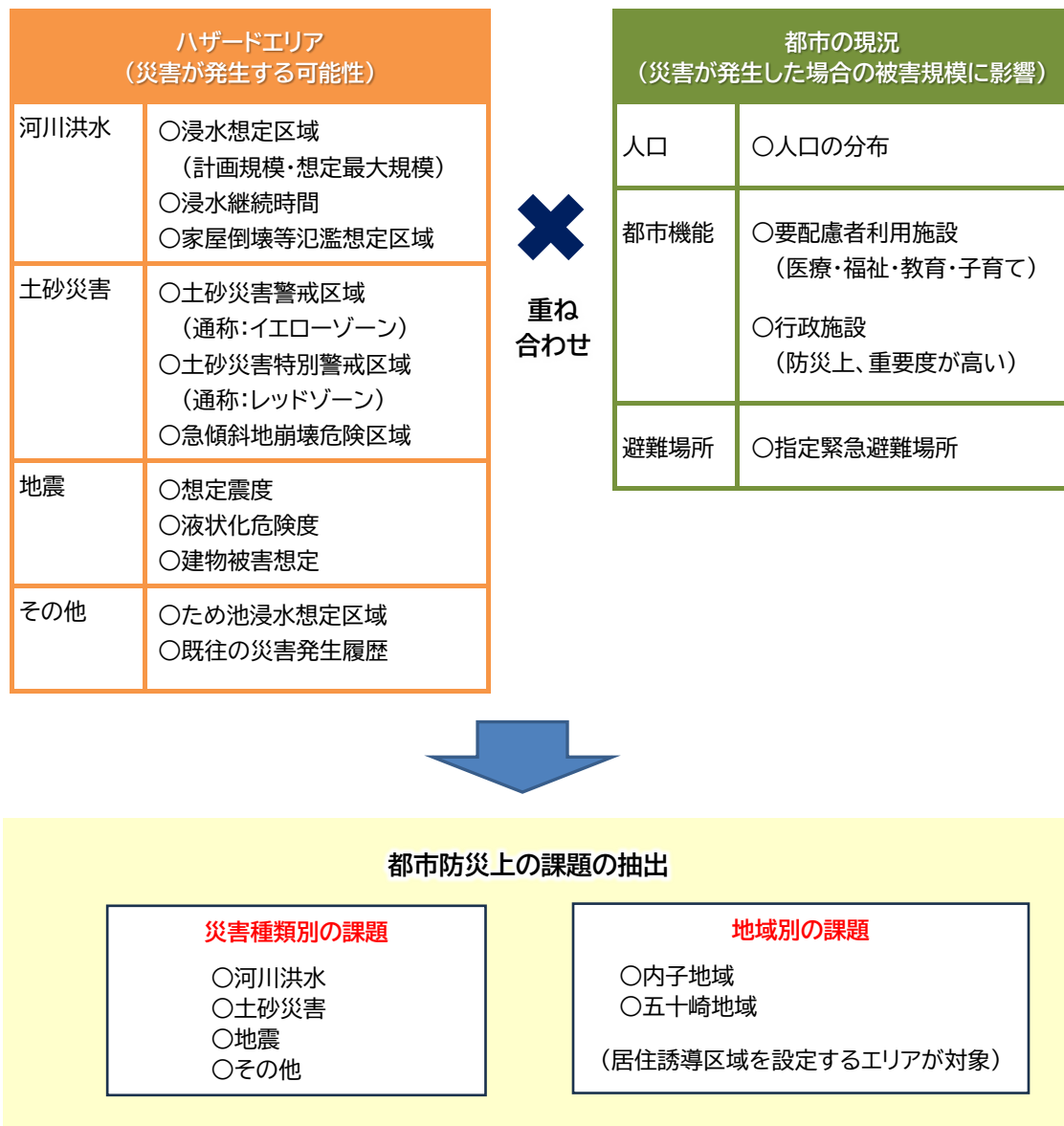
防災指針は、災害リスクの分析・都市防災における課題の抽出を行った上で、リスクの回避（居住誘導区域からの除外等）及びリスクの低減（ハード・ソフト対策）に関する検討を行い、居住誘導区域における防災・減災対策を整理するものです。



## 7-8 災害リスクの分析

### (1) 災害リスクの分析手法

ハザードエリア（災害が発生する可能性）と都市の現況（災害が発生した場合の被害規模に影響）に関する情報の重ね合わせを行い、さまざまなパターンにおける災害リスク分析を行うことによって、現状において災害リスクの高い地域を抽出するとともに、都市防災上の課題を抽出します。



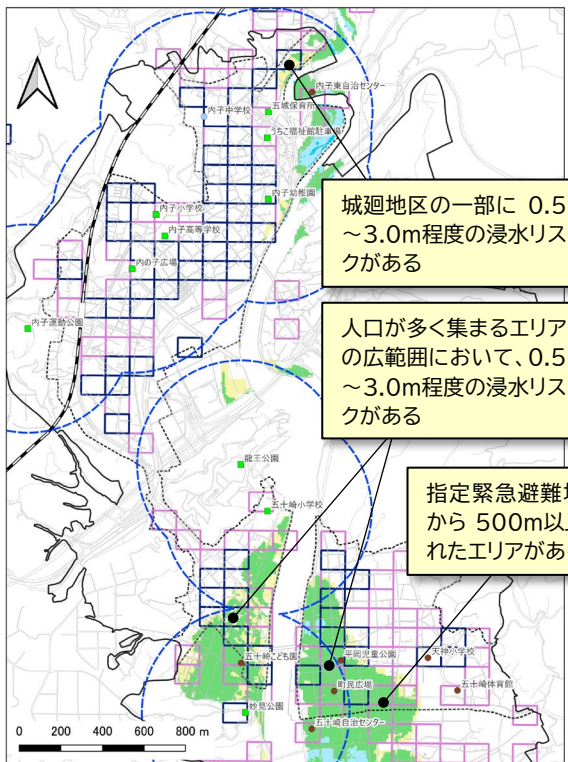


(2) 河川洪水

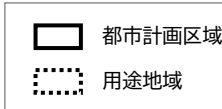
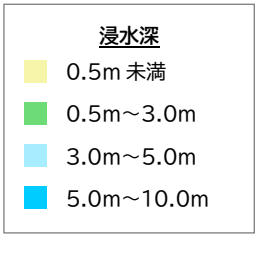
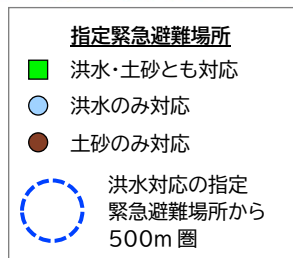
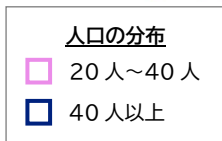
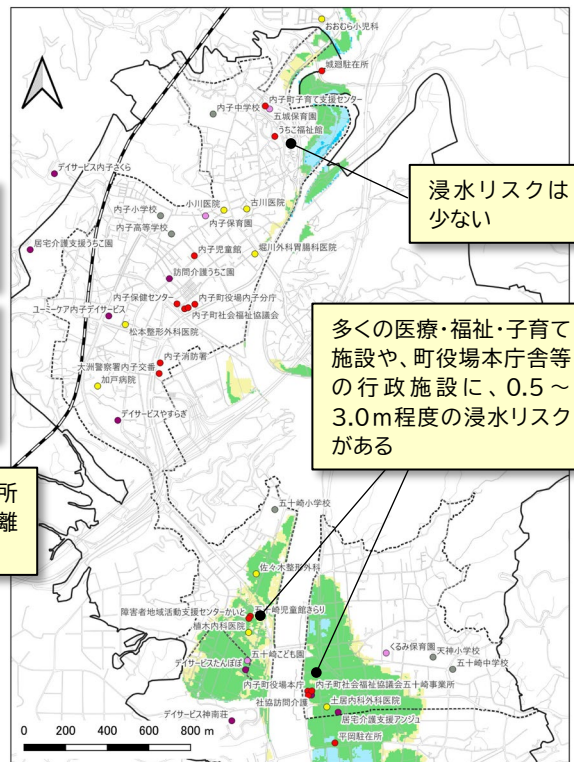
① 浸水想定区域 (計画規模)

浸水想定区域 (計画規模) は、小田川において、50年に1回程度の発生が想定される降雨 (48時間で305mm) によって河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。

《人口分布及び避難場所との重ね合わせ》



《要配慮者利用施設及び行政施設との重ね合わせ》



資料：国土数値情報 (国土交通省)

《主な災害リスク》

【内子地域】

○城廻地区の一部に0.5~3.0m程度の浸水リスクがある

【五十崎地域】

○人口が多く集まるエリアや、多くの医療・福祉・子育て施設、町役場本庁舎等の行政施設に、0.5~3.0m程度の浸水リスクがある

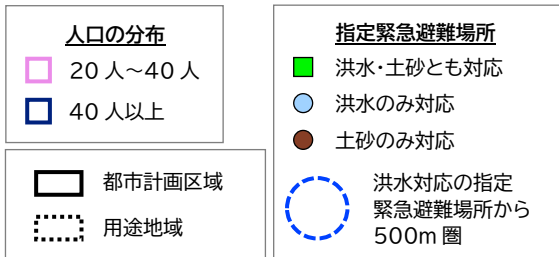
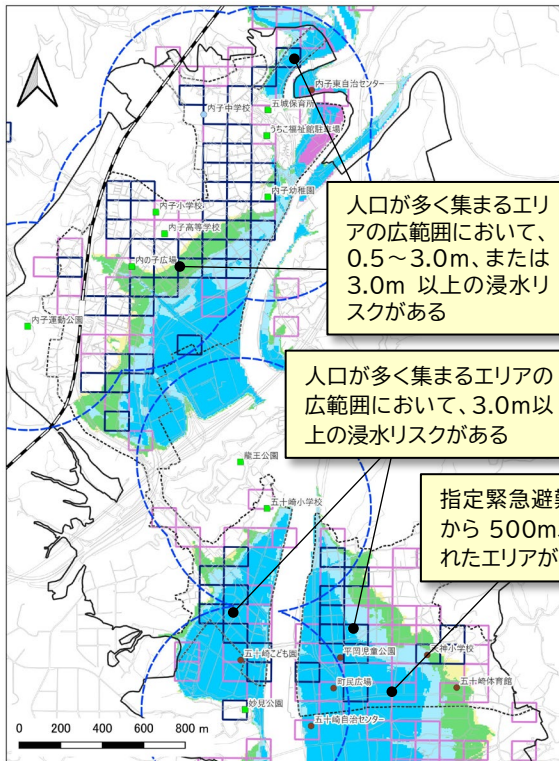
○指定緊急避難場所から500m以上離れたエリアがある



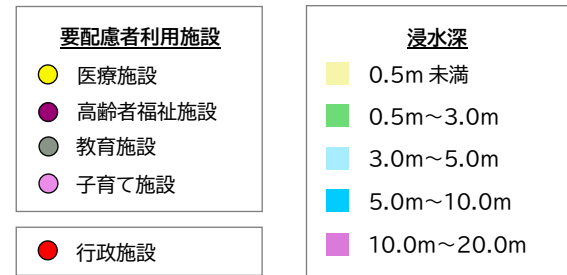
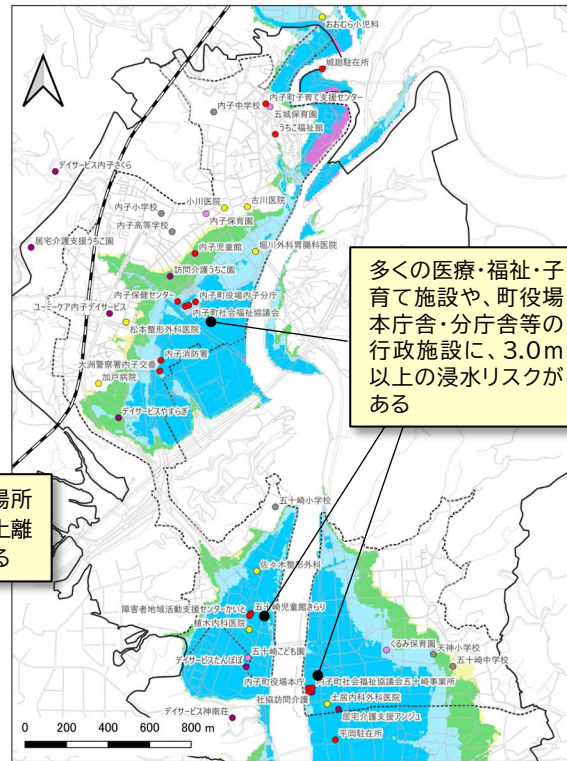
②浸水想定区域（想定最大規模）

浸水想定区域（想定最大規模）は、小田川において、想定しうる最大規模の降雨（48時間）で811mm）によって河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。

《人口分布及び避難場所との重ね合わせ》



《要配慮者利用施設及び行政施設との重ね合わせ》



資料：国土数値情報（国土交通省）

《主な災害リスク》

【内子地域】

- 人口が多く集まるエリアの広範囲において、0.5～3.0m程度の浸水リスクがある
- 多くの医療・福祉・子育て施設や、町役場本庁舎等の行政施設に、3.0m以上の浸水リスクがある

【五十崎地域】

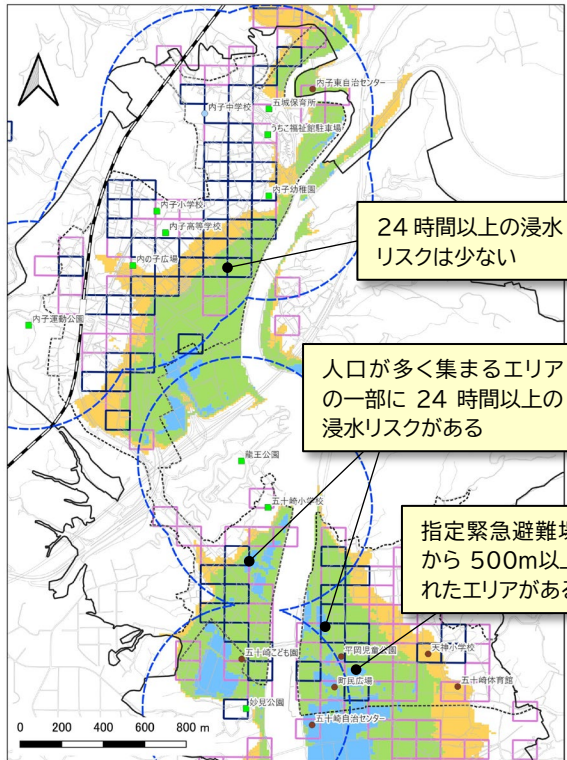
- 人口が多く集まるエリア、多くの医療・福祉・子育て施設、町役場本庁舎等の行政施設に、3.0m以上の浸水リスクがある
- 指定緊急避難場所から500m以上離れたエリアがある



### ③浸水継続時間

浸水継続時間は、想定最大規模の浸水が起きた場合に、浸水深が0.5m以上となつてから、水が引いて0.5m未満になるまでに要する時間です。この時間が数日間にわたる場合、ライフラインの途絶等により、垂直避難（例えば自宅2階への避難）は困難となるため、事前に避難場所等への避難が重要となります。

《人口分布及び避難場所との重ね合わせ》



24時間以上の浸水リスクは少ない

人口が多く集まるエリアの一部に24時間以上の浸水リスクがある

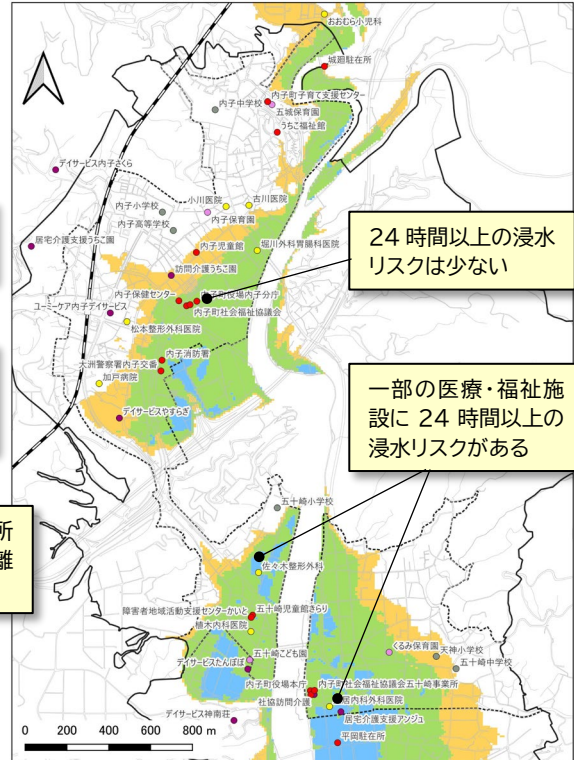
指定緊急避難場所から500m以上離れたエリアがある

**人口の分布**  
 □ 20人～40人  
 □ 40人以上

**指定緊急避難場所**  
 ■ 洪水・土砂とも対応  
 ● 洪水のみ対応  
 ● 土砂のみ対応  
 ○ 洪水対応の指定緊急避難場所から500m圏

▭ 都市計画区域  
 ▭ 用途地域

《要配慮者利用施設及び行政施設との重ね合わせ》



24時間以上の浸水リスクは少ない

一部の医療・福祉施設に24時間以上の浸水リスクがある

**要配慮者利用施設**  
 ● 医療施設  
 ● 高齢者福祉施設  
 ● 教育施設  
 ● 子育て施設  
 ● 行政施設

**浸水継続時間**  
 ■ 12時間未満  
 ■ 12時間～24時間  
 ■ 24時間～72時間

資料：国土数値情報（国土交通省）

#### 《主な災害リスク》

- 【内子地域】
  - 24時間以上の浸水リスクは少ない
- 【五十崎地域】
  - 人口が多く集まるエリアや、一部の医療・福祉施設に24時間以上の浸水リスクがある
  - 指定緊急避難場所から500m以上離れたエリアがある

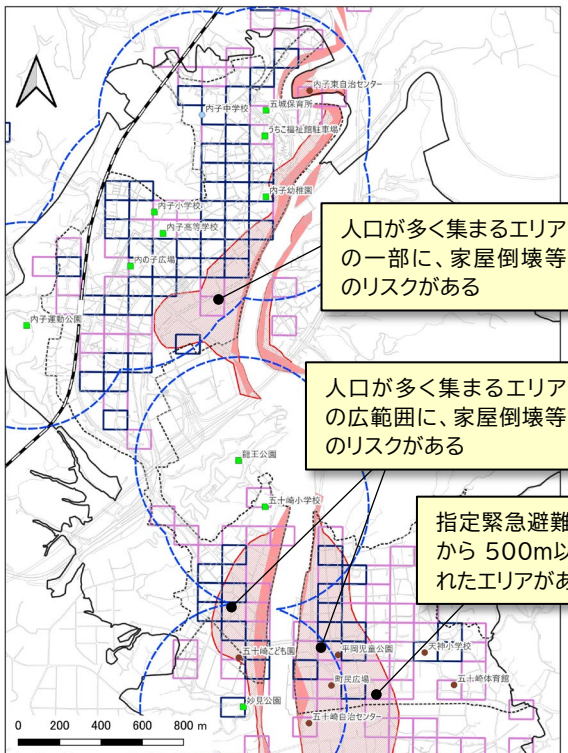


#### ④家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定最大規模の浸水が起きた場合に、家屋の流出・倒壊等のおそれがある区域で、以下の2種類が設定されています。

- 氾濫流・・・氾濫した流水の力によって、木造家屋の流出・倒壊等のおそれがある
- 河岸侵食・・・河川の流れによって河岸が削られ、木造・非木造を問わず流出・倒壊等のおそれがある

《人口分布及び避難場所との重ね合わせ》



人口が多く集まるエリアの一部に、家屋倒壊等のリスクがある

人口が多く集まるエリアの広範囲に、家屋倒壊等のリスクがある

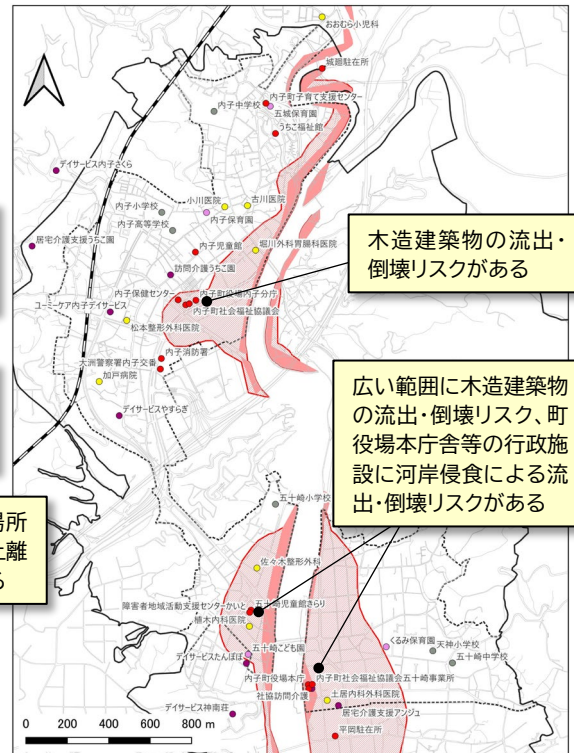
指定緊急避難場所から500m以上離れたエリアがある

人口の分布	
□	20人～40人
□	40人以上

指定緊急避難場所	
■	洪水・土砂とも対応
●	洪水のみ対応
●	土砂のみ対応
○	洪水対応の指定緊急避難場所から500m圏

□	都市計画区域
□	用途地域

《要配慮者利用施設及び行政施設との重ね合わせ》



木造建築物の流出・倒壊リスクがある

広い範囲に木造建築物の流出・倒壊リスク、町役場本庁舎等の行政施設に河岸侵食による流出・倒壊リスクがある

要配慮者利用施設	
●	医療施設
●	高齢者福祉施設
●	教育施設
●	子育て施設
●	行政施設

□	氾濫流
□	河岸侵食

#### 《主な災害リスク》

資料：愛媛県資料

- 【内子地域】
- 人口が多く集まるエリアの一部に、家屋倒壊等のリスクがある
  - 木造建築物の流出・倒壊リスクがある
- 【五十崎地域】
- 人口が多く集まるエリアの広範囲に、家屋倒壊等のリスクがある
  - 木造建築物の流出・倒壊リスク、町役場本庁舎等の行政施設に河岸侵食による流出・倒壊リスクがある
  - 指定緊急避難場所から500m以上離れたエリアがある



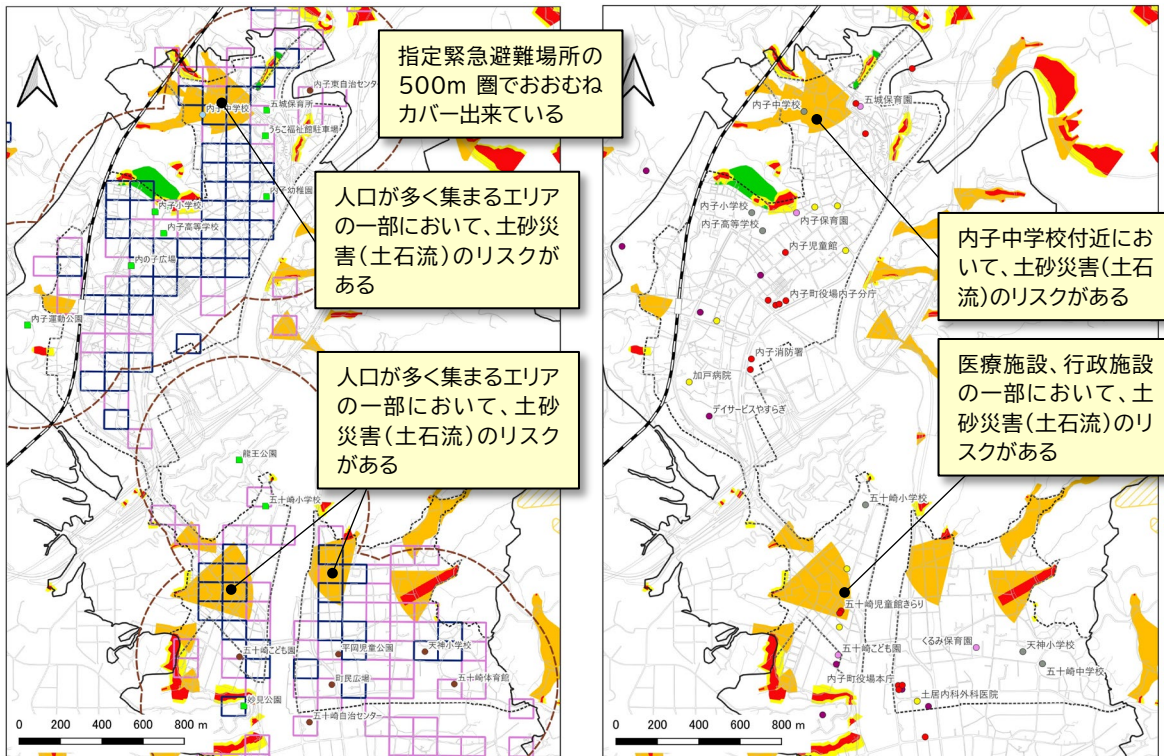
(3) 土砂災害

都市計画区域内には、以下の土砂災害ハザードエリアが設定されています。

- 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・・・「急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり」が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・・・「急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり」が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域
- 急傾斜地崩壊危険区域・・・崩壊するおそれがある急傾斜地で、崩壊すると相当数の居住者などに危害が生ずるおそれがある区域

《人口分布及び避難場所との重ね合わせ》

《要配慮者利用施設及び行政施設との重ね合わせ》



<p><b>人口の分布</b></p> <p>□ 20人～40人</p> <p>□ 40人以上</p>	<p><b>指定緊急避難場所</b></p> <p>■ 洪水・土砂とも対応</p> <p>● 洪水のみ対応</p> <p>● 土砂のみ対応</p> <p>○ 土砂対応の指定緊急避難場所から500m圏</p>	<p><b>要配慮者利用施設</b></p> <p>● 医療施設</p> <p>● 高齢者福祉施設</p> <p>● 教育施設</p> <p>● 子育て施設</p> <p>● 行政施設</p>	<p><b>土砂災害</b></p> <p>■ 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)</p> <p>■ 土砂災害警戒区域(土石流)</p> <p>■ 土砂災害警戒区域(地すべり)</p> <p>■ 土砂災害特別警戒区域</p> <p>■ 急傾斜地崩壊危険区域</p>
---	---	--	--

資料：愛媛県資料

《主な災害リスク》

- 【内子地域】
  - 人口が多く集まるエリアの一部や、内子中学校付近において、土砂災害（土石流）のリスクがある
- 【五十崎地域】
  - 人口が多く集まるエリアや、医療施設、行政施設の一部において、土砂災害（土石流）のリスクがある

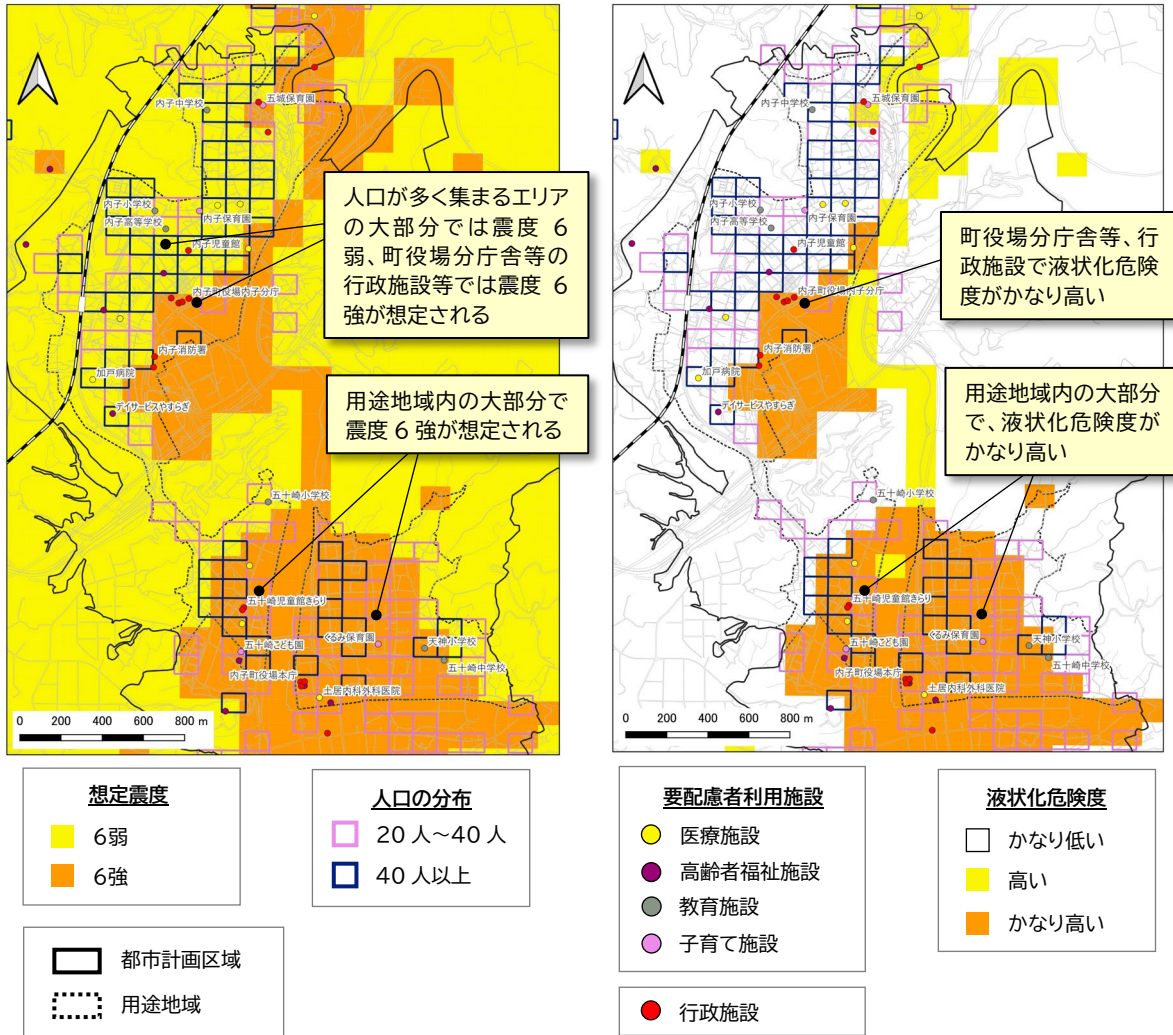


(4) 地震

①想定震度、液状化危険度

発生が想定される地震のうち、町への影響が最も大きい「南海トラフ巨大地震」が発生した場合の震度分布及び液状化危険度を以下に示します。

《人口分布、要配慮者利用施設及び行政施設との重ね合わせ》



資料「愛媛県地震被害想定調査（平成25年度）」より編集

《主な災害リスク》

【内子地域】

○人口が多く集まるエリアの大部分では震度6弱、町役場分庁舎等の行政施設等では震度6強が想定される

【五十崎地域】

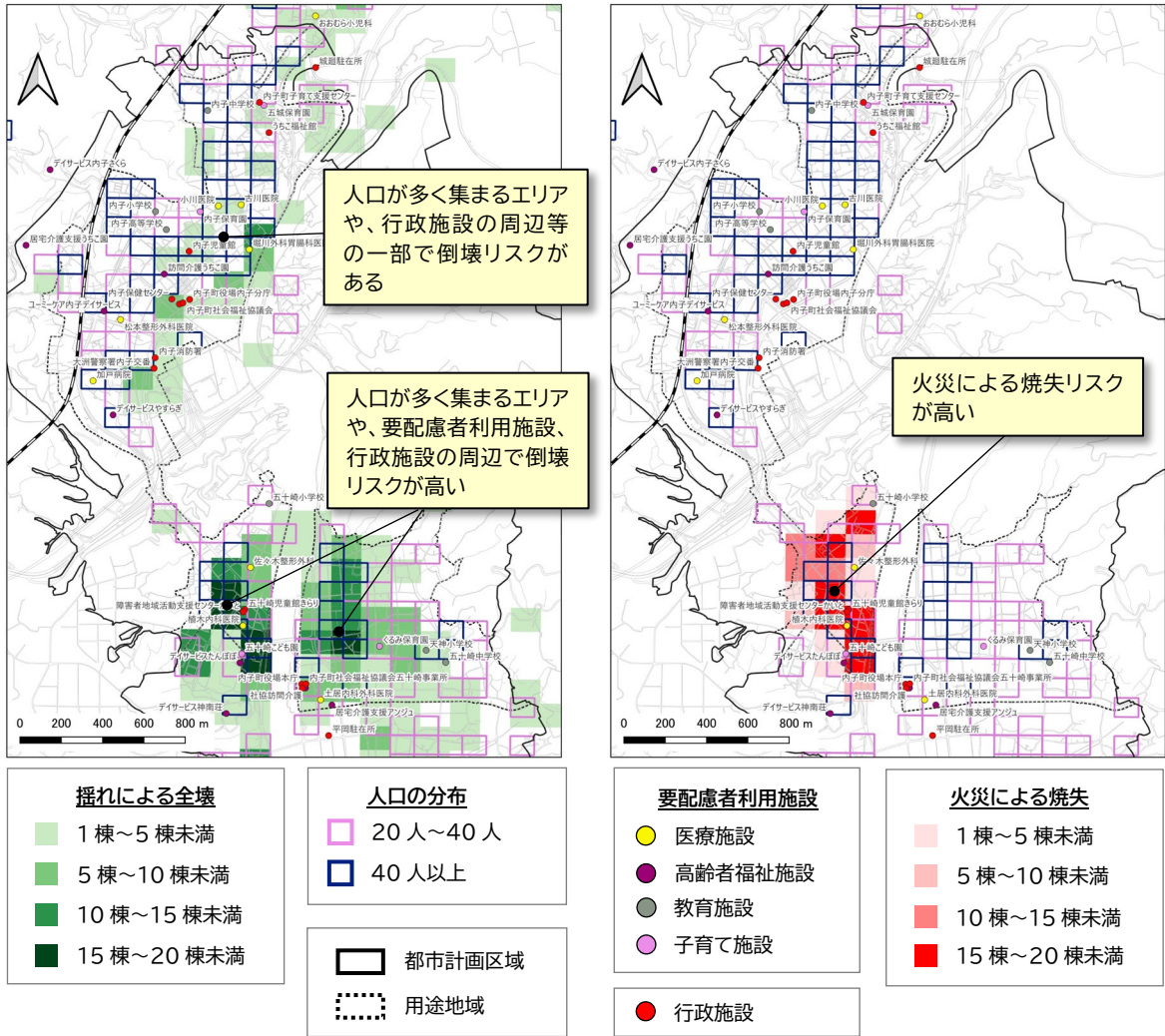
○用途地域内の大部分で震度6強が想定され、液状化危険度がかなり高い



②建物被害想定

最も被害が大きいと想定される「冬、18時、強風」の条件下で「南海トラフ巨大地震」が発生した場合の被害想定を、以下に示します。

《人口分布、要配慮者利用施設及び行政施設との重ね合わせ》



資料「愛媛県地震被害想定調査（平成25年度）」より編集

《主な災害リスク》

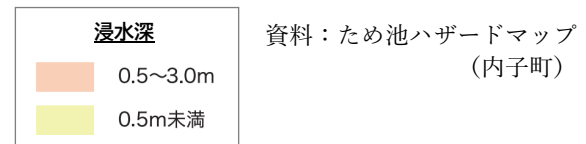
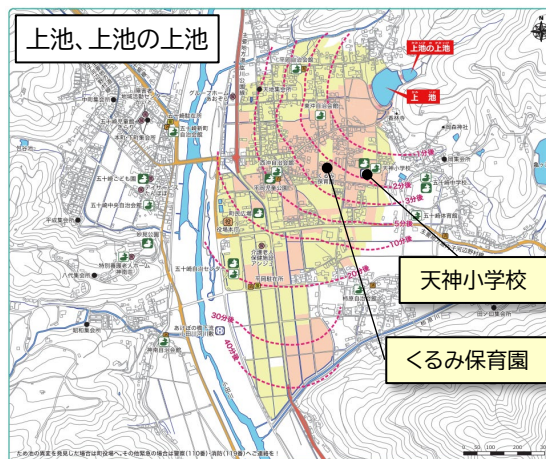
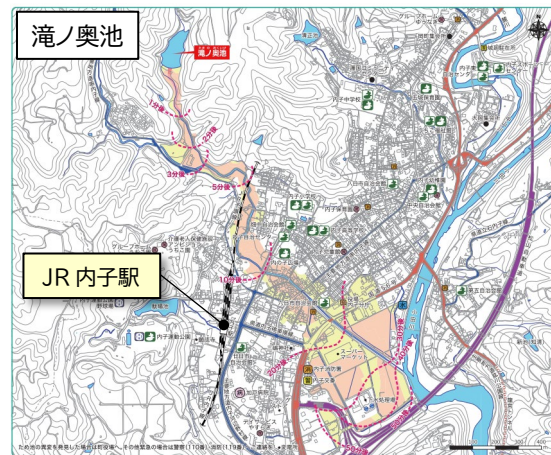
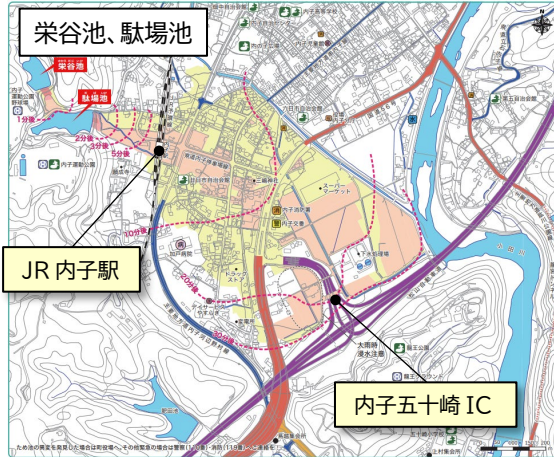
- 【内子地域】
  - 人口が多く集まるエリアや、行政施設の周辺等の一部で揺れによる倒壊リスクがある
- 【五十崎地域】
  - 人口が多く集まるエリアや、要配慮者利用施設、行政施設の周辺で揺れによる倒壊リスクが高く、小田川西側では火災による焼失リスクが高い



(5) その他の災害リスク

①ため池浸水想定区域

内子町内の「防災重点ため池」について、地震や大雨により決壊した場合に、浸水が想定される区域を以下に示します。



《主な災害リスク》

【内子地域】

○JR 内子駅から内子五十崎 IC にかけての広範囲や、内子中学校付近等で 0.5m~3.0mの浸水リスクがある

【五十崎地域】

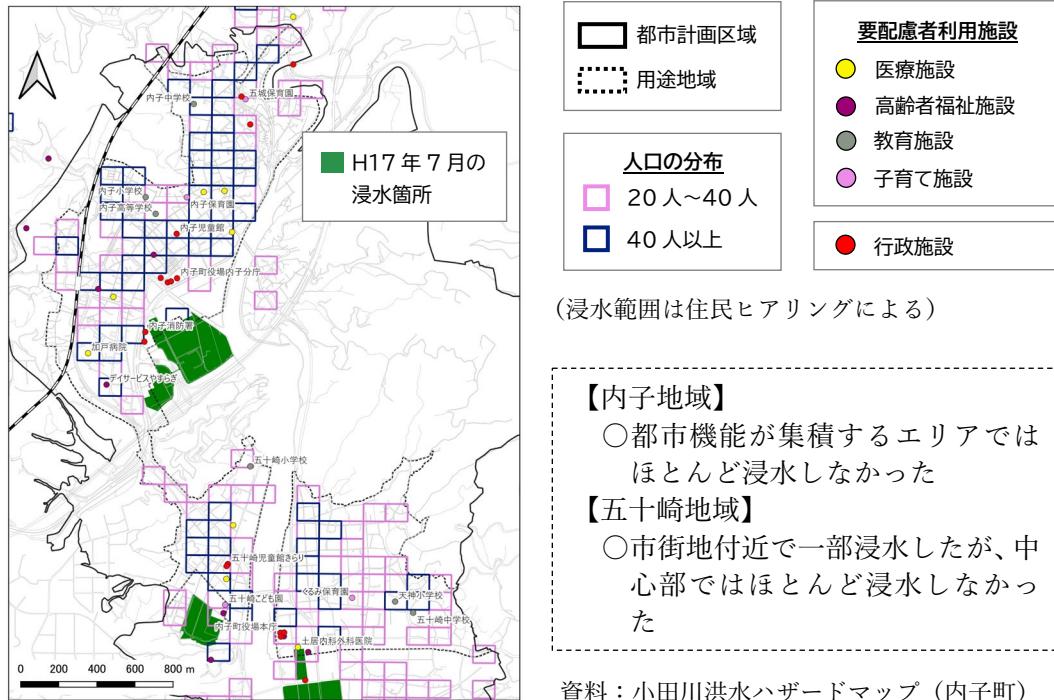
○天神小学校、くるみ保育園の付近等で 0.5m~3.0mの浸水リスクがある



② 既往の災害発生履歴

平成 17 (2005) 年 7 月の豪雨時に、河川の氾濫によって浸水した箇所を以下に示します。

《人口分布、要配慮者利用施設及び行政施設との重ね合わせ》



【参考】その他の主な災害履歴 (平成 10 (1998) 年以降)

年	年月日	原因	人的被害 (県下全域)	建物被害 (県下全域)
平成 10 (1998)年	10月17日~18日	台風 10号	死者 2人、重傷 1人、軽傷 1人	全壊 5棟、半壊 2棟、一部破損 16棟、床上浸水 163棟、床下浸水 2,227棟 等
平成 11 (1999)年	6月24日~7月3日	梅雨前線	—	一部破損 1棟、床上浸水 6棟、床下浸水 43棟 等
	7月26日~29日	台風 5号	—	床下浸水 19棟 等
	8月1日~3日	台風 7号	—	床上浸水 1棟、床下浸水 6棟 等
	9月14日~15日	台風 16号	軽傷 1人	半壊 2棟、一部破損 15棟、床上浸水 100棟、床下浸水 917棟 等
平成 12 (2000)年	9月23日~24日	台風 18号	重傷 2人、軽傷 7人	床上浸水 2棟、床下浸水 7棟 等
	10月6日	鳥取県西部地震	県内での被害は特になし	
平成 13 (2001)年	3月24日	芸予地震	死者 1人、重傷 7人、軽傷 68人	全壊 2棟、半壊 40棟、一部破損 11,196棟 等
	6月18日~7月1日	梅雨前線	死者 1人、軽傷 8人	全壊 1棟、半壊 3棟、一部破損 2棟、床上浸水 125棟、床下浸水 795棟 等
平成 30 (2018)年	7月5日~7日	梅雨前線	死者 27人、負傷者 29人 等	全壊 632棟、半壊 3,212棟、一部損壊 92棟、床上浸水 360棟、床下浸水 2,692棟 等

資料：内子町地域防災計画



### 7-9 都市防災における課題の抽出

これまでに分析した都市防災上の課題を、図上に整理します。

#### ■内子地域

##### 土砂災害

- ・人口集約エリアの一部に急傾斜地崩壊や土石流のリスク
- ・内子中学校付近において、土石流のリスク

##### 河川洪水

- ・城廻地区の一部で 3.0m 以上の浸水リスク

##### 河川洪水

- ・人口集約エリアの広範囲で 0.5~3.0m の浸水リスクや、家屋倒壊等のリスク
- ・要配慮者利用施設や町役場分庁舎等の行政施設に 3.0m以上の浸水リスク

##### 地震

- ・町役場分庁舎等の行政施設で震度6強が想定され、液状化危険度が高い
- ・人口が多く集まるエリアや、行政施設の周辺等の一部で揺れによる倒壊リスク

##### その他

- ・ため池決壊による浸水リスクがある

#### ■五十崎地域

##### 土砂災害

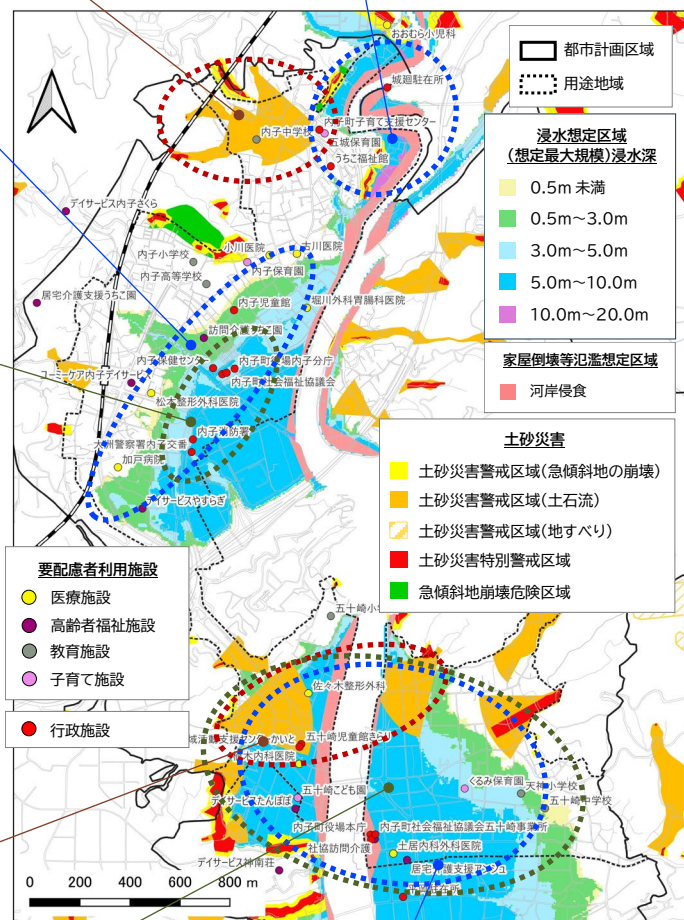
- ・人口集約エリアの一部に土石流のリスク
- ・医療施設、行政施設の一部に土石流のリスク

##### 地震

- ・大部分の要配慮者利用施設や町役場本庁舎等の行政施設で震度6強が想定され、液状化危険度が高い
- ・建物の倒壊リスクが高い
- ・小田川西側で火災による焼失リスクが高い

##### その他

- ・ため池決壊による浸水リスクがある



(浸水想定区域は、被害規模の大きい「想定最大規模」を図示)



## 7-10 リスクの回避に向けた取組

### (1) 居住誘導区域からの除外方針

国の「都市計画運用指針」を踏まえ、居住誘導区域から除外する区域を検討します。

#### ① 居住誘導区域に含めない区域

種別	根拠法令
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法 第3条
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	土砂災害防止法 第9条

⇒国の指針に従い、**居住誘導区域から除外**します。

#### ② 災害リスクや防災・減災の取組等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合には居住誘導区域に含めない区域

種別	根拠法令
浸水想定区域	土砂災害防止法 第9条
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害防止法 第7条
その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	—

⇒特に災害リスクが高いと考えられる以下の区域を**居住誘導区域から除外**します。

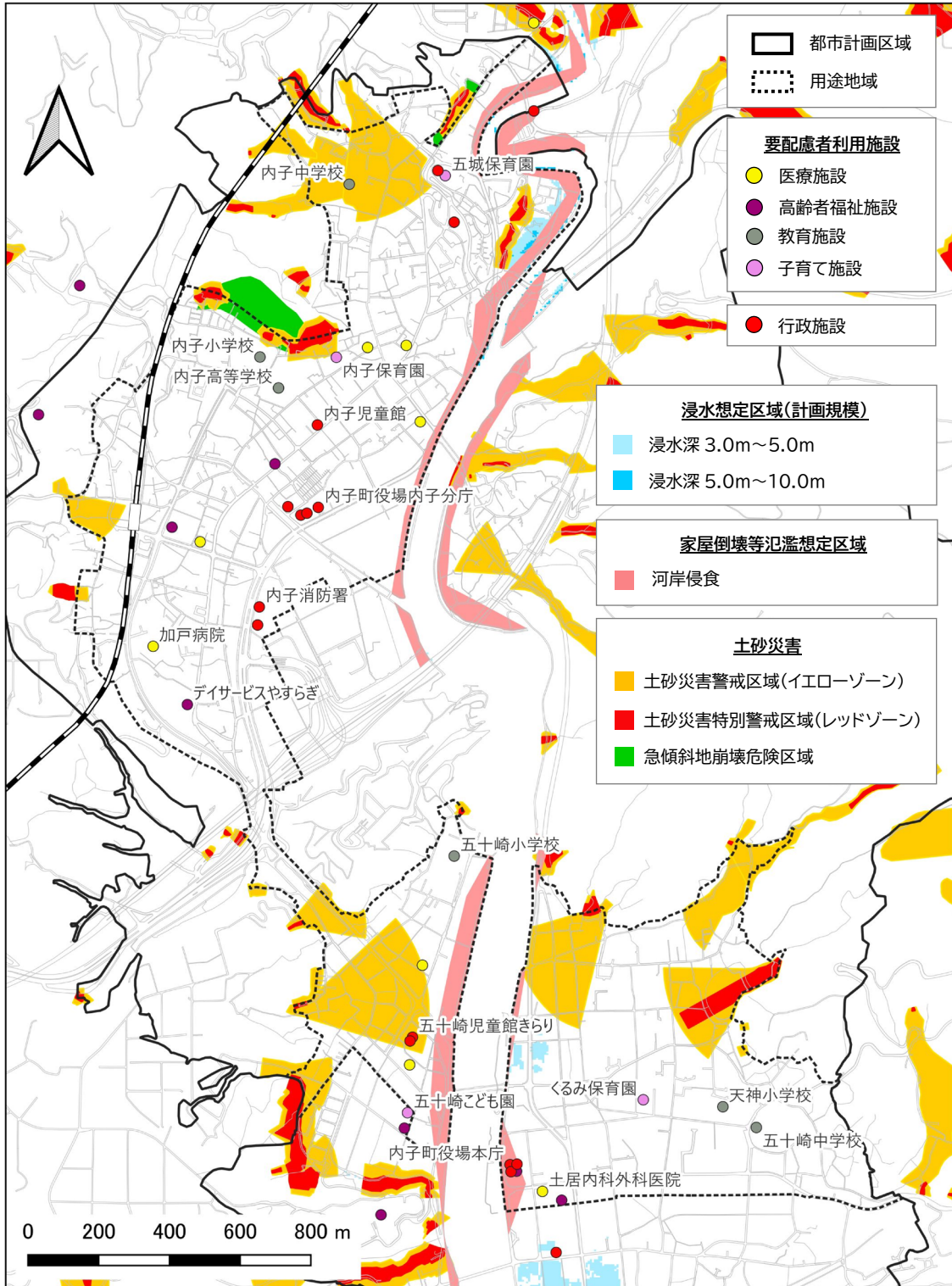
- 50年に1回程度の比較的高頻度での発生が予測される**浸水想定区域(計画規模)**のうち、2階まで浸水し、垂直避難が困難となるおそれのある**浸水深3.0m以上の区域**
- 突発的な災害発生が想定され、事前避難が難しい**土砂災害警戒区域(イエローゾーン)**
- 家屋倒壊等氾濫想定区域**のうち、木造・非木造を問わず地盤ごと被災するリスクがある「**河岸侵食**」の区域

ハザードエリア内には、すでに市街地が形成され、人口の集積、行政施設、生活利便施設、歴史・観光資源等のさまざまな面から、将来にわたり内子町の中心となるエリアが多く含まれます。

そのため、居住誘導区域から除外しなかった区域についても、防災・減災機能を高める施策を重点的に実施し、安全性の確保・向上に努めることとします。



前ページにて、居住誘導区域から除外することとしたハザードエリアを下図に示します。





### 7-11 リスクの低減に向けた取組

都市防災上の課題を踏まえ、国・県が管理する施設（河川等）の整備方針や、上位・関連計画である「内子町地域防災計画」、「内子町国土強靱化地域計画」等との整合・連携を図りながら、リスクの低減に向けた取組みを推進します。

※点線の矢印は、継続的な取組を示す

課題	取組方針・取組内容	短期	中期	長期	事業主体
		5年	10年	15年	
<b>①河川洪水（計画規模）</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>人口集約エリアに0.5～3.0mの浸水リスク</li> <li>要配慮者利用施設や町役場分庁舎等の行政施設に0.5～3.0mの浸水リスク</li> </ul>	<b>ハード</b> 河川洪水のリスクを軽減するため、国や県と連携し、護岸整備・浚渫等の河川改修や、堤防の整備等を推進する				国・県・内子町
	⇒河川の整備 ⇒堤防の整備	→			
<b>②河川洪水(想定最大規模)</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>人口集約エリアの広範囲に3.0m以上の浸水リスク</li> </ul>	<b>ソフト</b> 町HPや広報誌、各種ハザードマップ等により、災害リスクに関する情報の周知を行い、早期避難の促進や防災意識の向上を図る				内子町
	⇒災害ハザードマップの更新	→			
<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設や町役場等の行政施設に3.0m以上の浸水リスク</li> </ul>	<b>ソフト</b> 適切な避難行動や業務継続のため、避難計画や業務継続計画(BCP)等の作成を推進する				内子町
	⇒要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進 ⇒避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進 ⇒業務継続計画(BCP)の作成・更新	→			
<ul style="list-style-type: none"> <li>一部エリアで洪水対応の指定緊急避難場所まで500m以上の距離がある</li> </ul>	<b>ハード</b> 避難場所の新規指定や民間施設等の活用を検討し、安全な避難場所を確保する				内子町
	⇒避難所の指定・拡充 ⇒自治会館等の建替え	→			
<b>③家屋倒壊等氾濫想定区域</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>人口集約エリアや要配慮者利用施設、町役場等の行政施設に家屋倒壊等のリスク</li> </ul>	<b>ソフト</b> 適切な避難行動や業務継続のため、避難計画や業務継続計画(BCP)等の作成を推進する				内子町
	⇒要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進 ⇒避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進 ⇒業務継続計画(BCP)の作成・更新	→			



※点線の矢印は、継続的な取組を示す

課題	取組方針・取組内容	短期	中期	長期	事業主体
		5年	10年	15年	
<b>④土砂災害</b>					
・人口集約エリアの一部に急傾斜地の崩壊や土石流のリスク	<b>ハード</b>	土砂災害発生リスクを軽減するため、国や県と連携し、法対策や砂防堰堤等の整備を推進する			国・県・内子町
		⇒砂防関係事業 ⇒町単独がけ崩れ防災事業 ⇒治山事業			
	<b>ソフト</b>	より安全な居住を確保するため、ハザードエリアからエリア外への移転を促進する（土砂災害防止法第26条に基づく「移転等の勧告」の活用）			内子町
		⇒がけ地近接等危険住宅移転事業の活用促進			
・要配慮者利用施設の一部に土石流のリスク	<b>ソフト</b>	適切な避難行動や業務継続のため、避難計画やBCP等の作成を推進する			内子町
		⇒要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進 ⇒避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進			
<b>⑤地震</b>					
・内子地域の行政施設や五十崎地域の大部分で液状化危険度が高く、建物倒壊のリスク	<b>ハード</b>	建物の倒壊を防止するため、耐震診断や耐震改修等を推進し、耐震性能の強化を図る			内子町
		⇒木造住宅耐震診断・耐震改修事業 ⇒公共建築物耐震改修事業 ⇒町営住宅の建替・長寿命化			
・五十崎地域の小田川西側で火災焼失リスク	<b>ハード</b>	災害発生時の避難路の確保や、火災延焼防止、緊急車両等の通行確保を図るため、避難場所周辺の狭隘道路の拡幅整備や、障害物となり得る老朽建築物やブロック塀・電柱等への対策を推進する			内子町
		⇒町道の拡幅整備 ⇒無電柱化の推進 ⇒老朽危険空き家除却事業 ⇒ブロック塀等安全対策事業			
<b>⑥その他</b>					
・ため池の決壊による浸水リスク	<b>ハード</b>	防災重点ため池の損壊を防止するための補強、老朽化対策を推進する			内子町
		⇒防災重点ため池の耐震補強・老朽化対策			



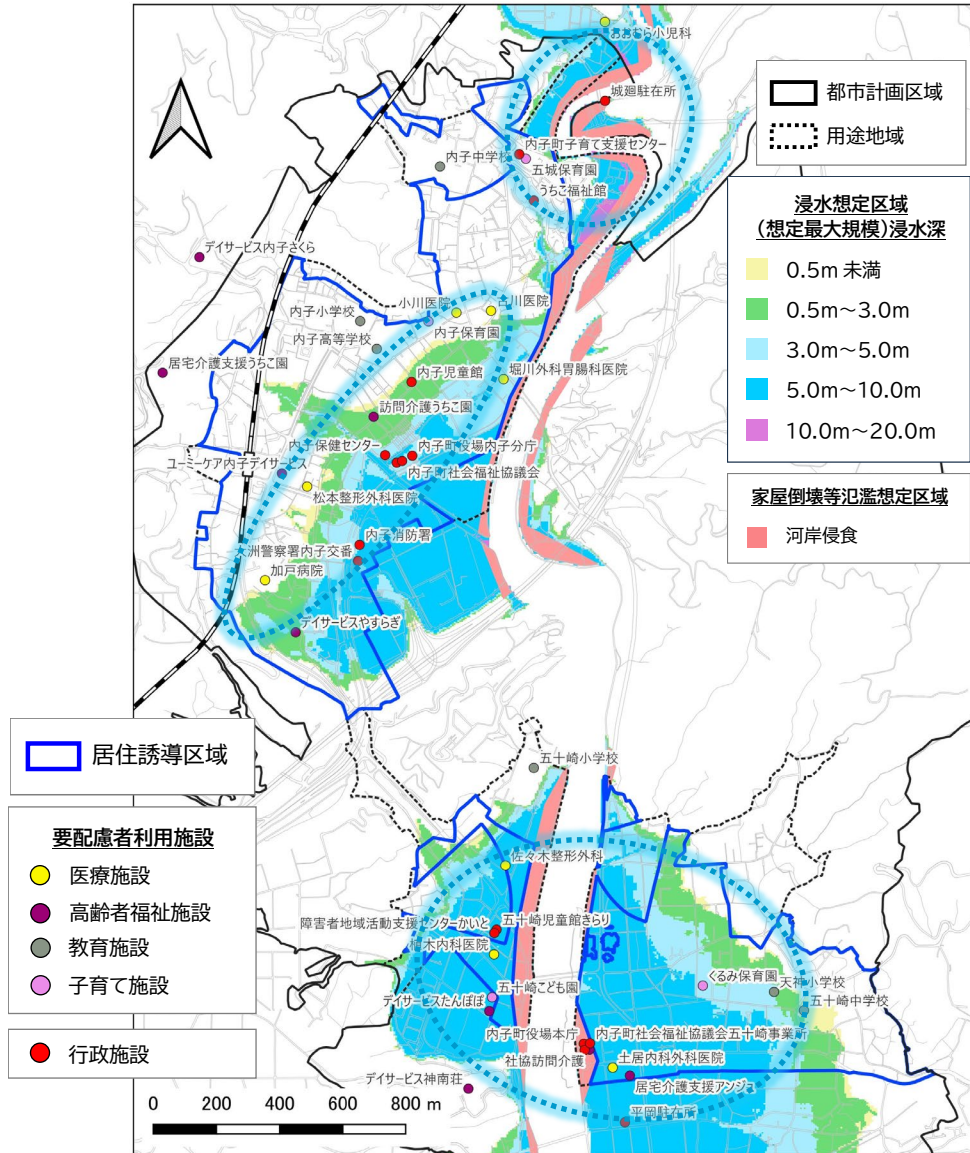
※点線の矢印は、継続的な取組を示す

課題	取組方針・取組内容	短期	中期	長期	事業 主体
		5年	10年	15年	
<b>⑦災害全般</b>					
・町民の防災意識の向上、地域防災力の強化	ソフト 町 HP や広報誌、各種ハザードマップ等により、災害リスクに関する情報の周知を行い、早期避難の促進や防災意識の向上を図る ⇒災害ハザードマップの更新	→	→	→	内子町
	ソフト 防災訓練、防災講座等を通じて、町民の防災意識向上を図るとともに、災害時の自助・共助の取組を促進する ⇒総合防災訓練の実施 ⇒防災講座等の開催	→	→	→	
	ソフト 自主防災組織の結成や活動を支援し、地域防災力の強化を図る ⇒自主防災組織結成支援事業 ⇒自主防災組織活性化支援事業 ⇒地区防災計画の作成促進	→	→	→	
・情報伝達方法の多様化	ソフト 緊急時、情報を確実に町民へ伝えるため、戸別受信機整備、メール配信システム、緊急速報メールなど伝達手段の多様化を進める ⇒防災行政無線戸別受信機整備事業 ⇒町内放送のメール配信 ⇒防災速報アプリの提供	→	→	→	内子町
・備蓄品や資機材の確保	ソフト 長期の避難生活に備えるため、指定緊急避難場所等における防災用備蓄品及び資機材の整備・充実を図るとともに、民間との協定締結を推進する ⇒備蓄品物資の購入 ⇒動力ポンプ・積載車等の購入 ⇒事業者との協定締結	→	→	→	内子町



■河川洪水

浸水深 3.0m以上（計画規模）、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）を居住誘導区域から除外しているものの、3.0m未満の浸水リスクや、想定最大規模の降雨の場合の浸水リスク等が残るため、以下の取り組みによってリスク低減を図ります。



(浸水想定区域は、被害規模の大きい「想定最大規模」を図示)

河川洪水(計画規模)

【ハード対策】

・国や県と連携し、護岸整備・浚渫といった河川改修や、堤防の整備等を推進

家屋倒壊等氾濫想定区域

【ソフト対策】

・避難計画や BCP 等の作成を推進

河川洪水(想定最大規模)

【ソフト対策】

・災害リスクに関する情報の周知、早期避難の促進や防災意識の向上

・避難計画や BCP 等の作成を推進

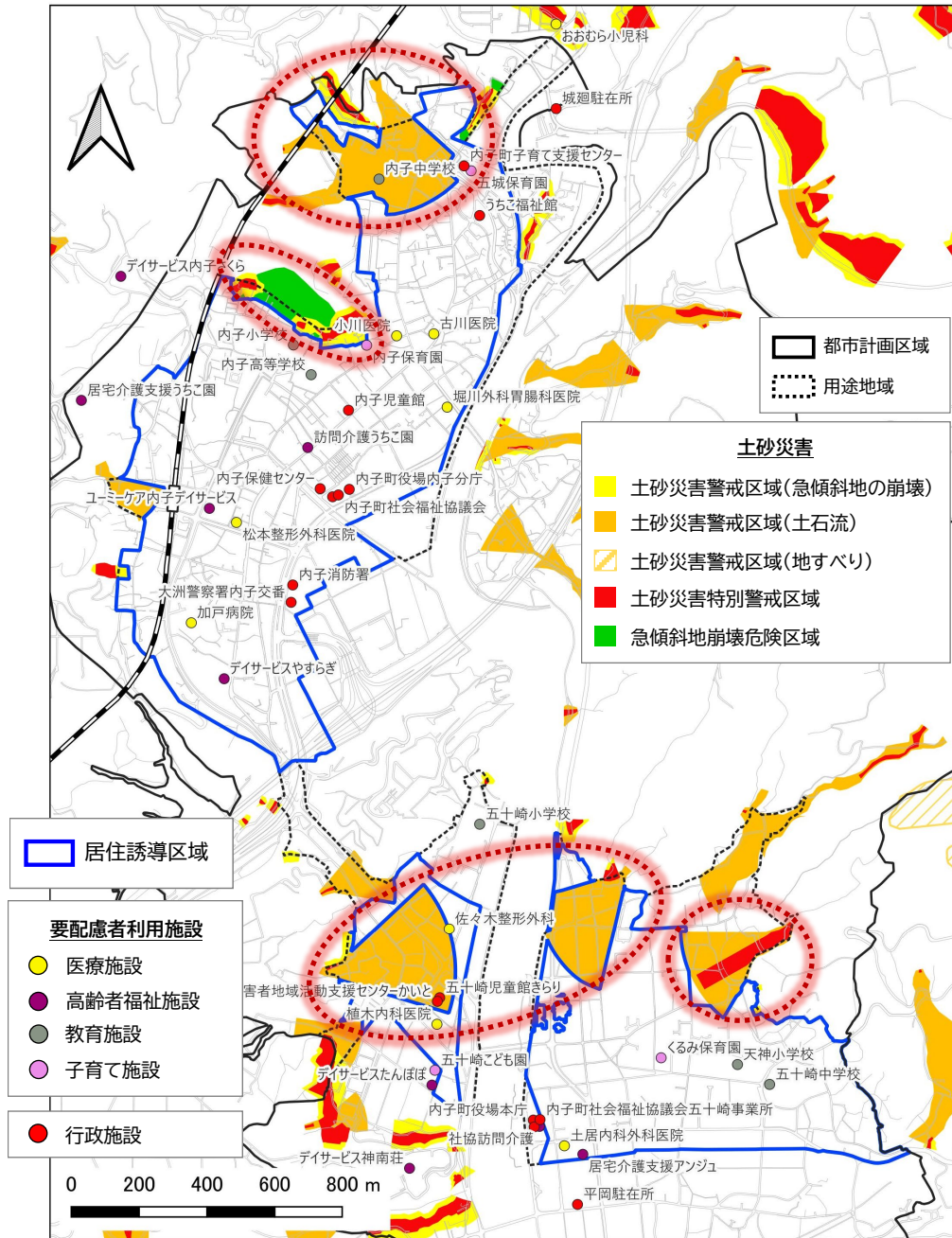
【ハード対策】

・新規指定や民間施設等の活用による避難場所の確保



■土砂災害

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域については居住誘導区域から除外しているものの、居住誘導区域に近接して土砂災害リスクが残るため、以下の取り組みによってリスク低減を図ります。



土砂災害

【ハード対策】

- ・国や県と連携し、法面对策や砂防堰堤等の整備を推進

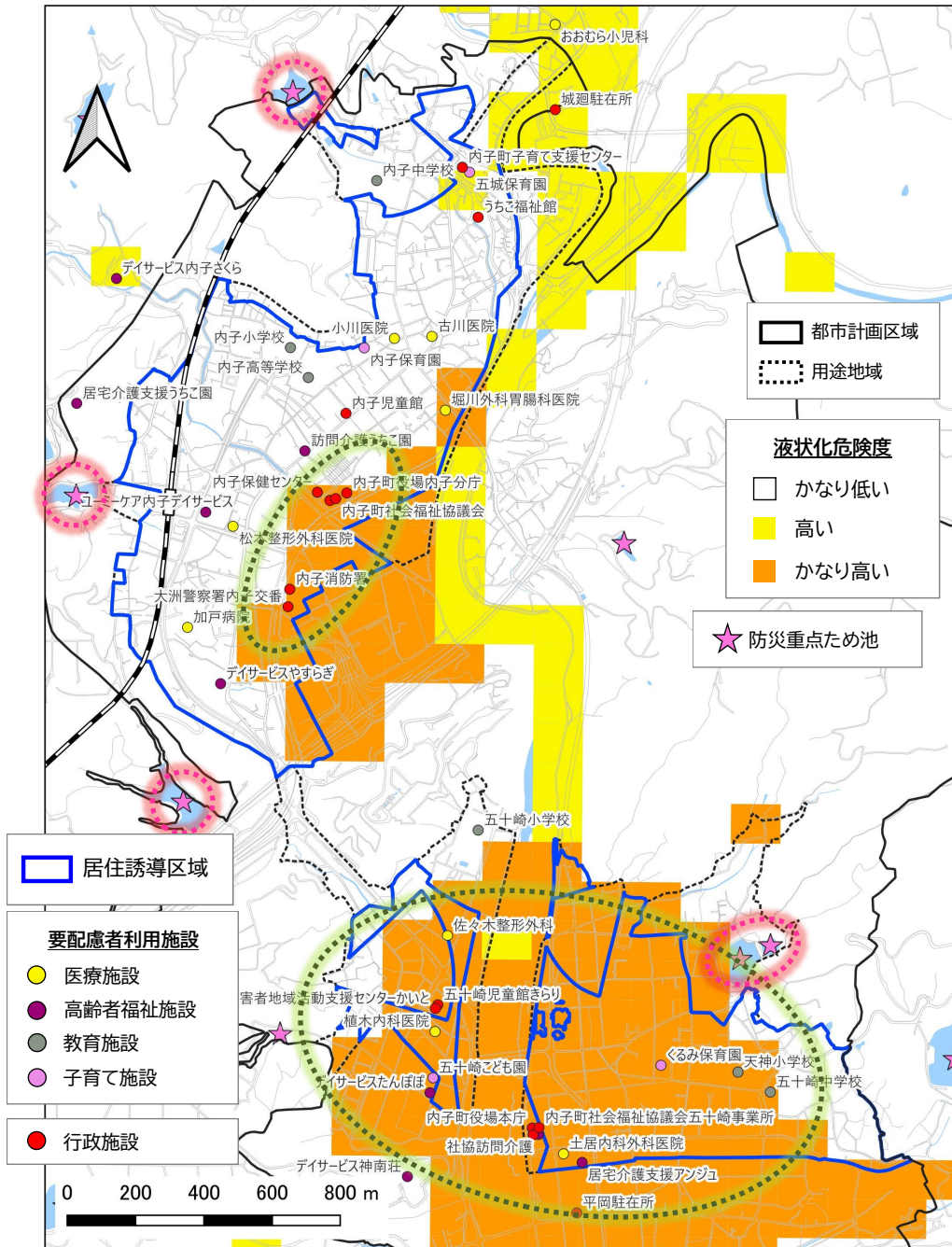
【ソフト対策】

- ・ハザードエリアからエリア外への移転を促進
- ・避難計画やBCP等の作成を推進



■地震・その他

液状化危険度の高い区域に行政施設や要配慮者利用施設が多く立地し、また防災重点ため池が複数箇所存在するため、以下の取り組みによってリスク低減を図ります。



地震

【ハード対策】

- ・建物の耐震診断や耐震改修等を推進し、耐震性能を強化
- ・狹隘道路の拡幅整備や、障害物となり得る老朽建築物やブロック塀・電柱等への対策を推進

ため池の決壊による浸水

【ハード対策】

- ・防災重点ため池の補強、老朽化対策を推進



## ■災害全般

災害全般に対しては、以下のソフト対策により防災力の強化を図ります。

### 災害全般

#### 【ソフト対策】

- ・災害リスクに関する情報を周知し、早期避難の促進や防災意識の向上
- ・防災訓練、防災講座等を通じて、災害時の自助・共助の取組を促進
- ・自主防災組織の結成や活動を支援し、地域防災力を強化
- ・戸別受信機整備やメール配信システム等、情報伝達手段を多様化
- ・備蓄品や資機材の整備・充実、民間との協定締結の推進

## 7-12 防災指針の目標値

防災指針の推進に関する評価指標及び目標値を以下のように設定します。

なお、中間値は「第3期内子町総合計画」及び「内子町国土強靱化地域計画（改訂6版）」と整合を図っており、将来的にこれらの計画が改定された場合には、その時点で改めて整合を図るものとします。

評価指標	単位	参考値	中間値 (R11)	目標値 (R27)
木造住宅耐震改修事業 (単年度)	戸	1 (R5 実績)	3	3 以上
空き店舗等改修支援件数 (累計)	件	0 (R5 実績)	5	5 以上
本町商店街の無電柱化	m	0 (R5 実績)	250	250 以上
土砂災害警戒区域等の年間 対策数(町営、単年度)	箇所	6 (R5 実績)	6	6 以上
用途地域人口のうち、ハザード エリア(※)内に居住する 人口の割合	%	18.3 (R2 実績)	—	18.3 以下

※P.132 に示す、居住誘導区域から除外することとしたハザードエリア。

なお、R2 実績については 100m メッシュを用いて GIS にて算出。



## 第8章 実現化方策

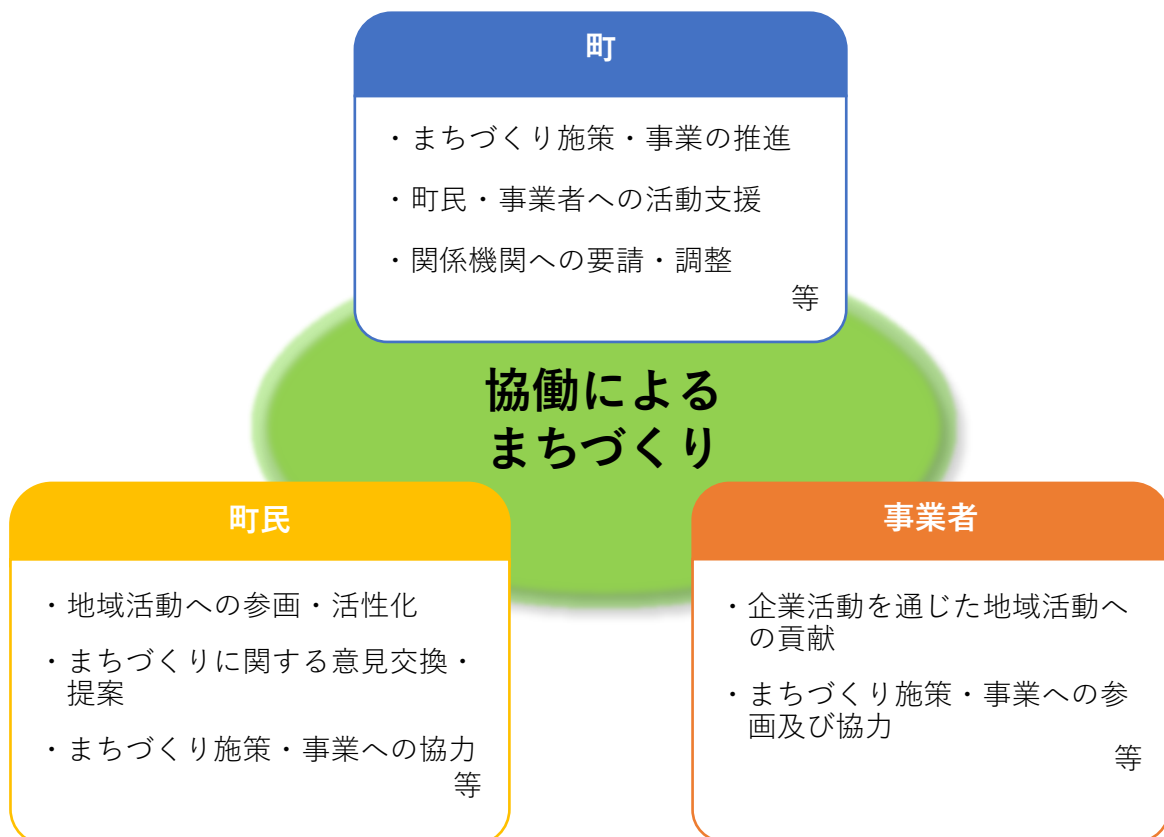
本計画の基本理念に基づき、5つの目標を実現していくためには、行政・町民・事業者らがこれらの方向性を共有するとともに、まちづくりに対する理解を深め、適切な役割分担と協働による取組を推進していくことが重要です。以下に、これらを推進するための方策を掲げます。

### ①行政・町民・事業者の役割分担

町は、計画に基づくまちづくり施策や事業を推進するとともに、国・県等の関係機関への要請・調整等を行います。あわせて、町民・事業者への活動支援を行います。

町民は、まちづくりに関する意見交換や提案を行うとともに、まちづくりの主役であるとの意識を高め、地域活動・まちづくり活動へ積極的に参画します。

事業者は、企業活動を通じた地域活動への貢献や、まちづくり施策・事業への参画及び協力等を行います。



## ②まちづくりを協働で推進するしくみづくり

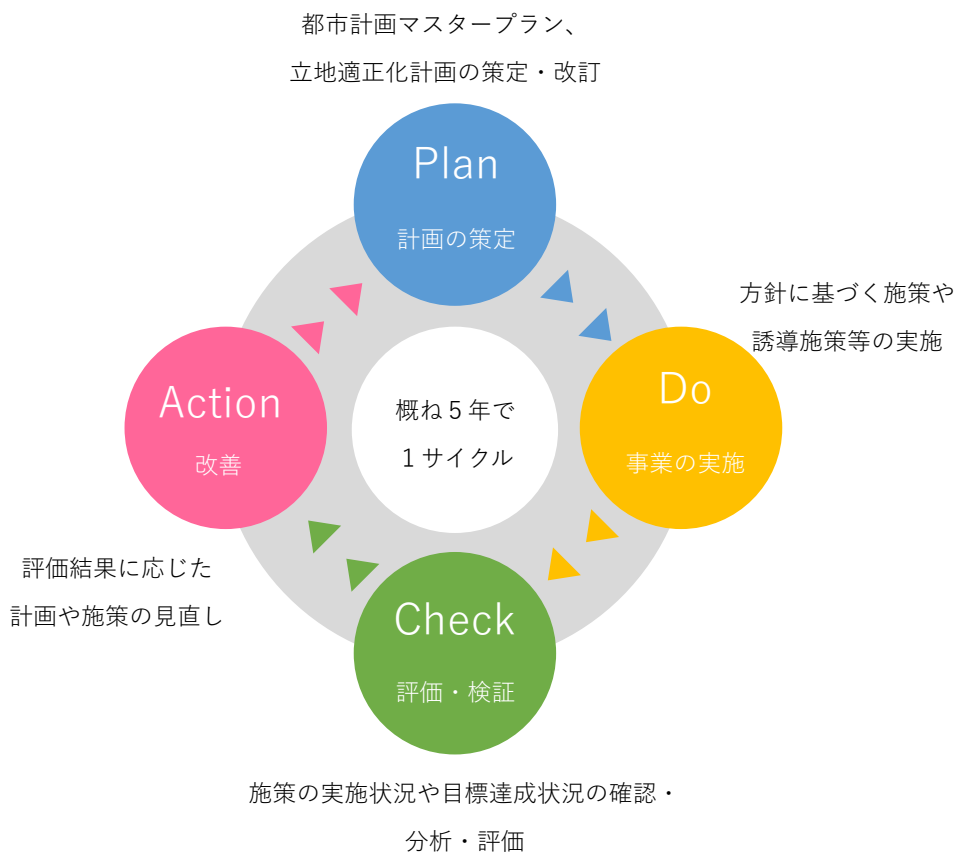
協働によるまちづくりに向けては、多様な主体との連携強化を図ることが重要であるため、対話機会の創出や組織化を図ります。また、住民に対する分かりやすい情報提供や、ワークショップ等の意見交換・合意形成の場の創出に努めます。

## ③計画の進行管理と改善

本計画はおおむね20年後を目標年次としており、先の将来を見据えた持続可能なまちづくりを目指しています。

そのため、計画の進行管理においては、概ね5年ごとのPDCAサイクルを実施し、進捗状況の把握・評価を行うとともに、社会情勢の変化等も考慮しながら、必要に応じて計画の見直し・改善を行います。

### 《PDCAサイクルのイメージ》

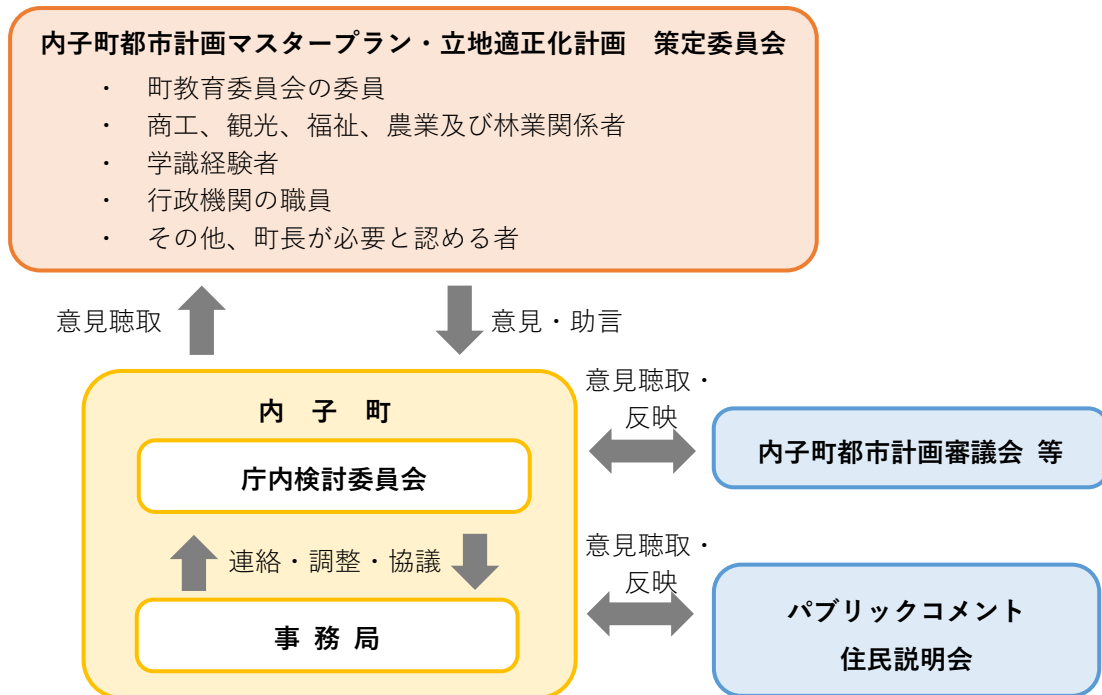




## 巻末資料

### 《策定の経緯》

本計画は、以下の体制により検討・策定を行いました。



### (1) 内子町都市計画マスタープラン・立地適正化計画 策定委員会

開催日	項目
令和6年5月20日	第1回 策定委員会
令和6年7月29日	第2回 策定委員会
令和6年10月11日	第3回 策定委員会
令和7年5月7日	第4回 策定委員会

### (2) 内子町都市計画マスタープラン等 庁内検討委員会

開催日	項目
令和6年4月23日	第1回 庁内検討委員会
令和6年6月27日	第2回 庁内検討委員会
令和6年9月6日	第3回 庁内検討委員会
令和6年12月10日	第4回 庁内検討委員会



**(3) 都市計画審議会**

開催日	項目
令和8年3月27日	内子町都市計画審議会

**(4) パブリックコメント**

期間	結果
令和7年8月21日 ～令和7年9月20日	提出された意見合計 0件

**(5) 住民説明会**

開催日	内容等
令和7年7月28日	・内子町都市計画マスタープラン・立地適正化計画 (案) について



《内子町都市計画マスタープラン・立地適正化計画 策定委員会名簿》

任期：令和6年4月1日より

(敬称略、順不同)

区分	所属等	氏名	備考
教育委員会	内子町教育委員会 教育長職務代理者	横田 光敏	
農業	内子町農業委員会 会長	北岡 清	
農業	JA愛媛たいき 内子支所長	石浦 睦仁	
農業	JAえひめ中央 小田支所長	宮内 隆幸	
林業	内子森林組合 代表理事専務	大鍋 直幸	
福祉	内子町社会福祉協議会 会長	堀本 増隆	R7.3.31まで
		泉 邦彦	R7.4.1より
商工	内子町商工会 会長	池田 央	副委員長
観光	内子町観光協会 会長	大西 啓介	
学識経験者	愛媛大学 社会共創学部	片岡 由香	委員長
その他	小中学校PTA連合会 会長	尾花 慎太郎	
行政機関	愛媛県大洲土木事務所 所長	越智 健二	R7.3.31まで
		岡本 敬二	R7.4.1より
行政機関	内子消防署 署長	本田 浩二	
行政機関	内子自治センター 長	森岡 仁治	R7.3.31まで
		西谷 昭男	R7.4.1より
行政機関	内子東自治センター 長	武知 修一	
行政機関	大瀬自治センター 長	高盛 直樹	
行政機関	五十崎自治センター 長	稲月 道隆	
行政機関	小田自治センター 長	土居 正一	





内子町

## 内子町 都市計画マスタープラン・立地適正化計画

内子町 建設デザイン課  
〒795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地  
<https://www.town.uchiko.ehime.jp/>